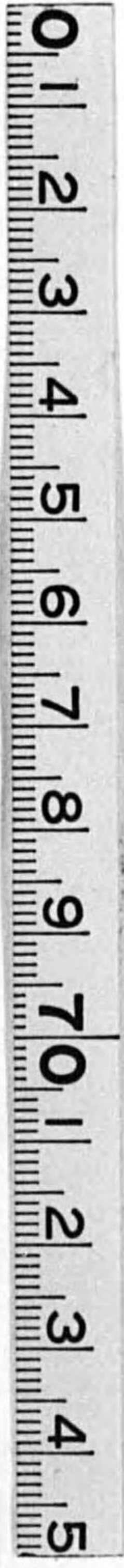


別書誌  
合3冊

14.5  
17.1

〇  
複写

事故本  
欠ページ  
第73編  
p.131-160,  
p.173-199  
同本あり



始



232  
14.5-17イ



\*1200501211357\*

14.5  
17イ

滿鐵調查資料 第七十編

民國十六年の滿洲出稼者

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調査課

凡例

みづの行所寄贈本

一、本書題して「出稼者」と云ふ所以は所謂苦力許りでなく避難民、農業移民等一切を包括せしめむための用意に外ならぬ。但し猶ほ不完全な用語たるを免れない事は自ら之を認める。

一、出稼者と云ひ苦力と云ひ又移民と呼ぶも嚴格なる區別なしに使用して居る場合が多い。場合／＼に應じて讀者に適當の判断を望む。

一、本書は民國十六年一月から六月末に至る半年間に滿洲に入込んだ山東直隸出稼人なる特殊現象に調査の主眼點を置いたのであつて、所謂出稼苦力なるものゝ全般に關する基本調査では無い。

一、材料は主として在滿及び在山東各地領事館、當社各地方機關の情報や報告、並びに東三省各縣公署に出した照會に對する回答を經とし、約一ヶ月半の出張によつて得た見聞を緯として適當に取捨調整したものである。

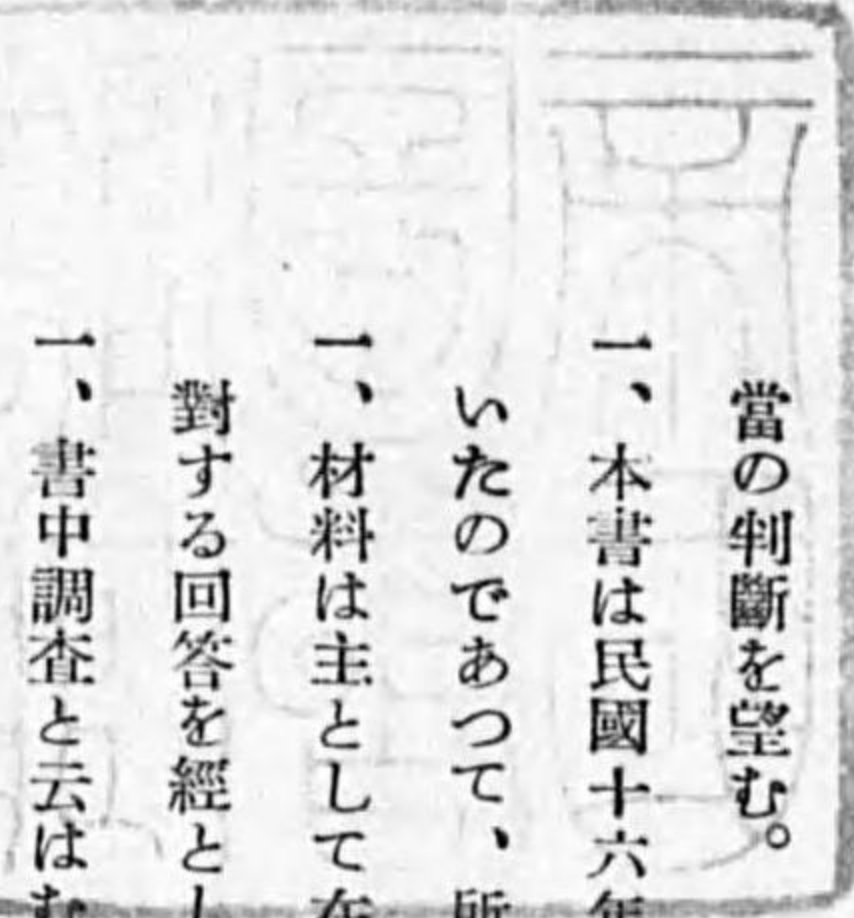
一、書中調査と云はむより寧ろ情報の綜合と云ふを適當とする様な箇所や合理的根據に乏しい推定等が少なくない。之れ素より研究の不充分に歸すべきであるが、短時日に於て完全な調査は到底不可能である事を痛感せざるを得ない。

一、本書の不完全な事は前述する通りである。冀くは讀者からの注意と叱聲によつて誤謬を訂正し失當の見解を矯正する事が出来れば幸である。

一、調査に當つて直接間接援助と指導を受けた諸賢に對し茲に深甚の謝意を表する。

凡例

14.5-171



南滿洲鐵道株式會社  
庶務部調査課

序

從來山東及び直隸から滿洲に入込む出稼人の數は年によつて差はあるが、平均五十萬内外と註せられる、處が昨民國十五年春から確然と増加の傾向を示し更に本年に入つては未曾有の多數に昇り、調査の結果は六月末迄の半年間に約六十三萬人と云ふ推定數に達し年末迄には百萬を突破する見込である。數の激増と云ふ其一時が既に幾多の喫緊な研究事項を暗示するものである上に、本年の出稼人は從來のそれと非常に趣を異にし彼等の多數が一家眷族を携へた移住者であり、喰ふに食なく寝るに家なく老弱相擁して路邊に旅寢の夢を結ぶと云ふ悲惨の狀態に於かれた避難民であつて、到處救濟會の設置となり、同郷會の活動となり果た中國官憲の難民救濟及び移民の招致となつて現れた。茲に於てか吾人の研究方面は益々多岐複雑となつて來ざるを得ない。

然るに出稼人の調査は非常に困難であつて、船舶及鐵道の完然な輸送統計が得られない事、彼等の大多數は鐵道沿線を離れて廣漠たる滿洲の邊陲地方に分散するものであつて直接彼等の生活に觸れる事が困難である事等のために、一朝にして正確な調査を遂げる事は殆んど不可能と云ふべく根據に乏しい推定や不完全な情報の綜合等を以て糊塗するを餘儀なくせられる場合が非常に多い。是れ本年既に發表せられた幾多の斷片的報道に荒唐無稽のものが多し所以であらう。

本書素より所謂山東直隸苦力に關する總ての方面的基本的調査を完成する意圖に出たのではなく、期間を今年の上半期に限定し調査の主眼點を今年の特種現象に置いたのであるが猶ほ既往との關連を知り比較を求め特種現象たる所以を明にするため過去に於ける基本的調査の必要を痛感した次第である。處が從來此種の基本調査と見るべきもの殆んどな

く偶々あつても極めて不完全なものであつて一例を挙げると田稼及歸還苦力數や移住者數等を正確な材料によつて算定したものは先づ皆無と云つても敢て過言でない状態である事に少なからず苦心した。

凡そ斯る事情の下にあり且つ比較的短日月の間に纏める事を餘儀なくせられた本調査は極めて不充分で幾多研究の餘地を残すものである事は自ら之を認める。唯だ今後一層深く研究調査を進めむとする者のために一階梯となり一資料とならば幸である。

目次

民國十六年の滿洲出稼者

目次

第一章 滿滿への出稼者數.....一

  第一節 總數.....一

  第二節 經路別入滿數.....二

    第一項 大連上陸數.....二

    第二項 營口上陸數.....三

    第三項 安東上陸數.....三

    第四項 京奉線關係.....四

      (一) 京奉線奉天驛下車數.....四

      (二) 皇姑屯驛下車數.....五

      (三) 京奉沿線徒步者數.....五

  第三節 例年との比較.....六

第二章 滿鐵線主要驛分布状態.....八

  第一節 總說.....八

第一項 大連及營口兩驛發貨車輸送數……………八

第二項 徒步者數……………一〇

第三項 大連、營口及奉天よりの三等乗客數……………一一

第四項 大連、營口發貨車輸送客及奉天乘車三等客の分布状態……………一三

第二節 各地状況……………一四

第一款 大連……………一四

一、上陸者總數 二、營口安東及京奉線との比較 三、上陸數と貨車輸送數、徒步者及三等客數の割合 四、貨車輸送による主要驛分布状態 五、大連附近の労働者數 六、出稼者の仕出港別比較 七、歸還苦力狀況……………二六

第二款 營口……………二六

一、上陸者總數 二、大連、安東及京奉線との比較 三、貨車輸送及徒步者 四、貨車輸送による主要驛分布状態 五、出稼者の仕出港別比較 六、地方労働者狀況……………三〇

第三款 安東……………三〇

第四款 奉天……………三二

第五款 撫順……………三五

第六款 長春……………三八

一、長春到着數 二、分布状態 三、鐵道輸送出稼者の長春下車の割合 四、長春難民救濟所の

### 第三章 奥地分布状態……………四三

取扱數

#### 第一節 南滿……………四四

第一款 總數……………四四

第二款 分布状態……………四四

第一款 奉海鐵道及開拓鐵道背後地々方……………四五

一、奉海鐵道利用者 二、分布状態 三、開拓鐵道利用者及分布状態……………四五

第二款 四洮、洮昂沿線地方……………四八

一、四洮鐵路による難民及墾農輸送状態 二、分布状態並洮昂線輸送状態 三、官憲の難民割當計畫……………四八

參考 一、洮昂沿線移民の開墾契約、二、突泉地方に於ける移民の開墾契約……………六二

第三項 京奉線沿線及背後地々方……………六二

第四項 長春西方及西北方地方……………六三

第五項 吉長及吉敦沿線及背後地々方……………六五

第二節 北滿……………七一

第一款 總數……………七一

第二款 分布状態……………七四

第一項	東支東部沿線及其背後地々方	七八
第二項	東支西部沿線及其背後地々方	八一
第三項	松花江、黑龍江の沿岸地方	八二
第四項	呼海沿線及其の背後地	八四
<b>第四章</b>	<b>滿洲内部に於ける移住現象</b>	八六
<b>第五章</b>	<b>難民の救済及移民の招致</b>	九一
第一節	吉林省	九一
第一項	難民救済辦法	九一
第二項	難民救済所辦法	九四
第三項	按撫外來難民辦法	九五
第四項	依蘭道區招墾簡章	一〇三
第五項	其他の辦法	一〇八
第六項	諸辦法による土地獲得、開墾等の條件	一〇九
第二節	黑龍江省	一一一
第一項	黑龍江省各屬招墾章程	一一一
第二項	黑河道の移民計畫	一二〇

**第六章**

**本年出稼者の特徴**

一二九

第一款

從來の歸還苦力及移民數

一二九

第一項

歸還苦力數

一二九

第二項

移民數

一三二

第二款

本年出稼者中に於ける移民數の増加

一四一

第三款

出稼者中に於ける農業關係者の増加

一四二

第四款

北滿出稼者の増加

一四六

第五款

婦女子の増加

一四六

第六款

出稼年限の延長

一四七

**第七章**

**山東直隸事情**

一四九

第一節

出稼者増加の原因

一四九

第二節

出稼者郷里の變化

一五一

**第八章**

**移民の増加と其經濟的影響**

一五八

**第九章**

**移民増加が在滿朝鮮人に及ぼす影響**

一六五

附錄第一

出稼華工の運賃

一七一

第二項

汽船運賃

一七一

目次

一、大連迄の汽船運賃 二、營口迄の汽船運賃 ..... 一七一

第二項 汽車運賃 ..... 一七二

一、滿鐵 二、四洮線 三、洮昂線 四、奉海線 五、東支線 六、京奉線 ..... 一八五

附錄第二

一、自大正十二年大連港上陸苦力仕出港別月別統計 ..... 一八八

至昭和二年六月 ..... 一九一

二、自大正十二年大連驛發貨車輸送苦力仕向地別月別統計 ..... 一九二

至昭和二年六月 ..... 一九五

三、自大正十二年大連より乗船せし苦力仕向港別月別統計 ..... 一九六

至昭和二年六月 ..... 一九九

四、自大正十四年度大連港上陸及歸還婦女數統計 ..... 二〇〇

至昭和二年六月 ..... 二〇三

五、自大正十二年半莊上陸支那人統計 ..... 二〇四

至昭和二年六月 ..... 二〇七

六、自大正十二年營口驛發貨車輸送苦力仕向地別月別統計 ..... 二〇八

至昭和二年六月 ..... 二一一

七、自大正十二年半莊より乗船せし支那人統計 ..... 二一〇

至大正十五年 ..... 二一三

八、自大正十四年安東上陸支那人仕出港別月別統計 ..... 二一四

至昭和二年五月 ..... 二一七

九、自大正十四年安東港發支那人仕向港別月別統計 ..... 二一八

至昭和二年五月 ..... 二二一

十、自大正十二年奉天驛發出稼苦力仕向地別月別統計 ..... 二二二

至昭和二年六月 ..... 二二五

十一、自大正十二年奉天發歸還苦力仕向地別月別統計 ..... 二二六

至昭和二年四月 ..... 二三〇

第六項 本半出稼苦力出稼 ..... 二三〇

# 民國十六年の滿洲出稼者

## 第一章 滿洲への出稼者數

### 第一節 總數

本年一月から六月末迄に東三省へ入込んだ出稼者(苦力、避難民、農業移民等一切を含む)數は汽車汽船の無賃取扱を受ける如き幼兒を除き、男女共に六十三萬人と云ふ推定計算になる。それは大連、營口、安東上陸數及京奉線で奉天驛及皇姑屯驛に下車した者の合計に京奉沿線徒歩者の數を加へたものである。即ち左の通り。

一、大連上陸數	三三一、四六〇
二、營口上陸數	七四、六五九
三、安東上陸數	二三、八〇八
四、京奉線奉天驛下車數	九六、六五八
五、京奉線皇姑屯驛下車數	六七、〇四三
六、京奉沿線徒歩者	三六、三七二
合計	六三〇、〇〇〇

幼兒の數は全く不明であるが全體の五パーセントと見れば三萬一千五百人となり全體にて入滿者が約六十五萬と云ふ



事になる。

男女の割合が如何であるかを推定して見るに、一月から六月迄の大連上陸者の男女比率は八三%と一七%であるから此割合で計算して見ると左の通りとなる。

男子	五二二、九〇〇 (八三%)
女子	一〇七、一〇〇 (一七%)

以下前記各項の數の據つて來る所以を説明する。

### 第二節 經路別入滿數

#### 第一項 大連上陸數 三三二、四六〇

大連水上警察署の船舶出入簿によつて調査した大連港上陸苦力數は左の通りである。

月	男		女		合計
	男	女	男	女	
一月	一一、三七八	一、九六二	一三、三四〇		
二月	三三、〇〇三	五、五二二	三八、五二五		
三月	一一八、一九〇	二六、五八九	一五四、七七九		
四月	五五、五九〇	一四、一四一	六九、七三一		
五月	三三、一三八	七、二三三	四〇、三七一		
六月	一四、五二五	二、三四八	一六、八七三		
合計	二七五、八二四	五七、七八五	三三三、六〇九		

右の内安東から來た男子一、八九一、女子二五八、合計二、一四九を差引いた三三一、四六〇を大連上陸數と勘定する。營口海關届出の同港上陸苦力數に就いては別項の如く一八%を加算したが大連上陸數は水上警察の調査であつて實際數だと云ふ事であるから何物をも加算しない事とした。

#### 第二項 營口上陸數 七四、六五九

一月から六月迄海關届出の支那人上陸數は六三、二七〇であるが實際の出稼者數は猶ほ遙に多い。それは甲板乗客として各船に許可した制限あるに拘らず實際は其制限を超過して多數を乗船せしめ海關には制限範圍内のみの數を届出づるからである。届出以外の數を如何に見積るかに就いて多少各人意見の相違もあるが茲には一割八分増と推定して七四、六五九名とする。(推定の根據に就いては第二章第二節第二款營口参照。)

#### 第三項 安東上陸數 一一三、八〇八

海關統計による安東上陸の中國人全體數二九、七六〇の八割を出稼者と見たのである。營口に於ては上陸支那人全體數以上に見積り安東に於ては八割と推定したのは營口と安東とは上陸支那人の事情を異にして居ると信ずるからである。安東上陸數(青島、芝罘、龍口、天津各港より)

一月	1
二月	1

三	月	一七、一四三
四	月	八、六一七
五	月	四、〇〇〇
六	月 (推定)	二九、七六〇
合計		

### 第四項 京奉線關係

(一) 京奉線奉天驛下車數 九六、六五八

奉天驛の査定による瀋陽驛下車數は左表の通り。

瀋陽驛下車數	三、七一八
一 月	一一、一五五
二 月	二九、四〇〇
三 月	二二、二三〇
四 月	一七、四八五
五 月	一一、六七〇
六 月	九六、六五八
合計	

(註) 一日の數は推定なり

(二) 皇姑屯驛下車數 六七、〇四三

奉天驛の査定による二、三兩日間の京奉線皇姑屯驛下車數を基礎として其他の一、四、五、六月の數を推定した。

皇姑屯驛下車數	二、五九〇
一 月	二八、二四六
二 月	
三 月	三六、二〇七
四 月	
五 月	
六 月	六七、〇四三
合計	

註 上記月別數字の内二月、三月合計の二八、二四六は奉天驛査定數、他は推定數である。推定方法は奉天驛下車數と皇姑屯驛下車數との比例によつたものである。即ち二月、三月中奉天驛下車數四〇、五五五に對して皇姑屯驛下車數二八、二四六である。此比例を以て前項(一)の奉天驛下車數を按分すれば茲に掲げる數となる。

(三) 京奉線徒歩者 三六、三七二

此數は全然人口的の數字である。奉天及皇姑屯驛下車數から推して京奉沿線徒歩者數は三萬乃至四萬と推定して前項の合計五九、八六二八と合せて端數の付かない六十三萬と云ふ數とするために定めた數である。

第三節 例年との比較

本年六月迄の出稼者が六十三萬人と云ふ推定數に達した事は前述する通りである。之を従來の同期間に於ける出稼數と比較して今年の數が如何に増加して居るかを示さう。

年次	大連港上陸	京奉線	安東	東營	營口	合計
大正十二年六月迄	一〇七、六三二	九六、六〇八	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二四九、二四〇
十三年同	一〇三、三五〇	一四七、五〇三	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二九五、八五三
十四年同	一二二、五九六	一三八、五九四	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇六、一九〇
十五年同	一六五、九一五	一一七、〇八二	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	三二七、九九七

註 大連上陸數は實數。但し女子を除く、女子は數千から一萬位の見當。

京奉線による數は奉天驛の査定による奉天驛乗車數(但し一月を缺く)

安東、營口の數は海關統計により大體の見當をつけたもの。

即ち既に増加の傾向が顯著であつた十五年を除いては毎年六月迄に三十萬前後と云ふ状態であつて今年は例年の二倍以上の増加である事が解る。

従來の統計によると上半期と下半期との出稼數割合は殆んど六と四との割合に略ぼ一定して居る。此割合が本年にも適用出来るるとすると本年の下半期出稼數は四十萬位と一應想像せられる譯である。處が本年上半期は異常の増加であつたが故に若し下半期に於て同様に異常な増加の趨勢が持續せられるにあらざれば四十萬に達する事は困難である。確實

な處は勿論一年を経過して見なければ解らないが七、八、九、三箇月間に於ける大連及營口發出稼者數に就いて考察するに一昨年は一六、七五九、昨年が三五、二二七、本年が五八、三一四となつて居る。昨年が既に相當の増加であつたのであるが本年は昨年の約一七〇%に當つて居る。而して十月以後に於て猶ほ出稼者の絶えざる事は新聞の屢報道する處である。斯る事實から判斷すると年末迄には優に百萬を突破し一年を通して見るも例年の約二倍に達すると豫想して差支へあるまい。

### 第二章 滿鐵線主要驛分布状態

#### 第一節 總 說

前節に於て入滿者數約六十三萬人となると云ふ計算を示したが本節に於ては是れが滿鐵線主要驛分布に就いて調べて見度いと思ふ。此等出稼者は彼等の上陸地たる大連、營口、安東及び京奉線からの下車驛皇姑屯及奉天等に留まる者は極めて少數で其殆んど全部が(一)貨車輸送により(二)普通の三等客として(三)徒歩者として鐵道沿線から漸次奥地へと進むのである。であるから分布状態研究の第一着手は先づ彼等が貨車輸送により如何に滿鐵沿線各地に分布せられるかの吟味に初めねばならぬ。

#### 第一項 大連及營口兩驛發貨車輸送數

大連及營口から貨車輸送せられた出稼者の數は左掲第一表の示す通りであるが右の外に四月一日から開始せられた無賃扱(卷末附録、出稼工の運賃、滿鐵の部参照)者(第二表)が存在する。此兩者の外に猶ほ臨時割引と稱する種類に屬する者が若干あるのであるが詳細は不明である。

第一表 大連驛發貨車輸送數

月別	著 驛	長 春	公主嶺	四平街	開 原	鐵 嶺	奉 天	鞍 山	撫 順	合 計
一 月		一、六七五	五八	一、九八	四三	五八	一、三三	一〇六	一、三九	四、九七

月別	著 驛	長 春	公主嶺	四平街	開 原	鐵 嶺	奉 天	鞍 山	撫 順	合 計
二 月		五、七七	一〇五	一、六四	一、三六	一七	三、八三	一、九三	二、九七	一四、六三
三 月		四、四九	一、五四	一、六七	五、九三	六三	二、〇七	一、四三	二、三三	一七、四三
四 月		二、〇八	三、四	一、〇一	二、六五	三三	六、四九	四三	五、八八	一八、三三
五 月		八、六一	一、三三	四、五	八、六	三三	二、四九	一、三	一、七九	二四、九
六 月		三、三〇	四	一、二	三、七	五	九、〇	六	五、七	一四、九
合 計		八、六三	一、九	三、九	二、四	一、三	二、七	二、九	二、四	一六、三

第二表 大連驛發無賃扱數

合 計	四 月	五 月	六 月
一〇、一〇四	四、一六一	二、四一九	一六、六八四
一八一、九一五			

第一表、第二表總計

第一表 營口驛發貨車輸送數

月別	著 驛	長 春	公主嶺	四平街	開 原	鐵 嶺	奉 天	鞍 山	撫 順	合 計
一 月		一、四八	一	四八	九	一	三	一	二五	二八
二 月		一、八	三	一四	三	二	二	一	六	二八

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

計	三月	四月	五月	六月
四、二九〇	三、二二〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
二、二	二、一	二、一	二、一	二、一
三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
二、七	二、七	二、七	二、七	二、七
四、九	四、九	四、九	四、九	四、九
四、一	四、一	四、一	四、一	四、一
五、三	五、三	五、三	五、三	五、三
六、三	六、三	六、三	六、三	六、三

第二表 營口驛發無賃扱數

合 計	四月	五月	六月
四一、四八一	一一、二八八	一一、二四六	五二、六
四、〇六〇			

第一表、第二表總計

第二項 徒歩者數

大連上陸數三三二、四六〇から前項の貨車輸送及無賃扱數一八一、九一五を差引いた二四九、五四五及び營口上陸數七、六五九から貨車輸送及無賃扱數四一、四八一を引いた三三、一七八は夫れ／＼大連及營口から(一)徒歩北行せるもの、(二)三等客として輸送されたるもの、(三)大連及營口附近に留りたるもの總和でなくてはならぬ筈である。諸方面の意見を綜合して見るに徒歩者の數は大體左の如きものであると思ふ。

大連より	六〇、〇〇〇
營口より	一五、〇〇〇
京奉線より	五〇、〇〇〇
安東より	極めて小數

元來徒歩者と三等客との割合を決定する事は難中の難事であつて、是に就いて從來徹底的に研究せられた事は未だ嘗て無いのみならず、三等客の何割を以て苦力、移民等の階級と見るべきかと云ふ大體の標準に就いても確呼たる意見を持つた者が無いと云ふ有様である。又上陸地點たる大連、營口に留るものと奥地行者との割合に就いても同様不明確である。それで徒歩者に就いても其確實な數を得る事は到底望まれない事であるが、瓦房店、大石橋等の地方事務所、其他の人々の意見を綜合して考へると一月以來六月迄大連發のもの六萬、營口發の者一萬五千、合計七萬五千位と見るべきだと思ふ。さうすると大約二割内外と云ふ事となるが、營口に於ける客棧に就いて聞いた處によると矢張り二割見當だと云ふ者が多かつた。

京奉沿線の徒歩者に就いては猶更不明であるが皇姑屯及奉天下車數一六三、七〇一と京奉沿線の推定徒歩者三六、三七三との合計二〇〇、〇七四から後述する奉天驛乘客數一五〇、六六六を引いた四九、四〇八即ち約五萬が奉天からの徒歩者數と見て大體大した間違ひは無からうと思ふ。

安東に上陸した者は大部分汽車輸送によらず徒歩で寛甸及長白等の奥地へ向ふものである。

第三項 大連、營口及奉天よりの二等乘客數

既に貨車輸送數が解り徒歩者に對する見當もつけ得たとすれば殘留者及び三等客として運ばれた數も略ぼ自ら定まつ

て来る筈である。

大連。即ち大連に就いて云ふならば上陸數から貨車輸送數を引いた一四九、五四五から更に徒歩者六〇、〇〇〇を差引いた八九、五四五は大連附近殘留者か然らざれば三等客で無くてはならぬ。大連及其附近に居る苦力其他の勞働者で山東や直隸と關係を有する者を六萬と見て其中の二五%が年末に歸つて年始めに出て來るとすれば其數は一萬五千である。八九、五四五から一萬五千を差引いた七四、五四五は正規の三等客と云ふ事になる。

(二等乗客數の吟味に就いては本章第二節、第一款三に、大連附近の勞働者數の吟味に就いては本章第二節、第一款五に譲る)

營口。營口上陸數が七四、六五九で貨車輸送が四一、四八一、徒歩者を一萬五千と見れば残りは一八、一七八であるが營口上陸者は殆んど其地に留まらないと云ふ事であるから約一六、〇〇〇位は三等客であると見て差支へあるまい。

第三表 奉天驛發

月別	著	長	公	四	開	原	鐵	嶺	鞍	山	撫	順	其	他	合
月	驛	春	主	平	街	鐵	嶺	嶺	山	撫	順	其	他	合	
一	月	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
二	月	1,141	803	219	2,399	1,094	1,903	79	215	1,883	3,014				3,014
三	月	2,675	1,568	487	5,047	1,903	1,903	332	464	2,964	5,019				5,019
四	月	2,266	1,021	3,594	3,750	1,676	3,335	215	3,335	2,155	7,077				7,077
五	月	1,398	731	2,299	2,299	1,369	2,234	233	2,234	1,991	2,517				2,517
合	計	7,366	4,355	1,595	1,861	1,103	1,103	203	2,331	1,499	16,044				16,044
六	月	7,366	4,355	1,595	1,861	1,103	1,103	203	2,331	1,499	16,044				16,044
合	計	8,764	4,788	1,498	1,594	1,594	714	884	1,517	1,015	15,066				15,066

第四項 大連、營口發貨車輸送客及奉天乘車  
三等客の分布状態

以上の大連、營口發貨車輸送(無賃扱を除く)及奉天發三等客の統計を合せて主要驛別に到着數を見ると左表の如く其合計は三五三、三二八である。(但し此外に大連、營口發貨車輸送中には無賃乗車二〇、四四〇と若干の臨時割引と稱する部類に屬する者がある事を注意せねばならぬ。)

第四表

發	著	長	公	四	開	原	鐵	嶺	奉	天	鞍	山	撫	順	其	他	合
驛	驛	春	主	平	街	鐵	嶺	嶺	天	鞍	山	撫	順	其	他	合	
大	連	8,763人	1,296人	3,998人	2,498人	1,371人	3,721人	2,369人	2,474人	1,653人	15,066人					15,066人	
營	口	2,760	43	2,760	2,760	277	5,337	884	1,517	1,015	10,152					10,152	
奉	天	8,266	4,568	1,498	1,594	1,594	714	884	1,517	1,015	10,152					10,152	
合	計	19,789	5,907	8,256	7,686	3,942	10,772	4,047	9,728	3,382	25,318					25,318	

註 出稼者全體の分布としては本表の外に

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

一、大連、營口發無賃乗車合計

二〇、七四四

一、大連、營口發臨時割引

(確數不明)

一、大連、營口發三等客

推定數約 九〇、〇〇〇

一、大連、營口及奉天からの徒歩者

推定數約 一二五、〇〇〇

が夫れく各地に分配させられる驛である。

第二節 各地狀況

第一款 大連

大連上陸者三十三萬餘名の移動に就いては前節に於て左表の如きものである事を述べた。

上陸者總數

三三一、四六〇 (確數)

内

貨車輸送 (無賃乗車を含む)

一八一、九一五 (確數)

三等客

七四、五四五

徒歩者

六〇、〇〇〇 (推定)

地方殘留者

一五、〇〇〇

以上の各項目に就いて既住と比較し且つ營口、奉天等と比較する事によつて出稼者上陸港としての大連の地位を明にする。

一、上陸者總數 上掲上陸者總數には安東から來た者が除かれて居る。之を加へると三三三、六〇九であるが其内男子は二七五、八二四である。過去に於ける女子上陸者の統計が不揃であるために茲には男子のみに就いて比較する事を餘儀なくされる。

	六月迄	十二月迄
大正十二年	一〇七、六三二	一七二、〇一四
大正十三年	一〇三、三五〇	一六七、二〇六
大正十四年	一二二、五九六	一九七、三九二
大正十五年	一六五、九一五	二六七、〇六二
昭和二年	二七五、八二四	(推定) 四五九、七〇七

註 昭和二年度十二月迄の推定數は六月迄の數と十二月迄の數を六と一〇との割合として推定した。

即ち本年の數は例年の二倍以上となつて居る昨年は既に例年より多かつたのであるが今年は今半期間に昨年より約十萬の多數である。

二、營口、安東及京奉線との比較 此比較は既に第一章第一節に掲げた數によつて略明瞭であるが茲に再び同數を掲げて比率を求めて見る

入滿總數	比率
六三〇、〇〇〇	一〇〇%
大連上陸	五三%
營口上陸	一二%
内	一五%
三三一、四六〇	
七四、六五九	

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

一六

安東 上陸

二二、八〇八

三%

京奉線合計 (徒歩者を含む)

一〇〇、〇七三

三二%

即ち大連が過半数を占め京奉線が約三分の一、營口は約八分の一と云ふ事を示す。

大連が斯の如き高率を示した事は本年始めての事であるが過去五年間に遡つて其變化の傾向を調べて見ると此二三年漸増の趨勢にある事が解る。勿論正確な統計が無いから甚だ不完全なものたるを免れないが大體の趨勢を窺ふには差支へあるまじ。

年次	大連		營口		安東		東		京奉線		合計
	數	%	數	%	數	%	數	%	數	%	
大正十二年	一七二、〇一四	四〇	七七、〇八七	一八	四六、五七七	一一	一三八、〇一一	三一	四三三、六八九		
大正十三年	一六七、二〇六	三四	六一、九〇四	一二	五二、六四一	一一	二二〇、七一九	四三	四九二、四七〇		
大正十四年	一九七、三九二	三七	九六、六四七	一八	四〇、七四〇	八	一九七、九九一	三七	五三二、七七〇		
大正十五年	二六七、〇六二	四四	一一四、七四三	二〇	四八、二八七	八	一六七、二六〇	二八	六〇七、三五二		

註 一、大連上陸數には婦女を含まないから實際は最少し率が高くなる。

二、營口上陸數に就ては第二款營口の處に於て説明する。

三、安東上陸數は海關統計による上陸支那人全體の七割である。七割とした理由は大連からの上陸數約一割、出稼者以外の者約二割を見積り之を控除したからである。

四、京奉線による數は卷末掲載の奉天驛査定による二、三、四、五、六月間に於ける奉天驛發出稼華工數を基礎として推定した

即ち右五箇月間に於ける出稼者の數は一年中を通しての全體の七割に當るものと見做して計算したのである。大連港上陸華工の統計によれば前半期の出稼數と殘餘の期間に於ける出稼數とは六と四との割合であるが京奉線にあつては今少し偏する傾向があると思つたから七と三との割合としたのである。

五、京奉沿線の徒歩者を勘定に入れないのは奉天驛發の者の中には京奉線から來たもののみでなく滿洲内部に於て移動する者が相當含まれて居る譯であるから之れを相殺する意味に出たのである。

六、此推定は甚だ不完全であつて第一京奉線は戦争の爲め運輸が停止する事が屢々であるから出稼期の五箇月の査定數を基礎として後半を推定する事は甚だ危険である。が然し京奉線自體による一年間の統計が無い以上此様な不完全な推定に満足するより仕方が無いと思ふ。それで上記の表の中大連、營口、安東には大した間違ひは無いが若しありすれば京奉線關係である。是によつて見ると十二年から十四年までは平均三十五・六%であつたものが十四年は大分増加して四十四%を示して居る。本年は五三%となつて居る事は前述した通りである。

三、上陸者と貨車輸送數、徒歩者及三等乗客數の割合 上陸者數及貨車輸送數は確定數であるが徒歩者及び三等乗客數は推定による外途が無い事、而して徒歩者が六〇、〇〇〇、三等客が七四、五四五、大連附近殘留が一五、〇〇〇位と推定せられる事は前節に述べた通りである。其處で本項に於ては三等乗客の七萬五千餘と云ふ數が果して正鵠を得た數であるか否かを何等かの方法で吟味して見る必要があると思ふ。甚だ不完全な方法には違ひ無いが一月から六月迄の三等乗客數の月別統計を比較して見る事によつて大體の見當はつけ得られると思ふ。

自昭和二年一月大連驛發主要驛下車三等旅客數  
至同 六月

七、二九七

一 月

一三、三〇三

第二章 滿鐵線主要驛分布状態

一七



三 月	八二、七六八
四 月	三九、七〇七
五 月	一七、九七四
六 月	七、九一九

此増減の趨勢を見るに、出稼人の大連港上陸數増減の趨勢と大體一致して居る處から判断し、又三、四、五月特に三、四月に於て特別に多くなつて居るのは主として苦力又は移民の増加の爲めであると見なければ他に適當な説明がつかない事から考へて三等客中に相當數の出稼者が居る事が解る。而して三月と四月の數は二月に比べると約九萬七千、五月に比べると八萬六千の超過を示して居る處から判断すると三等客としての出稼人の輸送數約七萬位は先づ首肯し得べき數と考へられる。

猶ほ又本節第六款長春の項下に述べる様に長春驛査定出稼者中三等客が二十六萬八千と云ふ多數に上つて居る事も又出稼者の中に三等乗客が決して少なくない事を示す材料であると信ずる。

扱て上來述べ來つた貨車輸送、徒歩者、三等乗客の各數が全體數に對する比率を求めて見ると左表の如く貨車輸送が五五%、三等客が二二%、徒歩者が一八%、地方殘留が五%となる。

上陸總數	三三一、四六〇	一〇〇%
貨車輸送 (無貨乘車を含む)	一八一、九一五	五五%
三等乗客	七四、五四五	二二%
徒歩者	六〇、〇〇〇	一八%

地方殘留

一五、〇〇〇

五%

四、貨車輸送による主要驛分布狀態

大連驛發貨車輸送着驛別月別統計表は本章第一節第一項に掲げた處である

が六月迄の合計數に就いて主要各驛の比率を求めて見ると左の通りとなる。(無貨は到着驛不明なるにより省略)

長春	八三、六七三	五二%
公主嶺	一、九二八	一%
四平街	三、九五八	二%
開原	一一、四五八	七%
鐵嶺	一、三七一	一%
奉天	三五、七一	二二%
鞍山	二、三八九	一%
撫順	二四、七四三	一五%
合計	一六五、二三一	一〇〇%

過去四年間に於ける仕向地別年表は左の通り。(月別詳細統計に就ては卷末附録參照)

大連驛發貨車輸送苦力仕向地別年次表

年次	驛別	長春	公主嶺	四平街	開原	鐵嶺	奉天	鞍山	撫順	合計
大正十二年		一六、三二一人	四、四四人	四、八五人	三、三八八人	七、七六六人	八、五五八人	二、三六八人	五、四八八人	五六、三三一人
大正十三年		一九、三九〇人	四、四四人	五、四三三人	二、四三〇人	七、七六六人	八、〇六四	二、三三七	五、九五九	五九、七三三
										一九

第二章 滿鐵線主要驛分布狀態

大正十四年	三、八七一	六、四〇四	一、七六六	三、三三七	一、六二八	一、四〇三	一、四九七	八、三〇六	五、九八三
大正十五年	四、五七七	一、五五〇	二、六三三	七、六八八	一、五六一	一、六七三	三、三三六	一、三三〇	六、二七〇
昭和二年六月迄	八、三六七	一、五九六	三、九六八	一、四四六	一、三三二	三、五七二	二、三九九	二、四七三	一、五三三

五、大連附近の労働者数

大連附近の労働者状態を綿密に調査する事は所謂苦力の基本的調査に俟つべき事であり、茲に其餘裕を持たないのであるが、地方残留者数を決定する爲には労働者の全體數に就いて大體の見當をつける必要に迫られたのである。そして其結果山東直隸との關係を有するものは六萬内外と云ふ數を得たのである。

從來大連のみの労働者に就いても完全に調査せられた事はなく偶々發表せられたものもほんの概數に過ぎなかつた。依て大正九年十月一日現在を以て施行せられた關東州臨時戸口調査に表れた數字によつて推定して見る事とした。右戸口調査では業態を業主、役員、勞務の三つに區別し各々を扶養者と被扶養者に區別して居るが、支那人勞務者に関する統計は左表に見る如く大連市及大連村落に於ける扶養者が八四、一六一、被扶養者が一二、九八七、此合計九七、一四八であつた。

大連附近支那人労働者統計 (大正九年十月一日現在)

職業別	大連市		大連村落		合計	
	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者
農業	一九二	一八	七、四一一	五九〇	七、六〇三	六〇八
水産業	七二	八	五一九	一九	五九一	二七
礦業	一九	一	五五三	一八	五七二	一八

職業別	大連市		大連村落		合計	
	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者
工業	二六、〇二八	二、七二四	一一、一五六	三、三五一	三八、一八四	六、〇七五
商業	一六、三九三	一、四五三	一、九四二	六三四	一八、三三五	二、〇八七
交通業	一四、六二二	一、九四五	一、六二六	八三六	一六、二四八	二、七八一
公務、自由業	一、八一四	八八七	四六七	四九〇	二、二八一	一、三七七
其他の有業者	二二三	一一	一一〇	二	三四三	一三
家事使用人	三	一	一	一	四	一
合計	五九、三六六	七、〇四七	二四、七九五	五、九四〇	八四、一六一	一二、九八七

處が現在の人口は其當時より多少増加して居るので勞務者も従つて増加して居る筈である。

左表に見る如く大正九年十月一日現在支那人數は一、九七、一四〇であつたものが十四年十月一日の國勢調査によると二〇四、五三五に増加して居る。

大連人口表 (○印大正九年十月一日現在、△印大正十四年十月一日現在)

地方別	日人		朝鮮人		支那人		外國人		合計	
	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者	扶養者	被扶養者
大連市	五二、六一九	七、一八七	八、五三三	一、〇五五	一一、五九八	四、三二二	二、三二二	一、五九九	一、八八八	二、〇二二
大連村落	一、二〇〇	三、四九六	五、五九九	七、九一一	七、九一一	一、四四五	一、〇三三	八、二七六	一、〇三三	二、〇三三
總計	五三、八一九	一〇、六八三	一四、一三二	八、九六六	一九、五〇九	五、七七七	三、三五五	九、五五五	二、九二一	四、〇五五

戸口調査の時と同じ計算で行くと勞務者數も一〇、〇七九即ち約十萬に増加して居る筈であるが右の内土着者、地方人等を約四割位と見積り残り六割即ち約六萬人を山東直隸と關係を有するものとした譯である。

猶ほ参考の爲め大正十二年調査課發行の調査時報に發表せられた推定苦力數は左表の通り七萬九千であるが此數に以後の増加數や扶養者たる妻子等を加へると略ぼ前掲の數と合致する事となると思ふ。

参考 (一) 大正十二年調査時報に發表せられた推定苦力數は右表の通り七萬九千であるが此數に以後の増加數や扶養者たる妻子等を加へると略ぼ前掲の數と一致する事となる。

埠頭荷役苦力	一二、〇〇〇
工場苦力	一五、〇〇〇
土木建築苦力	一六、〇〇〇
交通苦力	八、〇〇〇
農業苦力	八、〇〇〇
其他郊外苦力部落雜苦力	二〇、〇〇〇
合計	七九、〇〇〇

参考 (二) 本年大連民政署の調査として新聞紙の傳へる大連管内の支那人勞働者數は左の通りである。(浮動勞働者を除く)

農業	四八一
工業	一七、七一
交通業	七、四八六
水産業	四四六
土木建築業	一、三六六

雜計

三〇、三〇七  
五七、七九七

六、出稼者の仕出港別比較

出稼者の仕出港としては青島(海州を含む)、芝罘(威海衛を含む)、龍口(登州を含む)、天津であるが左表に示すが如く本年は青島が五二%を占めて第一位に居り芝罘、天津、龍口之に次ぐ、青島と天津とは比率に於て毎年増加の傾向を示し芝罘と龍口とは漸減の傾向を示して居る。處が絶體數に於ては芝罘も龍口も漸次多少増加して居るのであるが、青島と天津の増加率が甚だしい爲め比率に於ては低下を示す事となるのである。然らば青島や天津が何故斯く急激に増加するかと云ふ問題になるが之れは第七章山東直隸事情の章下に譲る。

大連上陸苦力の仕出港別比較表

年別	仕出港		青島(海州を含む)		芝罘(威海衛を含む)		龍口(登州を含む)		天津		其他		合計
	數	%	數	%	數	%	數	%	數	%			
大正十二年	六〇、三三三	三三	六三、六一	三三	三、八七九	一九	二、四七二	七	五、八二〇	三	一七、〇一四		
大正十三年	四七、二八二	二六	五五、〇二	三三	三、七九	三三	一四、三八一	九	一四、九一三	九	一六、七〇三		
大正十四年	六〇、一五七	三〇	五四、六五	二六	三、九六六	二〇	一八、六四	二〇	三三、九九〇	一二	一九、七五二		
大正十五年	二〇、七四九	四三	六五、一五六	二四	四、四四三	一六	三〇、七四	二二	八、九五二	三	二七、〇六二		
昭和二年六月迄	一四三、〇四七	五三	五八、八〇〇	三三	三、三六四	二二	三七、四四九	一四	四、〇一六	一	二七、八二四		

註 本表は女子を含まず。

七、歸還苦力狀況

第六章第一款に述べる如く滿洲出稼者中には約二割の移住者があり残り八割が歸還する状態である

る處が大連の出稼歸還事情は此全般の傾向と趣を異にし過去五年間歸還者の數は左表に見るが如く最も高率を示した大正十二年に於ても猶ほ七一%に過ぎぬ。爾來年々低下して昨十五年には五〇%に充たぬ状態となつた。

大連港に於ける出稼及歸還業工比較表

年次	出稼及歸還	出稼數	歸還數	歸還者の出稼者に對する割合
大正十二年		一七二、〇一四	一二二、四七四	七一%
大正十三年		一六七、二〇六	一一三、二四八	六八
大正十四年		一九七、三九二	九七、一三〇	四九
大正十五年		二六七、〇六二	一二九、六四二	四九
昭和二年六月迄		二七五、八二四	六〇、八二〇	二二

備考 昭和二年上半期の歸還率は極めて低いが之れを以て年全體を推す事は出来ぬ。主要歸還時期は十、十一、十二月等であるが此時期に於て如何なる状態を示すかは豫想出来ぬからである。

此の現象は大連上陸者中の移住者の率が特に高くなつたのではなく歸還経路を京奉線に取ると云ふ事實に歸すべきである。京奉線の出稼及歸還數は長年月を通じて見ると平均して居るべき筈だと云ふ事は第六章第二款に於て説明する如く滿鐵による南北兩行客數の比較及び海港による中國人の出入數の比較研究から求め得た結論であるが、普通の状態ならば、換言すれば滿洲全體に於ける出稼者と歸還者の割合が京奉線にも適用出来るものとすれば、京奉線に於ても歸還者は出稼者に比して二割内外位少なくなくてはならぬ道理である。それが實際に於ては少なくないと云ふ關係は出稼経路を大連に取つたものが歸還経路を京奉線に取ると云ふ事によつて大體の説明がつくのである。

斯の如く大連經由歸還者が逐年減少して來るのは滿鐵線に於ては歸還苦力に對する割引運賃制度なく、且つ海路汽船の便によるは其行程日數等より見て客棧費等の經費高む場合多く又運賃計算に於ても金銀兩替を餘儀なくせらるゝ煩累あるのみならず、時としては相場上の不利を招く場合あるを免れない、殊に歸還時は相當の所持金があるので客棧等に於ける危険を顧慮すると云ふ事もあるであらう。之に反して京奉線では十一月から一月にかけて歸還苦力の爲め津浦線と聯絡して特定割引運賃を以て之が輸送を計り昨年あたり奉天皇姑屯驛から天津迄四弗、濟南迄五弗四十仙、臨城迄六弗五十仙と云ふ三等運賃の六〇%に近い割引を以て輸送すると云ふ様な關係によるのである。

以上一年を通じての歸還苦力の状態を述べた、以下本年六月迄の歸還數が例年の同一期間のそれに比して如何なる關係に立つかを調べて見よう。

大連より乗船せし華工數

大正十二年一月より六月迄	六三、一一一
同 十三年同	四九、九〇二
同 十四年同	四三、六三一
同 十五年同	七九、八八二
昭和二年同	六〇、八〇二

即ち出稼者が今年上半期未曾有の増加を示したに拘らず歸還者は先づ例年と大差を見受けられない。今後如何に變化するかと云ふ事は山東直隸の現狀が現状を維持するか否か、東三省に於ける農作物の豊凶其他色々の要素によつて左右せられるから俄に豫想出来ない處である。

第二款 營口

一、上陸者總數 上陸總數は海關統計數に一割八分を加へて七四、六五九名とした事は既に(第一章第二節第二款)述べた處である。茲に割増を一割八分とした理由を明する。實際數が海關届出數に超過すると云ふ事實は敢て營口のみでなく大連に於ても同様でなくてはならぬ事に着眼して大連上陸支那人全萬と水上警察の船舶出入簿による上陸苦力とか始何なる關係を示すかを吟味して見た。すると奇體には苦力數は全支那人數に遙に超過して居る事、而して其超過率は全體數の増加につれて累進する事を知つた。即ち左表の示す通りである。

年次	數及割合	大連上陸支那人數	苦力數	苦力數の支那人數に對する超過率
大正十二年		一六三、一八四人	一七二、〇一四人	五%
大正十三年		一五八、〇五七	一六七、二〇六	六%
大正十四年		一七八、四九二	一九七、三九二	一%
大正十五年		二二五、六五二	二六七、〇六二	一八%

註 一、大連上陸支那人數は青島、芝罘、龍口、天津及安東港より來れるもの。

二、苦力數中には上記以外の諸港より來る者を含んで居るが其數は極めて少數であつて全體率に殆んど影響はない。

依て營口上陸支那人數と苦力數に就いても同様の關係が成立するものと見做して各年次の同港上陸支那人數に其年次の超過率を乗して得たる苦力數は左表の通りである。昭和二年度は前年度と同一率の一割八分見て計算した。

牛莊港上陸支那人數及推定苦力數

年次	青島	芝罘	龍口	天津	計	推定苦力數	超過率%
大正十二年	三、七〇人	二、三五五人	三、八八人	三、九八五人	七、三四一六人	七、〇八七人	五%
大正十三年	五、〇〇人	八、八八人	二、〇二	二、八、六四	五、八、〇〇	六、二、九〇	六%
大正十四年	六、〇〇	七、〇〇	三、九、九六	四、三、四二	八、七、〇九	九、六、四七	二%
昭和元年	七、〇〇	一、四、〇〇	四、〇、三八	六、四、五七	一〇、五、七四	一〇、七、四三	一八%
昭和二年	不明	不明	不明	不明	四、七、〇〇	七、四、六五	一八%

二、大連、安東及京奉線との比較 營口上陸者數と他經路による入滿者數との比較は既に前款大連の部二に於て述べた處によつて明瞭である。即ち本年の營口上陸者數は全入滿數の一、二%で大連の九分の二、京奉線の八分の三位に當つて居る。

過去に於ける上陸數及比較に就いては前款二に於て示した表の示す通り大正十二年が七萬七千で一七%、十三年が六萬二千で一二%、十四年が九萬六千六百、一八%、十五年が十二萬五千、二〇%と云ふ割合である。之を本年の一%と對照して見ると本年は非常に低下した様であるが之れは營口は三月末か四月初頃が遼河の河開きでありて六月迄の上陸者は他に比べて格外に少ない關係からである。従つて一年を通して見ると本年も二〇%内外になる事と察せられる。

三、貨車輸送及徒步者及三等乘客數 本項に關しては既に述べた處(第二章第一節第一、二、三項)であるから再

び贅せぬ。貨車輸送數と上陸者全數の割合は貨車輸送數が三七、四二二で上陸者が七四、六五九であるから貨車輸送は約五〇％に當つて居る。之に無賃乗車の四、〇六〇の五％を加へて五五％となり大連に於けると全く同様な割合である。但し茲に一言注意して置かねばならぬ事は茲に掲げる貨車輸送數及無賃乗車數以外に臨時割引と稱する部類が幾分あり従つて貨車輸送の率は今少し高くなる事である。

四、貨車輸送による主要驛分布狀態

六月迄の著驛別分布狀態及比率は左表の通りである。

長春	二六、七六〇	七二%
公主嶺	四八三	一%
四平街	一、二七六	三%
開原	一、一九六	三%
鐵嶺	二七七	一%
奉天	五、三二七	一四%
鞍山	—	—
撫順	一、一三二	六%
合計	三七、四二二	

註 無賃乗車者は行先地不明であるから本表に掲げてゐない。

即ち長春が七二％と云ふ多數で次は奉天の一四％、撫順の六％、開原、四平街の各三％と云ふ状態である。

過去に於ける貨車輸送數の月別詳細統計は卷末の附録表に就て参照を望む事とし茲には年別の表を掲げる。

營口驛發貨車輸送苦力數年別統計表

次別	長春	公主嶺	四平街	開原	鐵嶺	嶺奉	天撫	順合	合計
大正十二年	四、五〇二	一、二九二	二、八六〇	二、九四七	九二一	一、六九〇	三、五二一	七、三六三	
大正十三年	二、五三七	八八九	一、五〇六	二、五九九	一、〇〇〇	一、七〇〇	二、三三九	四、三三三	
大正十四年	二、四一九	一、〇五五	一、三三二	三、〇〇三	九四四	一、三二〇	三、三三九	四、七〇九	
大正十五年	四、五〇一	一、一九九	二、八六〇	二、九四七	九二一	一、六九〇	三、五二一	七、三六三	
昭和二年六月迄	二、六七〇	四、〇三三	一、二七六	二、一六六	二、七〇七	五、三三七	二、三三三	七、四四二	

五、營口上陸出稼者の仕出港別比較

過去四年間海關統計による同上陸支那人數に就いて其仕出港別觀察をして見よう。

年次	青島		芝罘		龍口		天津		合計
	數	%	數	%	數	%	數	%	
大正十二年	三、七七一	一%	二、三三三	三%	三、〇八五	四%	三、九六五	五%	七、一四一
大正十三年	四、〇〇〇	—	八、八〇〇	—	二、六〇二	—	二、八三四	—	一、七四二
大正十四年	五、〇〇〇	—	七、〇〇〇	—	三、五九四	—	四、〇〇〇	—	一、七〇〇
大正十五年	五、〇〇〇	—	一、二〇〇	—	四、〇三六	—	六、三三七	—	一、〇五七

是によつて見るに青島や芝罘は問題にならぬ少數で殆んど全部が龍口と天津とである。龍口が平均四三％、天津が

五五%となつて居る。絶對數に於ては兩者共漸増の傾向にあるが天津の増加率は龍口より遙に高いために比率に於ては龍口は漸減となつて表れる。天津の増加の理由も前項大連の部で述べたと同様に第七章山東事情の章下に譲る。

六、地方労働者狀況

營口上陸者中此地方に留つて労働に就く者は殆んど無く全部奥地に向つて入込むのであるか其理由として

- 一、油房苦力としては新來者は不熟練のため使用せず休業中で而も從來使用中の者を繼續雇傭して置く事。
  - 二、滿鐵、福昌其他各汽船會社等の埠頭苦力も大部分は地付き苦力である。
  - 三、以上の外の馬車夫、鹽田夫、各會社の職工は多く土著の者である事。
- 等が掲げられて居る。要するに近年不況のため新事業は起らず、從來營口と縁故なき新しい苦力を消化するだけの餘所が無いと云ふ事に歸著する様である。但し營口附近で働く山東直隸の苦力で年末に歸つて春出て來る者の數が二三千人はあるであらう。

第三款 安 東

本年六月迄の安東上陸者の推定數は二三、八〇八である事は既に第一章に於て述べた處であり又大正十二年から十五年迄の上陸者推定數並に他港及京奉線との比較に就いても大連の部に於て一覽表を掲げて説明を加へて置いた。(第二章 第二節第一款二)

安東上陸苦力の仕出港別割合を定める目的を以て海關統計に表れた支那人全體數に就いて比率を求めて見ると左の如くである。

安東上陸支那人仕出港別統計

年次	青 島		芝 罘		龍 口		天 津		合 計
	數	%	數	%	數	%	數	%	
大正十四年	四、三〇九人	九%	三、六〇九人	六%	二、七〇七人	五%	三、六八五人	八%	四六、三三五人
同 十五年	二、三六九	四	二、九三三	六	二、六四四	五	一、七五九	四	四七、六三四
昭和二年四月、五月	二、九六六	四	一、〇二八	三	一、三〇六	五	二、三三八	九	二五、七一〇

即ち仕出港は主として青島及び芝罘であつて龍口、天津は共に十〇%に充たぬ状態である。青島の増加率は著しく、芝罘の漸減と著しい對照を爲して居る。天津も本年増加し龍口は前年と大差ない。青島や天津の増加は大連、營口共通の現象である。

本年の安東上陸移民乃至避難民の動靜に就いて直接安東支那警察に就いて質した處大體左の様な回答であつた。大多數は直接山東から來る(前表参照)大連から來る者は安東に親戚があるとか其他特殊の事情あるものに限る。彼等の内安東及其附近に留る者は百分の一にも充たず多くは陸路寬甸縣及長白縣等の奥地に趣き開墾を爲す者多く一部分は森林の伐採にも従事する。採木会社の苦力を頼つて來た者が多く是等の多く長白方面に行つて居る。安東線を利用する者、鴨綠口を戎克で廻る者、朝鮮に渡る者等共に殆んど無しと云つて差支へない程度である。彼等の一部を安東の堤坊工事に使用して見た事もあつたが仕事に不熟練であるために能率あがらず不適當であつたから多少の旅費を與へて奥地に向はしめたとの事である。

猶ほ大連方面から海岸線に沿つて安東に來る徒步者がある事、山東から我克で直接大孤山に上陸する者もある事實をあげる必要があるが其數は不明である。從來安東邊に渡來した苦力は春來て冬歸るのが大部分であるが今年の避難民は大部分歸るまいとの觀察が下されて居る。

因に安東の難民救濟會は四月初旬開始せられ以後六月末迄に取扱つた數は八千九百五十名で大多數は農民であると云ふ事である。

#### 第四款 奉 天

奉天は大連、營口、安東方面から北行した出稼者と京奉線による出稼者との落合ひ更に東方撫順方面北方長春方面に分散する十字路であり移動の中心點であつて極めて錯雜して居る。従つて彼等の移動状態を窮める事は甚だ難事である殊に京奉線の輸送統計が不明である爲めに益々此感を強うせざるを得ない。茲には單に比較的明瞭になつて居る一部分の事情に就いて簡短な説明をする事とする。

前述の通り大連驛發貨車輸送によつて奉天に下車した出稼者數は三五、七一、營口發のものは五、三二七で其外に大連及び營口發無賃乗車者總數二〇、七四四の二割即ち約四、一四九人が此處で下車したものと推定すれば兩者合せて約四萬五千人である。

大連、營口發貨車輸送に就いて分布の割合を見るに長春行が最も多く全體の五割以上を占めて居る事は前述する通りであるが奉天は長春に次ぐ多數の下車地であつて左表の如く大連發のものは全體の二二%弱、營口發のものは一四%強に當つて居る。

	全 數	奉天下車數	奉天下車割合
大連驛發貨車輸送數	一六五、二三一	三五、七一	二二%弱
營口驛發貨車輸送數	三七、四二一	五、三二七	一四%強
大連、營口方面からの北行徒步者中にも單に通過する者許りでなく相當數は奉天地方に一時足を留める者もあるであらう。假りに大連、營口からの推定徒步者七萬五千の二割と見れば一萬五千である。之を前述の四萬五千に加へた六萬人が南方海路方面からの出稼人中一旦奉天が吸収した數と見る事が出来る。(三等客扱のものを除く)			
次に京奉線關係出稼者數は第一章に述べた通り二十萬人であつて内滿鐵線利用者は約十五萬、徒步者が約五萬位と推定せられる。			
京奉線奉天驛下車數		九六、六五八	
同 皇姑屯下車數		六七、〇四三	
同 徒步者數		三六、三七二	
合 計		一〇〇、〇七三	
滿鐵奉天驛乗車數		一五〇、六六六	
差		四九、四〇七	

但し嚴格に云へば奉天驛の査定による同驛乗車出稼者數十五萬を以て京奉線から來たもののみであると速断する事は多少の危険を免れない何となれば右の内には一旦奉天で下車した者の再移動、撫順邊の勞働者の移動等も之れに含まれて居るからである。但し此等再移動者の率を幾割と見るべきかと云ふ事は充分研究して見なければ俄に斷定し難い事である。



ある。同時に又京奉沿線の徒歩者が奉天から乗車すると云ふ場合もあるであらう。本年の徒歩苦力の状態に就いては全く不明であるが大正十三年奉天驛の調査に係る苦力輸送調査書の一節「徒歩苦力の状態」を引用して参考に供する事とする。

「北方奥地行き歩行苦力は奉天城内より新臺子驛東方約一里半の所にある懿路街を通過して各々目的地に行くのである。懿路街は奉天鐵道間の中頃で相當大きな村で人家千五百戸程あり。奥地行は全部此村を通る。稀には日に三四十人位鐵道線路に沿ふて新臺子附近を通る事もある云ふ。

三月五日から二十日迄此歩行苦力の人員を調べたが十日前後が一番多く通り其以後は漸次減少した。多い日が一日に千人乃至千二百人位其他少い時で五百人から七百人位で午前十一時頃から午後一時半頃が一番多い。天候の悪い日は通過する者が僅かである。

苦力の行先は鐵嶺、開原、四平街、長春、吉林、ハルビンが主であつて其他公主嶺、范家屯方面もあるが此等は極めて僅かである。大體に於て長春以南が半分以北が半分である。」

以上の記事に依つて察するに二、三、四、五月中に四五萬の者が徒歩したと推定出来る。して見るに本年は猶ほ一層多數である事は想像に難くない。そして此等徒歩者の長春行の割合は恐らく六割七割となるであらう。

審陽縣公署の回答によれば、奉天に於ける籌備難民救濟所に於て四月、五月二ヶ月間に救濟した數は左の如く約二萬六千人に達して居るが而もそれは難民の一部分に過ぎない事を考へれば如何に多數の難民が一時此地に殺到したかを想像する事が出来る。

救濟難民數

二五、八三五

内

農業労働者

二〇、一九一

工業労働者

五、四二二

鐵路工人

二〇三

第五款 撫 順

本年一月から六月迄に大連及營口から貨車輸送で撫順に行つた苦力數及奉天から行つた者の中で苦力と見らるべき者の數は左表の通り四萬二千餘人に達して居る。其外に徒歩者も相當あつたと云ふ事であるから全體では五萬以上に達するであらう。

大連	二四、七四三
營口	二、一三二
奉天	一五、一三七
合計	四二、〇一二

是等の苦力が結局どうなつたかと云ふ事を調べて見たいのであるが、第一に問題となるのは撫順炭礦との關係である同炭礦の華工數全體として本年六月と昨年十二月とを比較して見ると左表の如く七〇九人の増加を示すのみであつて一見本年の出稼者とあまり關係は無いものではあるまいかと考へられる。

備員	大正十五年十二月平均	昭和二年六月平均	増加數
	四、二二七	四、一九二	三五

合 計	常 役 夫			請 賃 業 工			直 轄 及 臨 時 採 炭 業 工			合 計
	夫	工	夫	工	夫	工	夫	工	夫	
	一一,七四二	一一,四一一		一二,八三九	一一,七八九		一五,五二九	一五,五二九		
				四,三〇〇	四,九七五		四,三〇〇	四,九七五		
	四八,一八七	四八,八九六							七〇九	

果して本年撫順地方に趣いた苦力は炭礦苦力と何等關係は無いかと云ふと決して左様でない。左に直轄採炭華工移動表を掲げて其一般を窺ふ材料とする。

採炭華工移動表

月 別	前月末現在	來		航 計	退 散	本月末現在	増 △ 減
		募 集	自 來				
一 月	一一,一九四 <sub>人</sub>	一九二 <sub>人</sub>	一,七四三 <sub>人</sub>	一,九三五 <sub>人</sub>	一,八三四 <sub>人</sub>	一一,二九六 <sub>人</sub>	一〇二
二 月	一一,二九六	一六	九八五	一,〇〇一	一,八六三	一〇,四三四	八六二
三 月	一〇,四三四	一,二六七	三,一八二	四,四四九	三,六八八	一一,一九五	七六一
四 月	一一,一九五	七七五	二,三四六	三,一二一	三,三三三	一一,〇〇三	一九二
五 月	一一,〇〇三	二,三三七	二,五九九	二,八三六	三,三三五	一〇,五〇四	四九九
六 月	一〇,五〇四	五	二,三〇〇	二,三〇五	二,七一八	一〇,〇九一	四一三
合 計		二,四九二	一三,一五五	一五,六四七	一六,七五一		△ 一,一〇三

前表に示す採炭華工と云ふのは直接採炭華工と云ふ部類だけであつて炭礦全部の中國人使用人約五萬中其五分の一約一萬内外を占めて居るのであるが、之れに對して一月以降六月末迄に直接山東及直隸方面に派遣した募集員によつて招來せられた者が二、四九二人、撫順の山元募集に應じて來たものか又は先方から進んで職を求めた者が一萬三千五百五十五人と云ふ多數で兩者併せて來坑者一萬五千六百四十七名である。處が同期間に於ける退散者は一萬六千七百五十一名で結局來坑者數に超過する事一千〇三人で、之を以て見るも如何に其移動が激烈であるか、明瞭である。

此事實から推して本年撫順地方に入込んだ山東直隸苦力避難民約五萬の内相當大きな部分少なくとも半數以上が直接間接炭礦と關係のある事は首肯するに難くない。

此五萬内外の内難民と見るべきものは三萬内外と云はれ三月が最も多く二萬に達し四月も又一萬近くである。是等難民の一部では炭礦に職を求めたのであるが其の大部分は坑外作業に従事し坑内作業に従事した者は比較的少數である。其理由は従來田園にあつた彼等が急に坑夫となつて薄暮き坑中の生活を好まぬと云ふ關係もあるであらうが主要原因は彼等の多くは老幼婦女を携へ爲めに危険の多い坑内作業等に従事する事は成るべく避けて居るからであると云ふ。

撫順炭礦事務所に就いて聞くに本年は難民が殺到した爲めに炭礦の春期華工募集を緩和せられ、又氷解期と同時に苦力の争奪戦が行はれるのが例年の常態であるが本年は斯る現象もあまり無かつた様であると言ふ事であつた。猶ほ撫順難民救濟會の人の話す處によると救濟會は五月一日に開いたので救濟した者は二千數百人に過ぎぬ。彼等難民は其故郷で撫順に來れば何とか生活が出來ると云ふ噂を聞いて來る者が多いが來て見れば豫想が外れ一日三十錢や四十錢では到底家族を養ふ事が出來ない。炭坑では家族が働いて幾分かの生計の助けを爲すと云ふ便宜もなし危険な作業に従事して自分が死ねば家族は食乞にでもならなければならぬと云ふ様な關係で一時撫順に滞在した者も救濟會なり知人なりの

援助を受けて再び奥地方面へ移動し多くは農耕に従事し一部分は奉海鐵道の工夫となつて居る。海龍から輝南方面に行く者が最も多く次に通化、臨江方面が多い、一部分は再び北滿方面に再移動して居る。臨江に行つた者は木材等に從事して居ると云ふ事であつた。(第三章第一節第二款奉海鐵道及開拓鐵道背後地々方の部参照)

### 第六款 長 春

一、長春到着數 長春驛の査定による本年一月から六月迄の出稼者數は左表に示すが如く三等客扱二六八、五三二、貨車扱一六、八五六、合計三八五、三八八である。此外に徒歩で長春到着或は附近を通過した者の數は諸般の事情を考慮して五萬以上であると想像せられる。仍て長春を中心として東西及北の三方に分散した出稼者は四十三萬五千と云ふ事になる。即ち入滿全數六十三萬の六割九歩に當つて居る。此數は第三章第二節北滿の部に於て述べる哈爾濱を中心として四方に分布せられた三十六萬と云ふ數と略々調和する處である。

長春驛下車出稼者數 (昭和二年一月より六月迄)

月 別	等 數			合 計
	三	特 三 等 (貨車)	合 計	
一 月	三九、〇六三	一、七七五	四〇、八三八	
二 月	四六、七三八	四、八〇八	五一、五四六	
三 月	一〇二、三六七	四七、二四七	一四九、六一四	
四 月	四九、〇四七	三八、六八〇	八七、七二七	
五 月	二五、三七四	一七、五九〇	四二、九六四	
六 月	五、九四三	六、七五六	一二、六九九	
合 計	二六八、五三二	一一六、八五六	三八五、三八八	

本表と大連、營口兩驛發貨車輸送長春行及び奉天驛發三等長春行とを一應比較して見る必要を感じる。此等三驛からの合計數は左に示す通り一九三、一一九で内貨車輸送は一一〇、四三三である。

大連驛發貨車輸送長春行  
營口驛發貨車輸送長春行

計  
奉天驛發三等長春行

八三、六七三  
二六、七六〇  
一一〇、四三三  
八二、六八六  
一九三、一一九

先づ第一に貨車輸送數に就いて比較して見ると長春驛査定數が一一六、八五六〇、大連及營口發が一一〇、四三三で六千餘の差はあるが之れは大連及び營口發貨車輸送中に臨時割引苦力を入れて居ない爲めと思はれる。

次に三等客數の比較であるが長春驛査定二六八、五三二から奉天驛査定同驛發八二、六八六を差引いた一八五、八四六は大連、營口其他奉天を除いた長春以南の各驛からの乗客である筈である。此處から判斷すると曩に述べた如く大連及び營口からの三等客が約九萬内外は寧ろ過少に失する感がある。(第二章第一節、第三項参照)

二、分布状態 前述の如く汽車輸送によつて長春に來た移民數が約三十八萬五千、徒歩者の五萬と合せて四十三萬五千が如何に分布せられたであらうか。大體左の如き見當である。

吉 林 方 面

四〇、〇〇〇

第二章 滿鐵線主要驛分布狀態

西 方 (農安、扶餘、大賚等の方面)

三〇、〇〇〇

四〇

哈爾濱方面

三六五、〇〇〇

是等各方面に對する詳細の説明は第三章奧地分布狀態の章下に譲る。

**三、鐵道による出稼人の長春下車の割合** 本年の移民は特に北滿を目的地として居る。哈爾濱を中心として東西及北に分散した數は全滿入込者數の約五割七分に當つて居るのである。従つて大連、營口、奉天から汽車輸送長春に趣いた數も左表に示すが如く大なる割合を占めて居る。

全 數	長 春 行		長春行割合
	全 數	長春行	
大連發貨車輸送	一六五、二三一	八三、六七三	五二%
營口發貨車輸送	三七、四二一	二六、七六〇	七二%
奉天驛發三等	一五〇、六六六	八二、六八六	五五%
合 計	三五三、三一八	一九三、一一九	五五%

即ち五五%の長春行があるのであるが之を左に示す通り過去數年間に遡つて調べて見るに今年の如く高率に達した事は曾つて無い。此事實も又今年出稼者の一特徴と見るべきである。(猶ほ長春驛乗降人員の比較研究に就いては第六章第一款を参照あり) 哈爾濱行が五七%で長春行が五五%と云ふ事は一見誤の様に考へられるが長春行の五五%は大連、營口からの貨車輸送及奉天からの乗車者のみに就いて求めた率であつて約五萬の徒歩者と三等扱の者を入れた四十三萬五千は全體の六九%に當つて居る事は前述の通である。

大連、營口、奉天乗車出稼者の長春下車數

年 次	大 連 發		營 口 發		奉 天 發		合 計		長春行 %
	全 數	長春行	全 數	長春行	全 數	長春行	全 數	長春行	
大正十二年	五、三三三	一、六三二	四、三三三	三、三七一	六、六〇八	五、二九一	一八、一三七	九四、一三	五三%
大正十三年	三、七三三	一、九三〇	四、三三三	三、三三七	一、四七〇	七、一〇〇	三三、一五六	二六、〇六七	五〇%
大正十四年	四、九二二	三、八二二	四、〇〇元	二、四二九	一、三八五	五、八一三	二四、〇六五	一〇、九二五	四四%
大正十五年	九、七七〇	四、五七七	七、三六三	四、三二二	一、七〇八	四、六四三	二八、三三三	一三、九四五	四九%

**四、長春難民救濟所の取扱數**

吉林省にあつては難民救濟規定及安撫外來難民辦法を制定し長春、哈爾濱に難民指導所收容所等を設置し指導救濟に努めたが是れに就いては第五章に於て詳述する事とし茲には唯長春縣公署から得た頭道溝車站難民救濟所の取扱數を揚げて參考に供する事とする。難民指導所は四月になつて設立せられたので難民の最も多い三月は含まれて居ない事、難民指導所に來る者は難民の全部では無い事を注意しなければならぬ。(左表は縣公署回答の原形の儘である)

長春縣經過難民數目一覽表 (十六年四五月份)

總計	地方	往江	前省	事項	男		丁		女		幼		孩		窮病者		共計	
					四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月		
三、六五二	同	江	本	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	二、八六六
一、五五二	省	省	省	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	二、八六六
二、一〇〇	同	江	本	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	二、八六六
一、四〇〇	江	省	省	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	二、八六六
一、五五二	省	省	省	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	二、八六六
一、五五二	同	江	本	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	二、八六六
一、五五二	省	省	省	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	二、八六六
一、五五二	同	江	本	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	二、八六六
一、五五二	省	省	省	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	四月	五月	二、八六六
一、五五二	同	江	本	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	共計	二、八六六

附記 一、本表所列經過難民數目係根據頭道溝車站難民指導所逐日報告填列。

一、長春地當衝要生活較高故無在本縣謀生之難民。

一、難民指導所係十六年四月起始行設立故四月以前經過難民之數無從查考。

註 同江縣差別にしてあるのは安撫外來難民辦法に「難民にして行先不確定なるものは荒地多き同江縣に送往荒地開墾に従事せしむべし」の一項を存し同江縣に對する特別規定を置いてあるがためと信ずる。(第五章參照)

### 第三章 奧地分布狀態

出稼者が入滿の咽喉部から如何に滿鐵線主要驛に分布せられたかに就いては前章に述べた處である。是れは云はゞ第一次的の分布であつて本章に於ては鐵道沿線を離れ奧地に赴いた彼等の窮極の落着地が何處であるかを取扱はむとするのである。勿論各縣別に分布狀態を明にする事は理想であるに違ひ無いがそれは到底不可能の事であるから茲では先づ滿洲を南北に二大別し東支線及其背後地を北滿其他を南滿と見、各々既存の鐵道を基幹として若干の地域に區分して概説する事とした。

斯くして出來た區分は左の通りである。

#### 南 滿

- 一、奉海鐵道及開拓鐵道の背後地々方
- 二、四洮、洮昂沿線及其背後地々方
- 三、京奉沿線及其背後地々方
- 四、長春西方及西北方地方
- 五、吉長、吉敦線及背後地々方

#### 北 滿

- 一、東支東部沿線及其背後地々方
- 二、東支西部沿線及其背後地々方

- 三、松花江及黒龍江の沿岸地方
- 四、呼海沿線及其背後地々方

而して南滿に落着いた數は二十七萬で入滿全數六十三萬の約四三%に當り北滿が三十六萬で五七%に當つて居る。以下前區分の順序に従つて稍詳細な説明を試る。

### 第一節 南 滿

#### 第一款 總 數

南滿に落着いた出稼者の數が二十七萬で入滿全數の約四三%に當つて居ると云ふ結論は既に前述した通りである。此數は南滿の各地を限なく調査して得たものでは無くして入滿全體六十三萬から北滿行の三十六萬を差引いた數である。北滿行の者は殆んど全部一旦哈爾濱を通過するが故に比較的調査が容易であつて後述する通り三十六萬は何れの方面から觀察するも先づ大差無い處であると信ずる。既に入滿の全數と北滿の數とが判明する以上南滿の數も自ら明瞭となる理である。

#### 第二款 分布状態

南滿は北滿に比して人口稠密、大都會多く、可耕未墾地が少ない等の關係から出稼人の種類に於て又分布状態に於て複雑であつて全部に涉つて完全に調査する事は非常に困難であるが、前掲の主要分布地帯に入込んだ數は大體次の様である。

- 一、奉海鐵道及び開拓鐵道の背後地々方 五五、〇〇〇
  - 二、四洮、洮昂沿線及其背後地々方 一〇、〇〇〇
  - 三、京奉沿線及び其背後地々方 少 數
  - 四、長春西方及び西北方地方 三〇、〇〇〇
  - 五、吉長線、吉敦線沿線及其背後地々方 四〇、〇〇〇
- 即ち主要分布地帯たる此等五地方の合計は約十五萬内外である。全數二十七萬から十五萬を引いた十二萬は是等五地方以外に分布されたものであるが其中には鐵道沿線の都會地に於ける苦力が大部分を占め他は少數の農業労働者及び親戚朋友等の處に身を寄せて食客となれる避難民等であつて純粹の農業移民は殆んど無いと見て差支へあるまいと考へられる。

#### 第一項 奉海鐵道及開拓鐵道背後地地方

本項に於て奉海鐵道及開拓鐵道の背後地と云ふは嚴格なる意味合のものではなくて兩鐵道を利用した移民が落着いたと思はれる地方を便宜上指示するために用ひた名稱に過ぎぬ。縣別にすると西豐、西安、東豐、海龍、柳河、輝南、蒙江、輝南、輝甸、濛江、臨江方面である。此地方に這入つた數は奉海線によるもの約三萬五千、開拓線によるもの約二萬、合計五萬五千内外と云ふ見當である。左に兩者を分つて略述する事とする。

一、奉海鐵道利用者 奉海鐵道は四月十六日から避難民に對して特別扱を開始し十二歳以下六十歳以上を無賃、其以外の者に對しては三割引の取扱をして居る。鐵道輸送統計を手に入れる事が出来ないので詳細な説明をする事が出

来ないが本鐵路従業員、地方民等の談を綜合して見ると大體次の様である。

本鐵道の輸送避難民は約三萬人乃至三萬五千人見當で其内一部分は營盤で下車して興京、通化方面に向ひ二三千人は英額門で下車、附近の奥地開墾に従事し大多數即約二萬五千は其當時の終點山城鎮(北三城子)に下車したものと見て大差ない。徒歩者は少いと事である。

**二、分布状態** 次に最終の分布状態であるが本鐵道使用中の苦力數に就ては見る人各々其見解を異にし少なきは三千多きは二萬と云つて居るが奉天經濟旬報(二、五、二五)によると七千乃至八千と出て居るから暫く之に従つて置く。本年の難民は一部分本鐵道の工夫となつて居るけれども其數は多くも三四千人を過ぎまいと思はれる而も一時的で永續性がないと云ふ事である。

鐵道工夫以外は大抵農業、森林伐採事業等を目的とする者で大部分は沿線を離れた奥地に這入る者である。奉海鐵道は大部分溪谷を縫つて走つて居る其溪谷は狭く且開墾し盡されて餘す處なく多數の農業移民收容力を持たぬ。従つて皆奥地に進んで居る。

撫順地方からの徒歩者及び營盤で下車した者は大部分通化を経て臨江、撫松、安圖等に移住して居る模様であつて通化領事館分館の調査によれば山東直隸地方から通化地方に來住し又は通過する移民は年々其數が多數であるが殊に昨冬冬以來頗る増加した。大部分は更に奥地臨江、撫松、安圖縣地方に移住する。昨冬から本年五月中旬頃迄通化を通過した者五千五百餘名、通化及興京縣内に來住したものは六十戸、二百餘名に過ぎないと云ふ事である。

山城鎮(北山城子)で下車した約二萬五千人は後述する開拓線による約二萬人と共に西豊、東豊、海龍、輝南、濛江、樺甸、撫松、安圖等に散布せられて居るのである。

北山城子の領事館出張所の調査によれば同地通過の概數は二萬二千三百名、管内の移民數二千七百名となつて居る更に海龍分館の報告によれば(一)樺甸、濛江、盤石方面に向け管内を通過したものの四萬六千三百人、(二)管内に居住したものの六千四百人と云ふ事である。通過した者の一部分は更に撫松、安圖の方面にも延いて居ると想像せられる。

**三、開拓鐵道利用者及分布状態** 本鐵道の従業員の談を綜合するに一月以來約二萬と見るのが至當の様である。開拓汽車公司でも難民の救濟方法として四月二十日から無賃乗車の取扱を開始し華商公議會で無賃券の交附をなし猶六歳以下並に六十歳以上の老幼者には該券無しで乗車せしめる事とした。其數は四月二十日から六月十五日迄に四千四百五十七人に達して居るが此數字は移民の減じた四月末から五月初めの廿日間の數字であるからほんの一端を伺ひ得るに過ぎぬ。分布状態に就いて拘鹿分館の調査によると

西 豊 縣	約	八〇〇人
西 安 縣	約	一一、〇〇〇人
東 豊 縣	約	七、〇〇〇人

と云ふ事であるが右の數字中には必ずしも開原方面から來た者のみでなく奉海線方面から來たものも一部分包含されて居ると思ふ。西豊縣では有利な特殊事業なく且つ奥地に比し物價高く生活困難であるから他縣に比し少數であるが、西安縣及東豊縣に這入つた者の中半数以上は目下工事中の奉海鐵道梅西支線工事に従事して居ると云ふ事であるが、思ふに避難民は多く老幼婦女を伴ひ鐵道工夫としては永續性の無いものであるから一旦上記地方に來た者も再び朝陽輝南、濛江方面の奥地に移つたものが多いと想像せられる。

之を要するに本節に掲げる地方は寧ろ既墾地が多く輝南濛江樺甸等に相當の未墾地が残つて居るとするも北滿のそれ

と同一に語る事は出来ない。従つて出稼者中に於て農業關係者の占める率は北滿のそれの如く高くないと觀察せられる。北滿の移民は八割或は九割を純農業移民も見ざるべきであるが本地方に來た者は今少し複雑性を持ち或は鐵道工事に或は織布に雜役に森林伐採其他に従事するものが相當ある様である。

### 第二項 四洮、昂洮沿線地方

今度の避難民調査で最も意外に感じた事の一つは四洮、昂洮沿線地方に行くものが極めて少數であると云ふ事實である。四洮沿線は移民を容るゝ餘地少なしとするも鄭洮、洮昂沿線二百八十餘哩、而も其大部分は未墾地であり廣大な背後地を控へて居る。之れに對して移民や避難民が殺到しないと云ふ事はあり得べからざる事の様に考へられるが事實は全く此豫想を裏切つて居る。四洮鐵道の輸送統計を基礎として考察するに二萬人を超過する事は決してないと思はれる。二萬人と云へば相當に多數の様であるが吉長鐵道が約四萬、開原、西豊間の輕便鐵道でさへ約二萬更に穆陵鐵道が四萬を運んで居る事實に比較すると其の割合は非常に少ないと云はねばならぬ。左に四洮鐵道の輸送統計に就いて今少し詳しく研究して見度いと思ふ。先づ輸送統計を掲げて説明する。

#### 一、四洮鐵路による難民及墾農輸送状態

四洮鐵路難民輸送統計

鄭家屯	驛名		自四月十五日	至四月三十日	五月	六月	合計
	男	女					
二四八	一五八	一					四九八

内連絡	總計	驛名										
		計	通遠	錢店	洮南	鴻興	開通	大川	金山	衙門	臥虎屯	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一五二	二二七	一八五	一三	二五	三四	二	一四	二	三	三九	一	二七
一九	一六二	四一	一		三九		一	三	七			
六三	一四五	三〇			四九			二	七			一
一二四	五三四	一三六	一四	二五	七八	一	二五	五九	六八	三九	一	二七



四洮鐵路墾農輸送統計

到著 發線	期 間			本路發	滿鐵發	合計	本路發	滿鐵發	合計	本路發	滿鐵發	合計
	十三年	自七月	至十二月									
鄭家屯	1			1		1	1		1			1
臥虎屯												
玻璃山												
茂林												
三林												
街門												
金庫山												
豐川												
大平												
邊昭												
開通												
鴻興												
雙崗												
黑水												
洮南												
合計	1	183	183	362	1,998	5,109	1,417	2,833	1,645	1,451	1,655	1,586

四洮鐵路の移民或は避難民の輸送統計は二種類となつて表れて居る。即ち一つは難民として他は墾農として取扱はれたものである。

難民に對する特別扱は本年四月十五日から始まり男子は七割引、女子は八割五分引、十五歳以下及七十歳以上の老幼は無賃である。處が墾民に對する割引は沿線への移住開墾を奨励する目的に出でたもので既に大正十三年から開始して居る其割引率は略難民に對するものと同様で約七割引に當る。

前掲の兩表を比較して見ると難民としての取扱が非常に少なく僅々五三四名であるに對して墾民は一五、八五六と云ふ比較にならぬ多數である。此の墾民中には他の鐵道であつたならば難民としての取扱を受ける者も随分多數であらうと考へられる。

以上は特別扱を受けた者の統計であるが此外に普通の三等客賃銀を支拂つた移民や避難民が相當ありはしないかと考へられたのであるが四洮局員の語る處によれば僅か六錢の手續料を支拂ひ墾民執照を受ける事によつて七割引の扱を受け得べき事であるし而も既に永く行ひ來つた事實であるから皆此辦法は知つて居る筈である。従つて此種の者にして普通賃銀を拂ふ者は先づ皆無と見てよろしいとの事である。又徒歩者も極めて少なく汽車に乗つたもの、百分の一にも充たぬであらうとは殆んど總ての人の觀察の一致する處である。

以上二表に掲げる處は四平街から四洮、洮昂沿線に這入つた者の總數であるが其外昂々溪邊りから南下した者も多少あると見て之を見積るとしても結局本線沿線及其背後地への移民は前述の如く二萬人を出でないと云ふ結論となる(但し後述する如く地方的内部移住は相當多數の様である)

更に昨年の統計と比較する事によつて本年の移民が案外増加して居らぬ事實を知る事が出来る。即ち昨十五年中に墾農として取扱はれた数は前表の示す通り一六、四五五、人であつて六月迄の数字は不明であるが少なくとも一萬二三千人以上であると推定せられる。して見ると本年の數と格別の差異が無い事となつて特に顯著である本年の移民現象は北方面に對しては影響極めて薄いと見るべきである。四洮局員の談によれば四平街附近通過の徒歩難民に就いて屢々直接尋ねて見た處が皆哈爾濱地方を目指す者許りで四洮沿線に行くと云ふものは一人も無く同沿線の有利な事を説くも一向耳を傾ける者が無かつたと云ふ事である。如上の事實から直ちに推測し得べき事は本地方には南滿各地及京奉沿線地方からの所謂内部移民が他の地方に比して比較的多くはないかと云ふ推測であるが洮南及泰來地方で此推察に就いて聞いた結果は之を肯定するに充分であつた。

然らば何故に本沿線に山東や直隸からの移民が少ないかと云ふ事が次の問題となる。之に對して確定的の斷案は下し兼ねるが左の諸點が先づ一應首肯し得べき理由ではないかと思ふ。

一、四洮、昂洮の諸線が建設せられるに連れて先づ最初に其沿線に移住した農民は四平街、奉天、遼陽其他の南滿各地及京奉線の新民屯近邊の者多く従つて人的要素に於て山東との直接關係が薄い事、換言すれば山東難民にして此地方に親戚朋友等の手引きを持つ者が少ない事。

一、本沿線は一帶に曹達地多く且つ雨量少なく地味も北滿に及ばず農耕地としては北滿に加かすとの觀念が一般に浸潤し居る事。

以上の外に猶ほ本地域の治安状態が北滿のそれに及ばないとか或は哈大洋が奉天票に比して變動が少ないと云ふ事實を北滿行の多い理由に數へてゐる者もある様であるがこれは大して有力な理由とも考へられぬ。

## 二、分布状態並洮昂線輸送状態

分布状態に就いては洮南以南、洮南以北及鄭白線に分つて説明する事が便宜である。前掲の墾農輸送統計によつて明白である如く全體數一萬五千八百五十六人中約八割四分の一萬三千三百五十八人が洮南行で残り一割六分の二千五百人計りが洮南以南である。此趨勢は昨年も略同様であつた。即ち鄭洮沿線及背後地に移住するものが洮昂沿線及其背後地に落着くものに比して著しく少ないと云ふ事である。

如上の事實の因つて來る理由は鄭洮線の建設がより早く其沿線が既に開墾し盡されて新移民の這入る餘地が無いと云ふのではなくして全く土質の良否と云ふ問題にかゝつて居る様である。即ち洮南以南は概して曹達地多く沿線では開通、双崗、黑水附近を除く外一般に地味が瘠せて雜草の發育も悪いに反し洮南以北は洮兒川の幹支流地方、泰來地方等所謂河北の沃野が開展し土質も黒色曹達分も洮南以南に比して少なく農耕に好適する土地が多いと云ふ關係からである。沿線に於ける既墾地の面積から云つても洮昂線の沿線の方が鄭洮線より遙に多い事は一瞥して誰れにも看取出来る事實であるが將來此傾向は一層明白となるであらう。

鄭洮沿線での移民吸収は鄭家屯、開通、衙門臺、太平線、茂林等が多く其他取立て、云ふ程の處もない。

洮昂線の輸送統計を得る事が出来なかつた爲め其移民や難民の運輸に付いて數字を持つて示す事が出来ないのは遺憾である。洮南驛長の語る處によれば難民に對しては七割引老幼は無賃の取扱ひを爲したるも其數は甚だ少なく全體にて五六十名に過ぎなかつたと云ふ事で丁度四洮沿線で難民としての取扱が少なかつたと軌を一にして居る。難民以外の墾民に對しては割引なく皆普通の三等客扱とした爲め徒歩者も相當あつたと云ふ事である。但し七月に至つては四洮線の例に倣ひ開墾者輸送賃金半減の規定を設け移民を奨励する事となつた。(註参照)

註 洮昂鐵路運送墾農減價章程及受理手續。

洗昂鐵路運送墾荒農民減價章程及處理手續

- 第一條 凡ソ農民及其ノ家族ニテ本縣(居住ノ縣)知事發給ノ墾民執照ヲ所持スル者ニテ本路洗昂驛ヨリ乘車シ江橋以南各驛ニ至リ及昂々溪驛ヨリ乘車シ鎮東以北各驛ニ至リ下車スル開墾者ハ普通賃金ノ五割引トシ三等代用車ニ乘車スルコトヲ得各人ノ携帶シ得ル手荷物ハ八十斤トシ七歳以下ノ小兒ハ無賃トス
- 第二條 墾民執照ハ各縣知事ニ於テ作製捺印ノ上豫メ所屬各區長ニ交付シ農民ノ請求ニ應ジ發給ス
- 第三條 凡ソ墾民執照ノ下附ヲ受ケ割引乘車セル農民ニテ江橋或鎮東及其ノ中間各驛ニ至リ開墾ニ從事セズ道ヲ轉ジ他ニ赴クカ如キ詐欺的行爲アルコトヲ查出シタルトキハ原割引セル賃金ニ按シ全額ヲ補償セシムル外普通片道賃金ノ三倍ヲ徵收ス
- 第四條 農民ガ墾民執照ノ下附ヲ出願セルニ對シ區長ガ故意ニ下附セザルトキハ農民或ハ他ノ者ヨリ所轄縣知事ニ訴出スルコトヲ得
- 第五條 墾民執照ノ下附ニ際シテハ一枚ニ付銅元十枚ヲ徵收スル外分文モ索取スルヲ得ス
- 第六條 農民ガ墾民執照ヲ用ヒテ乘車スル場合ハ乘車前執照ヲ驛長ニ提示シテ割引切符ヲ購入シ左ノ事項ニ注意スベシ
  - 一、割引切符ヲ所持スル者ハ目的ノ地以外ニ於テ下車スルヲ得ズ
  - 二、農民下車ノ時ハ割引切符ヲ驛員ニ返納スベシ驛員ハ詳細ニ檢査シ目的地ニ非ザル者ハ之ヲ放行スベカラズ
- 第七條 墾民執照様式ハ別紙ノ通トス
- 第八條 本執照ハ稟申請可ノ日ヨリ施行シ二箇年ヲ有效期間トシ滿期ニ至レバ廢止スルモノトス
- 第九條 第一條ノ三等代用車ハ新種農民ノ數稀少ニテ代用車ヲ特ニ増結スル必要ナキトキハ普通三等車ヲ以テ充當ス
- 第十條 洗昂昂々溪兩驛々長ハ本章程第七條ノ執照ヲ持參シ割引切符ヲ購入ヲ請求スル者アリタルトハ一般手續ニ依ル外本章程第一條ノ規定ニ照シ賃金ヲ徵收シ一枚毎ニ切符ノ背面ニ「墾農」ノゴム印ヲ押捺スベシ
- 第十一條 本項農民ノ荷物ヲ運送スルトキハ荷物運送通知書及關係書類ノ餘白ニ前項ノゴム印ヲ押捺スベシ
- 第十二條 本章程及處理手續ニ規定スル事項ハ本路運送規定及附則ニ依リ辦理スルモノトス

執照様式(略)

前記洗昂に下車した約一萬三千人中幾割か洗昂縣及其西方突泉縣及圖什業圖旗等に落着いて幾割か洗昂沿線に赴いたかと云ふ事は不明である。洗昂線洗昂驛に於ける乗降人數の差引勘定によると左の如く約一萬一千餘の移民が同驛から乗車したと云ふ事となるが此事實は直ちに四洗線洗昂驛下車の一萬三千の内一萬一千が洗昂線に赴いたと云ふ事とならない。それは四平街洗昂間の中間の驛から乗車した内部移民と見るべきものが非常に多いと推定せられる理由があるからである。其所以は四洗線洗昂驛の乗降客の差引勘定は左表の如く約二萬七千の降客超過を示し之は大體移民と見るべきであるに拘らず四平街から乗車したものは前述の通り一萬三千であるとすれば其差一萬四千は途中からの乗車した移民と見なければならぬからである。其處で繰り返して云へば洗昂線へ赴いた一萬一千餘は四平街からの一萬三千、途中からの一萬四千、合計二萬七千中から出たものと云ふ事になるのであつて、此割合で勘定すると四平街から洗昂線行のものは半數以下の五千内外と云ふ事となる譯である。が實際に於ては洗昂線が墾民に對して割引をしなければ爲めに徒歩者が相當多く常識で考へると少なくとも七割即ち九千内外は同線沿線各地に分布せられたと見るを至當と思ふ。

四洗線洗昂驛 (二月より六月迄)

乗車人員數	三一、七一五
降車人員	五八、五九四
差引降車人員超過數	二六、八七九

洗昂線洗昂驛 (二月より六月迄)

乗車人員數  
後車人員數  
差引乗車人員超過數

三五、八七〇  
二四、二九〇  
一一、五八〇

参考

洮昂線洮南驛乗車人員(三等)

洮昂線昂々溪驛乗車人員(三等)

一月	五、二六九 (二四九)	二、三三三
二月	三、八七〇	一、二五四
三月	一〇、一九五 (二六四)	二、三三〇
四月	七、九九四 (七九)	二、二九一
五月	五、二七九 (二、四三七)	一、九一二 (三、五八〇)
六月	四、〇九七 (八八〇)	一、六七六 (五〇)

註 括弧内は軍人であるから移民の推定には無關係。

洮南驛乗車人員表中三月、四月と他の月とを比較して移民其他出稼が一萬以上に達する事が想像出来る。

昂々溪驛乗車人員表の各月が略平均して居る事から昂々溪方面からの移民が殆んど無いと判断すべき事が解る。

洮昂沿線の分布に就いては泰來が最も多く白城子、鎮東、街基等が之れに次ぐと云ふのが殆んど衆口の一一致する處である。

左に掲げる泰來縣知事の談として報ぜられて居る一文は参考に値すると思ふ。

「泰來縣城の現状から見て泰來縣全體を推量すると誤に陥り易く泰來縣の人口は事實に於て却つて洮南縣より多く目下毎日(三月末)平均百名以上の農耕移民泰來に吸収されつゝあり。且つ土地も洮南地方に比して肥沃なる爲め茲數

年後には異常の發達を爲すべく豫想せらる。

泰來に集中する移民の大部分は東は安達方面西は特爾伯特及札賚特王府方面に進出し殊に札賚特王府は盛に土地開放と開墾獎勵を實行しつゝある關係上此方面に入込む者最も多し、一方地(四十五天地)に付粟十石(泰來榊)の借地料を徴するのみ如斯小作人に有利なる契約は他に求め難し云々。」

洮南以西に這入つた者に就いても其數は明白ではないが突泉附近、圖什業圖王旗のテレモト、學堂地附近は同地方の事情に通ぜる者の談によれば相當戸口が増加して來て居るとの事である。

通遼に於て其地方の狀況を聞くに、難民として來るものは殆んど無く農業移民はあるが多からず其數は寧ろ昨年よりも少ない。夏期に於て通遼の苦力市場に集る者毎朝百七八十名であるが今年特に多いと云ふ現象も見受けられない猶ほ此近邊への農業移民中には滿洲内部の新民屯、錦州、法庫近邊の人が相當あるとの事であつた要するに本沿線は沙丘地帯多く錢家店通遼地方以西以外に農耕に適する土地が非常に少ない爲め農業移民として入込む者の數は四洮沿線に比しても猶ほ少なく本年の移民の波の圏外であると云つて差支へない様である。

以上主として四平街から赴いた二萬内外の者の分布に就いて概略の觀察をして來たが洮南公所の調査によると本年六月迄に洮南及其附近に分布され又は通過せる移民總數は大約六萬人となつて居る。若し此調査が眞であるとすれば地方的内部的移民の數は四萬内外と云ふ事となつて其多數に驚かざるを得ない。左に同公所の縣別移住者推定數を掲げ参考に供する。

洮南縣	移住者約七千人	洮兒河附近多く開墾さる。
洮安縣	移住者約六千人	同じく洮兒河沿岸肥沃なり。

鎮東縣 移住者約五千人  
 泰來縣 移住者約一萬人  
 景星縣 移住者約六千人

アルカリ性を含む不毛地多きも鐵道沿線を隔たれば開墾地多し。  
 西北塔子城に至る間に開墾地多し。  
 泰來縣の西北に接し縣内は河流多く従つて肥沃地に富み將來有望なる地方の一なり。

註 泰來、景星方面には洮南より火車又は徒歩により至る移住民の數甚だ多し。  
 突泉縣 移住者約八千人

西北部に當方面第一の肥沃地と稱せらるゝ學堂地あり其他附近圖什業圖旗内には圖旗が自發的に新方法により開墾しつゝある有望なる地方あり。本縣は將來最も有望なる地方の一なり。

其他洮南縣を離れたる洮兒河及歸流川沿岸に進出する移民あれども距離餘りに遠隔なる爲め交通不便にして且つ人口極めて稀薄なるを以て其數未だ多からず。尙木材採伐業に従事の爲め索倫に至るものは年々其數を増加しつゝあり

三、官憲の難民當割計畫

最後に此方面に對する官憲の難民當割計畫に就いて一言して置く必要を認める。

洮昌道尹が避難民救済に關し省長と打合せをなし管内各縣知事に對し引受可能見込員數の報告を命じたと云ふ事や洮南縣以下の六縣は奉天省長及洮昌道尹の命に依り避難民一萬二千人を割當てられ洮南及洮安に各三千人、突泉、瞻榆、鎮東、安廣、開通各縣に一千二百人宛を割當つる事となつたと云ふ事が傳へられた。右報道は事實であるに相違ないが實際問題としては決して此計畫通り行はれて居らぬと見るべきである。何故かと云ふと避難民と雖も大體目的地は自分で決定して居る。自分の欲しない處へは容易に行かないと云ふ事實によるのである。旅行中各縣知事、商務會等から自分の縣の開発の爲め難民を招致せんとして努力して居るが思ふ様にならないと云ふ話は度々聞かされた事

である。調査課から發した難民に對する照會に對し洮安縣知事から三千人の避難民を奉天省長公署に申込んで居るが一人も到着しないと云ふ回答を得て居るが之れは前述洮南以下六縣に對する割當て云々の事實に符合すると同時に難民の招致と云ふ事が地方によつては中々困難であると云ふ事を示すものである。

参考 (一) 洮昂沿線移住農民の開墾契約

(調査時報大正十五年 月號より引用)

一、荒地(未開墾地)を買収して自ら開墾に従事する者。

イ、建築材料、所要農具其他開墾に必要なもの、全部を自辦し所有地域内或は附近村落に於て家屋の建築井戸の掘鑿等の設備をなして開墾に従事する者。

ロ、所有地附近村落に於て借家し或は知誼、親戚等の家屋に同居して農耕に従事する者。

以上二種の移民十分の二あり。

二、家畜農具等を携行し地方地主の所有荒地を開墾する者。

イ、地主より建築に必要な材料の供給を受け家屋の建築井戸の掘鑿等は小作人に於て施備し尙食糧(一人に對し高粱約一石)種子等の給與を受けたる上開墾資金として一方地に就き小洋票七百元乃至一千元を三箇年の期限にて借用の上開墾に従事するもの。之に對する收穫物の所得歩合は

開墾第一年月 地主十分の一、小作人十分の九の割合にて分配し、穀稈は全部小作人の所得に歸す。

同 第二年月 地主十分の二、小作人十分の八の割合にて分配し、穀稈は小作人の所得とす。

同 第三年月 地主十分の三、小作人十分の七の割合にて分配し、穀稈は前記同様小作人の所得とす。

同 第四年月 開墾後三箇年を経過すれば熟地と化するに依り小作人は一應之を地主に返還し更に熟地小作契約を締結す。

ロ、地主より家屋井戸食糧(一人に對し高粱約一石)種子等の供給を受け尙開墾費用として一方地に就き小洋六百元乃至八百元を三

第三章 奥地分布状態

箇年の期限にて借入し開墾に従事するもの。

其の收穫物の所得割合左の如し。

- 開墾第一年目 地主十分の一、五 小作人十分の八、五の割合に分配し穀種は全部小作人の收得す。
- 同 第二年目 地主十分の二、五 小作人十分の七、五の割合にて分配し穀種は前記同様。
- 同 第三年目 地主十分の三、五 小作人十分の六、五の割合にて分配し穀種は全部小作人の所得す。
- 同 第四年目 開墾後三箇年を経過すれば熟地化化するに依り開墾者即ち小作人は當該土地を一應地主に返還し、更に熟地小作に對する契約を締結す。

上記に屬する農業移民十分の三を占む。

之に關する一例即ち當地方一般に實行されつゝある熟地小作契約法の一端を示せば次の如し。

地主は小作人に家屋、井戸、碾子、磨等を貸與し牛、馬、農具、種子等を始め耕耘に要する一切のものは小作人の自辨として、收穫物は地主十分の四、小作人十分の六の割合にて分配し副産物は全部小作人の所得す。

三、家屋、井戸、車馬、農具及種子、食糧其他の開墾に必要な諸費用を地主に於て負擔供給し、移民をして開墾に従事せしむ、之を榜青と稱す(荒地熟地に不拘此契約を結び熟地の場合一人に付十五天地)我十町〇三畝歩(内外とす)之に對する收穫物の所得歩合は地主十分の七乃至八、小作人十分の三乃至二の割合にて分配し、穀種は兩者折半又は小作人の所得す。以上に屬する移民十分の三を占む。

四、播種期(陰曆三月末)より收穫期(陰曆九月末)までの期間地主に雇傭せられ、此の間に於ける食糧は雇傭主の負擔として尙當該期間に對する勞銀として小洋二百五十元乃至三百元給與を受く。

上記の移民十分の二を占む。

如上の外單に荒地のみの貸與を受け家屋、井戸、家畜、種子其他開墾に要する諸農具等は開墾者の自辨にて開拓に従事することあり。

り。此場合に於ける收穫物は全部開墾者の收得となり、尙開墾の後三箇年即ち熟地と成りたる時に於て、地主は開墾面積の過半或は三分の一(最初の契約に依り)を開墾者に無條件にて讓渡する、とあり。尤も此契約は漸次減退しつつあるが、殊に當地方の如きは逐年地價暴騰しつつある爲め殆ど此例を根絶せり。

参 考 (二)

突泉地方に於ける新移民の開墾契約 (調査時報大正十五年五月號)

今春以來突泉地方へ赴きたる農業移民と地主との荒地開墾契約は概ね左の如くである。

一、荒地二方地の開墾を標準とするもの。小作人の居住に必要な家屋一棟(三間房子)及井戸一を地主より提供し牛馬、農具、種子其他一切小作人自辨とし、開墾三箇年間の收穫物は全部小作人の所得に歸せしめ、三年經過以後の小作人に就ては其時期に至り更に小作契約をなすものとす。但し開墾すべき地積稍や大なるが爲め自然初墾後三年間に於ける開墾進捗の程度亦一様ならざるに依り、該期間の經過後荒地の熟地化せし状態、畝數等を調査し以て其畝數に應じて更に新規契約を定むるが如し。

二、荒地一方地の開墾を標準とするもの。地主より小洋一千元、三間房屋一棟、井戸一、碾子一、磨一を貸與し牛馬、種子、農具等は之を小作人の自辨とし、初期三年間の收穫物は全部小作人の所得となるも此間地主より貸與せられたる上記金品は全部之を地主へ返濟するの外租用荒地一方地は之を熟地に化せしむる條件とす。

三、各年次別に定めたる契約。

(イ) 開墾第一年目 地主より食糧、牛馬、農具、家屋、井戸、碾子、磨、種子一切を貸與し收穫物は地主十分の一、小作人十分の九の割合に分配す。但し種は全部小作人の所得とす。

(ロ) 開墾第二年目 食糧を供せざる外概ね第一年目に同じ、但し收穫物は地主十分の二、小作人十分の八の割合に分つ。種は前年に同じ。

(ハ) 開墾第三年目 第二年目に同じ、但し收穫物の分配割合は地主十分の三、小作人十分の七とせり。

(ニ) 開墾第四年目 開墾後三箇年を経過して第四年目に於ては熟地化するに依り小作人は一應之を地主へ返還の上更に新規

第三章 奥地分布状態

契約をなすものとす。

之に關する一例を示せば次の如し(即ち熱地の貸借法)。地主は小作人へ家屋、井戸、碾子、磨を貸與し牛馬、農具、種子等始め其一切自辨せし收穫物は地主十分の四、小作人十分の六の割合に分配す。(副産物は前記同様)

四、地主自ら南滿沿線地方に赴き招來せる農業移民に對する待遇條件。

- (1) 小作人の家族一人に付旅費として小洋二十元を貸與し開墾すべき地點に到着後一人に付食糧約一石、衣服其他雜費用として更に小洋十元を貸與す。但し上記貸與の金品に對しては利息を徴せず、開墾着手以後三箇年間に於て漸次之を償還するものとす。
- (2) 荒地開墾の爲め所要家屋、農具、牛馬、種子等は完全に地主の負擔せし收穫物は兩者折半とす。

### 第三項 京奉沿線及其背後地

此地域に就いては全然實地調査をして居ないし且つ京奉線の輸送統計も無い爲め不明であるが大體に於て此地域は最近の移民と大した關係は無いと看るべき幾多の理由があると思ふ。

新民屯及赤峰領事館からの回答要旨を左に掲げて一端を窺ふ丈けに留めて置く。

本年五、六月以降新民地方に入込み來つた山東地方の出稼苦力及直隸方面の避難民は約八百餘名の見當であるが前者は獨身者多く後者は家族連れの者多數を見受けられる。本年は時局の關係上直隸からの避難移民相當の數に上れるが依然として山東移民が其の過半を占めて居る。尙ほ彰武縣地方の鐵道工事に従事する山東及直隸の出稼苦力は千五六百名以上に達すべしとの事である。移民の多數は主として農家の下働に使備せられ家屋修理の土工夫及左官職工之に次ぎ其他運搬夫等であるが多少經驗を必要とする製造工場等に雇備せられるものは極めて少數に過ぎない。尙ほ右の外苦力相手の煙草、飲食物等の小商人も相當多數渡來し居るも其數は判明しない。

赤峰管内では山東直隸地方から移住し來る者殆んど無い。右は熱河區域が交通不便で地方の治安不備且從來各蒙旗開放地中可耕地は殆んど開墾し盡され僅かに山地沙荒の最も灌溉困難な地域を餘すに過ぎないのみならず連年の戰亂及客年の旱魃に依り疲弊の程度寧ろ山東直隸地方に劣らない實情にあるが爲めであると思はれる。

尙ほ白音太來地方に就いても四洮、洮昂線の處に述べた様に例年と大した差異も見受けられない状態にあり。錦縣及綏中の兩縣公署からは移民なしとの回答に接して居る。

### 第四項 長春西方及西北方地方

汽車によつて長春に來た移民數が約三十八萬五千、徒歩者を五萬と併せて四十三萬五千の内三萬人が西方及び西北方即ち農安、扶餘、大賚等々の方面に向つた事は既に第二章長春の款下に述べた處であるが農安領事館の報告に依れば該管内(農安及長嶺各縣及南郭爾羅斯未開放地)に入込んだ數は七千家族に達したとある。一家族三人平均と見れば二萬一千人の多數である。同報告は色々な點に於て參考となる資料であると信ずるから茲に引用して置く。

「當地方の農業は元來山東方面よりの移住者に依り開發せられたるものなれば現在土著の地主と稱するも大部分は往年の移住者にして成功せる者なる爲め山東方面より農業を目的に春來り秋歸郷する農業労働者尠ならず年々其數五千家族内外を通例とせるに本年は同地方戰亂の爲め避難して滿洲に移住する者夥しき様子にて當館管内に於ても既に七千家族に達し其中當縣城内に留まりて機織等に従事する者約二百名、長嶺、伏龍縣其他小市場に足を止め行商其他の雜業に従事する者約五百名を除きたる外は悉く農業に従事するものなるが土地の狀況は猶開發の餘地充分なるを以て移住者の増加は農作物の產出高を増し延いて日用品の如き諸物資の購買力を増し一般商業にも好影響を與ふ云々。」

以北の扶餘、大賚方面に就いては何等参考となるべき資料がないが少なくとも一萬以上が這入つて居るものと想像せられる。此方面に對しては東支南部線の陶頼昭邊から入込む者がありはせぬかとの豫想の下に同地の地方民に就き色々事情を聞いて見た處同方面から入込んだ者は殆んど皆無であると云ふ事である。

長春縣知事の語る處によれば大體に於て三月末頃迄は西方に行く者が相當あつたが四月長春に難民救濟會が出来又東支鐵道が特別扱ひを開始して哈爾濱方面行が非常に便利となつて以後は西方に赴く者が目立つて減少して來たとの事である。

北行東支南部線に添ふての徒歩者は長春迄に比すると遙に少數である。陶頼昭で聞いた處によると非常に少數の様で一人も無いと極言した者さへあつた。

最後に一言して置き度いのは南郭爾羅斯旗の開放の事である。吉林省當局は郭爾羅斯旗の荒地四十萬畝を開放する事とし昨年五月勘放蒙荒章程を公布し蒙荒局を設置し測量を終つて本年三月頃から拂下を開始し六月頃迄に大部分の拂下を終つたと云ふ事並びに吉林督辦張作相氏が此地方に對する難民招致の計畫を立てた事等は後に難民の救濟及招致の章(第五章第一節第三項)に述べる積りであるが實際の移民情況に就いて長春縣知事の語るの處によれば此地方に對する移民招致の計畫はあつたが愈々移民を入れるとすると色々な準備が必要であり殊に警察其他の移民保護方法の設備は最も必要であるが斯る準備が出来ない爲めに今年の移民を收容する事が出来なかつたが來年頃からは收容する事が出来るだらうとの話であつた。

惟ふに是れは吉林官憲の計畫した移民救濟方法である。本計畫以外私人に拂下けられた郭爾羅斯期には相當數入込んで居ると見るべきであらう。

### 第五項 吉長、吉敦沿線及背後地々方

此地方は又教化、額穆及び間島地方と云つてもよからう。此地方に入込む出稼者は其大部分が吉長線を利用したもので南方の樺田、安圖方面から北上したものは一少部分に過ぎないと考へられる。間島地方にあつては一部分朝鮮を経由したのもあると云ふ事であるが勿論大した數ではないであらう。それで要するに此地方に對する出稼者數を決定するものは先づ吉長鐵道の輸送統計であるとしなければならぬ。

滿洲の他の鐵道が殆んど全部避難民に對して特別扱をしたに拘らず吉長鐵道は極めて少數の團體難民に對し特別割引をしたのみで殆んど全部が普通の三等客として取扱はれた爲め直接難民數を示す統計は存在しない。依つて不完全ながら一種の推定方法として頭道溝及長春よりの吉林行三等客數と其反對に吉林より頭道溝及長春著數との差を求め之れを以つて奥地行出稼數を示すものとすれば左表の通りとなる。

吉長鐵路三等客上下行調表

上下別	年別			摘要
	十四年自二月至五月	十五年自二月至五月	十六年自二月至五月	
頭道溝及長春より吉林行	三二、三六二	三二、七八六	五三、五五七	十六年分吉林行中左記を含む
吉林より頭道溝及長春行	二八、五六三	二九、二九五	二二、二三〇	
差引(吉林行多し)	三、七九九	三、四九一	三一、三二七	團體難民 一三、六六二 一、九八一

即ち本年二月より五月に至る期間に於て吉林行の方が三萬一千餘程多い譯である。本數字は移民の最も盛んな二月



から五月迄のものであるが一月及六月以後の数を加へ猶ほ相當の徒歩者があるものとして之れを見積れば大體本年の此地方への苦力、移民一切を四萬と見るのが至當であると思ふ。吉林公所に於て難民救濟所其他に就き調査せる結果も大約四萬と云ふ結論に到達したと云ふ事である。此四萬人と吉敦線工事に使用せる苦力とが如何なる關係になつて居るかと云ふ事は移民の分布及就職状態を考慮するに重要な事項である。吉長鐵路管理局の報する處によれば吉敦線關係の苦力は約二萬人と云ふ事であるが此内本年二月乃至五月間に吉長線で輸送した数は前表摘要欄に見るが如く約一萬三四千人である。従つて四萬人から此数を控除した二萬五六千人が鐵路工夫以外の農業其他の職業に落着いた事となる。但し本年輸送した此一萬數千と云ふ吉敦苦力は嚴格な意味に於ての避難民ではなく避難民は多く老幼婦女を携へ線路苦力としては不適當であるから彼等を雇傭した事は稀であると云ふ事である。

分布状態として正確な事は勿論不明であるが敦化縣、延吉縣、額穆縣、樺甸縣等が最も主なるものであると想像せられる。本社の敦化駐在員に就いて聞くに敦化地方戸口の増加は非常な勢であると云ふ。上記各縣の外一部分は樺甸縣地方にも向つて居る模様である。

間島地方に就いても詳しく述べる丈けの材料を持たないが此地方に關する情報によれば「朝鮮又は吉林地方を經由し山東直隸兩省方面から間島地方に移住し來るもの一時殺到の情況であつたが、本春播種期に於て其大多數は東支沿線地方の未墾地開拓及吉敦鐵道の工事勞働等の爲め轉住した。現住者は左表の如く奥地未墾地に土着し或は木材の採伐市街地の勞働其他小作農、行商等相當正業に就き自活の途を講じて居るから移住後未だ日が浅いが概ね居住の安定を得て居る」との事である。

間島地方 殘住者表 (昭和二年七月)

延吉縣	六八五
琿春縣	五四〇
和龍縣	九
汪清縣	一、二三四
合計	

惟ふに間島地方は他の敦化、額穆等に比して遙に早く開け新移民を土着せしむべき未墾地も少ない爲め一旦此地方に入込んだ者の大多數は再び東支東部線地方其他に移轉住したと云ふ事、又殘住者も農業關係のものが他地方に比して割合に少ないと云ふ事も首肯出來る事である。

間島地方は左様であるが敦化や額穆其他未開墾の多い地方に行つたものも再び大部分他に轉住したものは考へられぬ。大多數は其地に留まつて開墾に従事して居ると見るのが正當であらう。敦化地方は非常な勢で開墾せられつゝあると云ふ事は前にも述べた。

左に參考の爲め吉林の難民救濟會で取扱つた難民の行先地別表を掲げる。但し注意を要する點は難民救濟會で世話した者は全體の中の一小部分で其等の者の分布状態を以つて全體の分布状態の縮圖なりと考へるは早計である事である。其顯著なる一例を掲げると長春難民救濟會で取扱つた難民の統計によると東支東部沿線行と西部沿線行との比は約一と二との割合になつて居るが實際全體數に就いて見ると殆んど反對の結果を示して居る。

二	二	八	小	五	旱	喂	孟	烏	葦	同	一	輝	黑	富	扶	密	寶	賓
道	道	道	里	里	溝	溝	河	珠	河	江	南	龍	錦	餘	山	清	江	
溝	江	子	箕	子	溝	溝	河	縣	縣	縣	縣	江	縣	縣	縣	縣	縣	
內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	

八	四	八	三	三	二	六	一	五	二	八	七	二	五	七	四	二	七	六	六	八

東大營收容所取扱難民調查表 (自四月十四日至五月末頃)

琿	和	汪	臨	安	東	寧	五	磐	同	額	延	敦	舒	樺	吉	吉
春	龍	清	江	圖	寧	安	常	石	寶	穆	吉	化	蘭	甸	林	林
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	省
內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	內	城
一	一	二	八	四	一	一	五	五	一	二	五	四	八	七	一	三
六	四	三	八	一	四	三	五	五	八	二	四	二	一	四	二	二

二	合	二
雙	河	鎮
六	四	二
計	二、六〇九	

備考 東大營難民收容所は四月十四日開設せる由

西關收容所取扱難民調査表 (自四月十四日至五月二十日)

縣名及地名	難民數目	備
吉林省	四〇	
吉林縣	五	
柳甸縣	四一〇	
敦化縣	九六	
延吉縣	一〇一	
汪清縣	一五	
寧安縣	五八	
額爾古納縣	二二	
同賓縣	一〇	
烏珠河縣	一	即烏珠河
一面天省	九	
合計	八四四	

考

黑龍江省	一九五	奉天省
撫松縣	三	
穆稜縣	三	
安圖縣	一三	奉天省
依蘭縣	二	
呼蘭縣	一〇	黑龍江省
東寧縣	三	
磐石縣	五	
小岔口	八	
合計	八四四	

備考 西關收容所は四月十四日開設五月二十日閉鎖せり

第二節 北 滿  
第一款 總 數

一、北滿に這入つた數は本年一月から六月末迄に三十六萬と云ふ計算である。此等の移民は東支南部線から一旦哈爾濱に下車し其處から東部線、西部線及松花江、黑龍江の沿線及背後地に落着いた者である。東支線によつた者以外に吉林方面から一旦間島地方、額穆地方等に赴いた者が再び東部線沿線附近に北上して來た者もある様であるが勿論詳細な事は不明で數字の取扱は出來ぬ。但し東支線によつた數とは比較にならぬ僅少な數である事は想像に難くない。

東支鐵道運轉課の調査する處によると本年二月十九日から四月二十七日に至る間哈爾濱に入込んだ出稼人は二十七萬五千三百二十九人で内四分の三即約二十萬六千五百名が純移民であると云ふ事であつた。其後當社の照會に對し二月十六日から五月三十一日迄の純移民は二十三萬人と云ふ回答を得た。これから算定すると苦力其他一切を合算した出稼人の總數は約三十萬六千六百人となる。此數に二月十六日以前及六月の推定數(註参照)五萬三千五百人を加へると三十六萬零一百人即ち約三十六萬人と云ふ事になる。

註 二月十五日以前及六月の推定數は長春驛員の査定による同期間に於ける長春下車出稼先數七萬六千五百人(左表の通り)の七割として算出した。

長春驛下車數(概數)

一	月	四〇、八〇〇
二	月 (十五日迄)	二二、〇〇〇
六	月	一一、七〇〇
合	計	七六、五〇〇
右の七割		五三、五五〇

此三十六萬と云ふ東支鐵道側數字を基礎とせる算定と長春に於ける滿鐵側の計算とを比較對照して見ると此數は略正確なものであると云ふ結論に到達する。

即ち一月から六月迄の長春驛下車數三十六萬五千三百八十八人(長春驛査定數)に徒步者約五萬人見當を加へると四十三萬五千餘人となるが。此内外から吉長線方面の四萬人、農安太資其他の方面の三萬人、合計七萬人を差引くと三十六萬五千餘人となる。三十六萬人とは猶ほ五千の差があるがそれは南部線各驛の下車數乃至徒步者と見ても差支無

からう。

徒步者の數が餘りに少數であるとも想像せられるが南部沿線では南滿沿線に於けるその如く多數でないといふのが一般の觀察であつて陶賴照で地方民に聞いた處も徒步哈爾濱行は殆んど無いと云ふ事に一致して居る。

猶ほ觀察點を異にして検討して見る。従來の例によると北滿行苦力は年平均三十萬と云はれて居る。之れは左掲東鐵の輸送統計でも略明瞭である

一九二三年	四等	三一三、一三〇
	三等	五七、〇〇七
一九二四年	四等	二六四、七六九
	三等	八三、四四一
一九二五年	四等	二六四、八六六
	三等	一一四、九〇三
一九二六年	四等	三一九、一一四
	三等	一八〇、七八三

處が六月迄と七月以後その山東、直隸苦力の出方を比較して見ると六と四との割に略ほ一定して居る事實から推して毎年六月末迄に北滿に入込んだ數は三十萬の六割即ち十八萬と云ふ事になる。今年の渡滿苦力數は六月末迄に六十三萬、年末迄に約百萬を超過すると云ふ見當で例年の二倍以上である。依て北滿行も例年の二倍即三十六萬以上と見るのが至當である。即ち此方面から觀察するも前述の東鐵の輸送數を基本とせる推定は略正鵠を得たものもらはねば

ならぬ。

### 第二款 分布状態

前述の三十六万人の分布如何、東鐵運轉課の調査によれば、二月十九日から四月二十七日迄に哈爾濱に入込んだ二七五、三二九人中八分の五は東部線地方へ八分の二は西部線地方へ移送せられ残り八分の一は哈爾濱に下車したと云ふ事であり。此割合で三十六万人が分布されたとすれば東部線二十二萬五千、西部線九萬、哈爾濱下車四萬五千である。處が最近發表せられた東支鐵道經濟週報(九月十八日號)所掲「一九二七年滿洲移民」によると「移住運動は二月半に初まり六月に至つて殆んど終つたが其間鐵路哈爾濱に流れ込んだ移民(純粹移民)は二十三萬人に達した。東支鐵道哈爾濱警務所並に諸商會の調査を綜合した結果によると西部地方に向つた移民は七萬三千人、東部線地方移民は十四萬一千人、内松花江下流地方に移住せるもの四萬人、鐵道沿線地方に移住せるもの十萬一百人」と出て居る。之れは純粹の移民のみの計算であるから他の苦力避難民一切を含めた數を求めると三十三萬六千人を此割合で按分して見れば西部線が十二萬三千、松花江下流地方六萬七千、東部沿線が十七萬となり運轉課の調査として發表せられたものと各割合に相當の變化を來して居る。以上二種の割合には何れにも多少不正確な點があるとも考へられるので自分は全體其中庸即ち東部線が二十萬、西部線が十萬、哈爾濱下車六萬位(一旦哈爾濱に下車更に東西に赴きたる者を含まず)と信じて大差ないと思ふ。何れにしても東部線か西部線に比して遙に多いと云ふ事は疑の無い點であるが、東部線か西部線より多いと云ふ事は信じ難いとの意見を有する者もあり又既に發表せられた移民調査資料中にも西部線が多いと云つて居るものもあるが之は誤と云はなければならぬ。此度の旅行に於ても前記東鐵の調査を裏切るか如き事實を發見し得なかつたのみならず大

體に於て正確であると云ふ事を推測せしめるに足る幾多の事實を捕へ得たと思ふ。然らば何故東部線か西部線より多いかと云ふ理由に就いて左掲の様な理由が擧げられる。

- 一、東部沿線にありては鐵道沿線其他交通の便ある地方に於ける森林伐採せられ有利なる可耕未墾地の横はれるもの多き事。
- 一、東部沿線方面には森林處々にあり冬季の森林勞働は彼等の副業として最も有望なものである事。
- 一、吉林省では官民協力して避難民の招來に務めつゝあるに拘らず西部沿線黑龍江省方面は官憲に於て是と云ふ施設をなさず僅に黑河道に於て移民招墾辦法を遅れ馳せに實施したが該辦法は相當資力ある農業移民招致に關するものであつて多くの避難民とはあまり關係がない事。
- 一、猶ほ過去に於ける移民及開墾の歴史的關係が重大な役割を演じて居ると思ふ。

以下東部線、西部線、哈爾濱下車者の大多數が赴いた松花江、黑龍江の川筋と順次に簡短な説明をする。

参考

東支鐵道による一旬間の移民輸送數

縣名地方名	五月日	
	十一日	十二日
總數	三〇人	四七人
東部線	一七	二七
西部線	一三	二〇
阿什河	一	一
小女	一	一
男	一	一
女	一	一
十一日	三〇人	四七人
十二日	三〇人	四七人
十三日	三〇人	四七人
十四日	三〇人	四七人
十五日	三〇人	四七人
十六日	三〇人	四七人
十七日	三〇人	四七人
十八日	三〇人	四七人
十九日	三〇人	四七人
二十日	三〇人	四七人

四部	山	横道河子	馬溝	海林	牡丹江	穆稜	綏化	滿洲	對青山
小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男
111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
116	116	116	116	116	116	116	116	116	116
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
118	118	118	118	118	118	118	118	118	118

二層甸子	帽兒山	烏吉密	一面坡	牙不利	石頭河子	細鱗河	二道河子	葦沙河	馬橋河
小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男	小女男
111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
116	116	116	116	116	116	116	116	116	116
115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
118	118	118	118	118	118	118	118	118	118



想ふに所謂密山大平野は土質甚だ良好、人口稀薄、地價は低廉で多數の移民に取つては最も魅力的な目的地であるに違ひない。聞く處に依ると本年のみならず昨年も相當多數の移民が此地方に入込んで居る。此傾向は將來も繼續せられるであらう。

葦沙河、一面坡、及烏吉密河各驛附近に下車した六萬人は主として葦沙河及烏珠兩設置局の荒地開墾を目的として來住したもので就中葦沙河設置局管内には近時馬家溝、喇嘛甸子、頭道溝、二道溝等の植民地村新に建設せられ此等の地方に落着く者多く、更に寧安縣内に於ては石河驛の南方十支里附近に石河屯、三家子等の新植民部落が續々出現して居る狀況である。

参考 前掲の九月十八日の東支鐵道經濟週報「一九二七年滿洲移民」による今春に於ける下車數(純移民)は左の通になつて居る。

帽兒山驛地方	三、五〇〇
密峰驛及小九驛地方	七、〇〇〇
烏吉密驛地方	四、五〇〇
烏吉密河驛一面坡驛地方	三八、〇〇〇
葦沙河驛地方	六、〇〇〇
海林驛及牡丹江驛地方	六、〇〇〇 (中鮮人一、五〇〇)
小城子驛地方	三〇、〇〇〇
國境地方	六、〇〇〇
合計	一〇一、〇〇〇

## 第二項 東支西部沿線及其背後地地方

西部線を約十萬と見ると云ふ事は前述の通りである。西部線では安達驛を第一とし約三萬に達する見當である。次は滿溝の一萬内外を初めとして小蒿子、富拉爾臺、齊々哈爾等順次之に次ぐと云ふ事であつた。處が後述する如く「一九二七年滿洲移民」によると齊々哈爾が非常に多く三萬五千となつて居るが之れは多少疑問である。富拉爾臺以西に下車するものは極めて少數である。

右の内安達及び滿溝邊で下車せる大多數の者は更に北行して依安設置局及克山縣地方へ移動し小蒿子驛下車の者は總て依安設置局管内、齊々哈爾行の者は齊々哈爾、黑河街道に沿ふて北行訥河及其東部地方へ又富拉爾臺下車の者は主として甘南設置局管内へ移動したと云ふ事である。が西部線背後地方の實地踏査者の言によれば現在移民の中心地即ち最も急速に開墾せられつゝある地方は龍門鎮を最北とし南は通北、克山、西は訥河地方であつて是等地方に入込む経路は東は呼海線、通北、龍鎮街道、中央は安達、拜泉、克山街道、西は齊々哈爾、訥河街道によるものであるが就中安達、拜泉街道による者が最も多數である。初春の候上記地方を旅行する者は所謂搬家が老幼婦女を携へ家畜を引き一切の家財道具を積んで或は車馬に徒歩に絡驛として北に移動しつゝあるを目撃する事が出来。開墾中心地には飯店、銀冶屋、雜貨屋等あらゆる移民の生活上必要な施設が雨後の蘆の如く簇生し移民の限界が何れにあるかは直に認識する事が出来ると云ふ事である。

大體に於て嫩江以西では甘南設置局の一部を除いては殆んど行く者が無い。それは嫩江縣から布西縣に至る嫩江西岸一帯は大興安嶺に近く耕作地に乏しく加ふるに此地方には漢人と反目せる蒙古族が相當の勢力を持つて居ると云ふ様な



歴史的関係もあるからだと思ふ。

猶ほ此處で一言注意して置かねばならぬ事は後述すが如く呼海鐵道を利用して奥地に移動した者が極めて少數である事である。

參考 東支鐵道經濟週報「一九二七年滿洲移民」による今春に於ける下車數(純移民)は左の通りとなつて居る。

安達驛接續地帯	二三、〇〇〇
富拉爾基驛地帯	一三、五〇〇
齊々哈爾驛地帯	三五、〇〇〇
小河子驛地帯	二、五〇〇
碾子山驛地帯	二、〇〇〇
札蘭屯驛地帯	一、〇〇〇
杜爾齊哈地帯	五〇〇
計	七三、〇〇〇

備考 齊々哈爾驛附近が最も多く安達を凌駕して居るに對しては多少疑か懐く。

### 第三項 松花江、黑龍江の沿岸地方

哈爾濱で下車した數(一旦下車して更に東西に赴いた者を除く)は約六萬位であると推定せられる。此中哈爾濱及其附近に留つた苦力を除いた大部分は松花江を下り沿岸の各縣に落着き遠く烏蘇里江を遡つて虎林地方に入込んだ者も相當多く又黑龍江本流を遡つて黑河方面に至つた者も多少ある。其全體數は大體四萬内外であるが之れは左掲の哈爾濱埠頭

に於ける乗降船客の比較によつて知る事が出来る。

哈爾濱埠頭乗降船客數

期	間	降船數	乗船數	乗船超過數
一九二五年中	外國人 中國人	四〇、八四四	四五、二九九	四、四五五
一九二六年中	外國人 中國人	六五、九〇二	八二、二九五	一六、三九四
一九二七年自一月至六月	外國人 中國人	二六、七八五	六一、四二六	四〇、六四一

註 (一) 右數字は哈爾濱事務所調査課から哈爾濱稅關長宛調査依頼に對する一九二七年七月二十八日附回答による。

(二) 東北航務局に對し移民輸送數を問合せた處本年一月から九月十三日迄の數二、二八八名で其内東北航務局取扱數一、一六九名

と云ふ回答を得たが右は支那官憲或は難民救濟會の證明書を持つた農業移民の數のみであるを考へられる。

永く三姓地に居住して同地方の事情に精通せる邦人の談の處によれば本春初めより同地に上陸した移民は數千であつて三姓を通過して奥地に進んだ數は約三萬と稱せられ其半數以上は同江縣に落着き約二割は虎林に殘餘が富錦、樺川綏遠、饒河等の各縣に散布せられ黑龍江省方面では通河及鶴立鎮方面に行く者が多いが全體から見れば本年五月末迄に同縣に入込んだ移民數は男女共一千八百二十九名(農業者十分の七、農業労働者十分の三)、昨年中の總數は二千六百七十四名(農業者十分の六、農業労働者十分の三、工業及其他労働者十分の一)と云ふ事である。蘿北縣知事は移民招致に對して最も

熱心な人であり第五章第二節第二項に説く如く同縣に至る移民に對して鐵道運賃の割引を滿鐵に申請して來た等の事情から察するも前記の數は相當信憑すべきものであると考へる。

三姓に降りた者は大部分士龍山勃利方面に移動する者であるが此方面の開墾の爲め依蘭に出廻る穀類は近來急速に増加しつゝある。昨年も依蘭及勃利二縣に來住した者二千戸、佳木斯及樺川附近の奥地は地味最も良好、近來佳木斯等の發展は目醒しきものがある。同江縣に最も多數を收容し得た理由は第五章難民救済及招致の章下吉林省の部で述べる事とするが兎に角吉林省の難民救済辦法に於て哈爾濱に到着せる難民で行先不確定なる者は同江縣に送る事として居る事でも一般を察する事が出来る。

饒河及虎林方面には一部分穆稜鐵道方面から行く事並に同地方に行く者は粟粟の栽培を目的とする者が多いと云ふ事は既に東部線の項で述べた處である。

### 第四項 呼海沿線及其背後地

以上東部線西部線及川筋に就いて述べたが呼海沿線及其背後地如何と云ふ問題が残つて居る。呼海鐵道従事員の談によれば同鐵道(綏化まで開通)で山東同鄉會の難民證明書を持ち無料で乗車した數は五六百人に過ぎず普通の三等客として乗つた者の數は之れより多いが大體に於て甚だ少ないと云ふ事であつた。

參考 試に四月二十日から五月一日迄の呼海線無賃乗車數を掲げて見よう。

四月二十日	三四
同 二十一日	五七
同 二十二日	二七

同 二十五日	六〇
同 二十六日	二一
同 二十七日	四六
同 二十八日	四〇
同 三十日	七四
五月一日	三五
合 計	三九四

救済會や商務會當りでも同様の意見を聞いた。之によつて察するに一月以降救済會が出来る迄の數を加へても五千と云ふ數を出ないと思ふ。其内一部分は呼海鐵道工事に従事して居る。呼海線利用者のみならず大體に於て呼蘭河流域に入込んだ者は比較的少數である。勿論對青山、滿溝、安達邊で下車した者の一部分は此地方に落着いたのは違ひないが過半は拜泉以北、通北、克山、龍門鎮邊に移動したと見るべきである。呼蘭河流域地方即ち所謂東肯地方は黑龍江省でも最も早く移民によつて開墾せられた地方で人口も他に比して稠密未墾地も少なく新移民の包擁力も少ないから此地方に比較的移民の少ないと云ふ事は首肯出来る事である。左に參考の爲め望奎縣公署からの回答を掲げて見る。之に依ると同縣には相當の多數が這入り一部分は綏化以北の呼海線工事に従事して居る様である。

望奎縣直魯難民及職業概數表

年 別	人 數	業 農 數 目	業 工 數 目	鐵 路 工 人 數 目
民國十五年	三、五七〇	六 成	一 成	二 成
民國十六年五月迄	六、四二八	五 成	二 成	三 成

### 第四章 滿洲内部に於ける移住現象

滿洲内部に於ける移住の問題は山東、直隸からの移住と併せて研究すべき問題であつて嚴格に云へば兩者相俟つて始めて滿洲に於ける人口移動の全般を知る事が出来るのであつて北滿其他の邊陲未墾地に入込む農業移民には或る程度内部移民が混入して居る事を注意しなければならぬ。此内部移民の研究は外來移民の研究よりも一層免働であつて外來移民に就いては大連、營口、安東及奉天等の咽喉部を扼し此處に這入つて来る數乃至は是等咽喉部から汽車輸送によつて分布せられる状態によつて大體は知り得るのであるが内部移住にありては總ての驛の取扱に就いて又鐵道沿線のみならず奥地の徒歩者に就いて綿密な研究を遂げる必要があるのである。本書は稿を急いだ爲めに此方面の研究に充分の時と努力とを用ひる事が出来なかつた事。従つて以下掲ぐる處も斷片的で讀者に内部移住に對する何等かのヒントを與へる程度に過ぎないものである事を斷つて置く。

南滿は一部分を除き先づ大體人口も飽和状態に達し可耕未墾地も餘す處が少ない状態であるから家族數の増加につれ農家の生活は次第に困難となつて来る。之に反して北滿や東部内蒙古方面は人口極めて稀薄、曠漠なる大平原は到る處千古の委其儘に横つて人の來つて開拓するを俟ち地價も極めて低廉である。斯様な事情の下にあつて南滿から北滿、内蒙古邊へと移住する者が追々増加して來ると云ふ事は理の當然である。殊に昨年は南滿一帶稀に見る不作であつた爲め北移住傾向を強めたのは事實である。

更に南滿から移住するのみでなく同じ北滿にあつても東支鐵道沿線或は呼蘭流域地方の如き既に移住開墾以來相當の年月を経た地方から毎春奥地へ奥地へと進んで行く傾向は相當顯著であると云ふ事は奥地旅行者の等しく目撃する事實で部落全體が移動し其廢趾に又他の部落が移つて來ると云ふ風な事も屢起る現象であると云ふ。

此内部的移住の現象を沿革的に研究するなれば其處に一つの系統を目出す事が出来る。移住と云ふ現象は一方に於てよりよき生活を欲する者と一方に於て直接間接彼等の誘因となる先着の移住者がある場合に起る事が最も多い事は殊更論する迄もない。従つて其處に一つの系統を生ずる譯である。此系統は初期移住時代程明白で歲月を重ねるに従つて分化せられ交錯せられ今日にあつては餘程錯雜して來ては居るけれ共猶ほ多少其色彩を偲ばすものがあると思ふ。今度の旅行に於ても金州復州邊の人は海龍、朝陽附近に安奉線の人は穆稜鐵道沿線から密山地方及松花江沿岸地方に、新民屯錦州、法庫、四平街邊の者は四洮、洮昂沿線に移住する者が多いと云ふ事を聞いた。是等の點は詳細に研究すれば非常に興味ある問題であると思ふが今は其餘裕を持たない。

現在南滿で移住傾向の最も盛んなのは安奉沿線であらう。此事は既に昨年頃から屢々報導せられて居たが今度安奉線の二三の重要驛に就いて直接調べて見た結果は左の通りである。移住者は唯一家族のみで移住する事は寧ろ稀であつて大抵は數家族乃至數十家族と云ふ團體となつて行くのであるから大勢を調べるには比較的容易である。

本溪湖、草河口、鳳凰城發長春行團體人員數

月別	發驛別			合計
	本溪湖發	草河口發	鳳凰城發	
一月	五三人	二七人	二一人	二九一人
二月	二七人	一九四人	二九八人	五一九人
三月	一人	二〇七人	九二二人	一、二二九人

第四章 滿洲内部に於ける移住現象

合	六	五	四
計	月	月	月
一、三九七	三〇	五五四	七三三
五〇四	一一	六五	五七九
二、一八九	不明	一七九	一、三三七
四、〇九〇	三〇	七四四	一、三三七

八八

本溪湖、草河口、鳳凰城發四平街行團體人員數

月別	發 別				合 計
	本溪湖發	草河口發	鳳凰城發	合 計	
一	一	一	二七	二八	二七
二	九〇	二〇	二六	一三六	二六
三	四六	一一	一六四	二二一	二七四
四			一七八	一七八	五七
五			不明	不明	一七八
六			三九五	三九五	不明
合 計	一三六	三二	三九五	五〇三	五六二

即ち本溪湖、草河口及鳳凰城の三驛から長春に赴いた移住者數は四千九十人と云ふ多數である。安奉線全體としては猶ほ少なくとも二三千人を増すであらう。四平街行は五百六十二人で長春とは比較にならぬ程の少數である。

右の内長春に趣いた者は殆んど全部哈爾濱を経て密山地方か或は三姓地方に行く者が多く聞く處によると密山の東北

方黒咀子附近昨年以來安奉線南部地方から移住して來た者は千家族に及ぶと云ふ話であつた。

参考の爲めに安奉沿線からの移住者の一、二に就いて直接聞いた處を其儘掲げて見る。

参考 安奉線よりの移住者の談

- (一) 本年二月十家族百十二人(内自己の家族十七人)にて哈爾濱を経、松花江を下つて富錦に至る。郷里は安東より四十支里を距れる大河崖附近。家屋土地は皆賣却知人にて二、三年前富錦に移住せるものあり之を辿つて行き農樂を營む。土地は先に移住せる知人が買求め居るもの、土質は良好。但し多少の曹達分あり、山なし、主として大豆を栽培す。地價は塾地一响哈大洋二百圓位、荒地は五、六十圓位、最近大分高くなれり。
- 安東附近より富錦に至れるもの其他にも甚だ多し。移住理由は土地少なく家族は増加し生活甚だ困難なれるため。
- (二) 本年三月五家族にて下城子(穆稜鐵道分岐點)に來る。自己の家族數は十人、内男五人。下城子にて土地約四畝の家三軒を一箇年哈大洋二十三圓にて借り菜園を經營、其經營は自分(父)と最少の子にて爲す、他の三人の男子は農業労働者として雇傭せらる。生活に餘裕なし。

八月頃北方二十支里位離れたる處に土地を捜しに行き適當の處あれば一時無償にて拂下を乞ひ、適當の土地無ければ梨樹鎮(穆稜鐵道終點)以北に移る計畫なり。

同行の他の四家族は奥地に趣きたるも其後の消息不明、鳳凰城附近の人は多く下城子附近に來る。

安奉線以外に於ても海城、遼陽附近其他南滿一帶、京奉沿線から北滿に、奉海開拓線奥地に或は四洮洮昂線沿線等に移住する者は相當の數に上ると想像せられる。

四洮、洮昂沿線の内部移住に就いては既に同地方の分布状態の章下(第三章第一節第二款第二項二)に一應言及して置いた如く四平街から同地方へ這入つた移民や避難民は二萬を越へない筈であるに拘らず四洮洮昂南驛に於ける降客は乘

第四章 滿洲内部に於ける移住現象

客に超過する事二萬七千に近い事でも、内部移住の多いは事は略ぼ想像が出来るが、更に洮南、洮安、鎮東、泰來、景星、突泉一帶に約六萬の移住があつたと云ふ洮南公所の調査の確實であるとすれば約四萬若くは夫れ以上が内部移住者と見なければならぬと思ふ。洮南地方移住民の状況に就いて洮南公所の調査書に左の如く云つて居るか是れは内部移住現象の旺盛な事を裏書するものであると思惟する。

「洮南を中心とする東蒙一帶に分布さるゝ移住者は概して奉天省南半より來る者多く彼等は全家族の外主要家具、炊事具、農具等を大車に搭載し一家を擧げて移住し來るもの大半を占む、本年中六月迄の状況を見るに徒歩者は洮南及其附近に分布されたる全移住人口の約五割に達す。移住民の出盛期に於ては却つて鐵路により來住する者を凌ぎ約六割を算する事あるも此時期を失すれば匪賊等の憂慮ある爲め他の時期に於ては殆んど鐵路に依り來るを以て一年を通算する時は徒行者は全移住人員數の約三割五分となるべし云々。」

四平街からの徒歩者が第三章第二款二項に述べた如く殆んど無いとすれば右に云ふ五割の徒歩者は途中からの移民でなくてはならぬ。

北滿地方に於ても略ぼ同様な事情にあると想像するに難くないが茲に取纏めて發表する丈けの材料を持たぬ。

## 第五章 難民の救済及移民の招致

避難民の多くは老幼婦女を携へ喰ふに食なく宿るに家なしと云ふ悲惨の狀態に置かれ之れが救済は先づ第一着になさるべき喫緊事である。東三省の官民が此方面の努力に對して珍らしき眞剣味を發揮した事は吾人の寧ろ豫想外とする處で、比較的組織立てる救済方法、各地難民救済會、殊に山東同鄉會の活動等は支那の社會研究に好個な材料を提供するものであると考へるのであるが茲には此方面に深入りする餘裕を持たない。唯だ爲政者たる東三省の各當局が難民救済移民招致に對して如何なる態度と方法を取つたかと云ふ事を少しく述べて見たいと思ふ。

避難民と云ふ現象の起る事夫れ自體は國家社會のため誠に惜しむべき事に違ひないが、之を受け入れる東三省の將來から見るならば、それは纏て不足せる勞力の供給となり、三省の開拓となり將來の經濟的發展の原動力を爲すもので大いに慶賀すべき一面を有して居る。であるから東三省の各省當局は勿論各縣に於ても夫れ／＼難民の招致に苦心して居る次第である。難民の招致には吉林省が最も熱心で黑龍江省も遅れ走せ乍ら相當の努力を爲して居る。奉天省は開發最も進み人口も飽和狀態の地域が多いので難民の救済と云ふ方面以外に省當局としての移民招致方針として殊更に見るべきものが無い様である。以下吉林省、黑龍江省の順を追ふて述べて見よう。

### 第一節 吉林省

#### 第一項 難民救済辦法

吉林省は東三省中移民の招致に最も熱心であつた事は前述した通りである。四月初旬左記の如き難民救済辦法を制定

し之が實施を吉長、濱江、依蘭、三道尹に訓令し臨機の處置を命じ而して其施行狀況の報告を徴した。

吉長道尹は右訓令に基き城内商務會に對し積極救済に當るべきを命じ城内商務會は又附屬地商務會と商議し長春驛附近に施飯所を設け、一方吉長道尹は東支鐵道に對し四等車増結を請願し難民の輸送を圓滑にせむと斡旋する處があつた。濱江道にあつては哈爾濱に難民指導所が設置せられ其事務所を傳家甸の入口に在る旅店天泰棧に置き所員九人を三人毎に一班として停車場に赴き、哈爾濱驛に下車した移民中直ちに東部線又は西部線に行く者に對しては乗換に便を計り一時哈爾濱に留まる者に就いては人数、宿泊所、目的地並に職業を尋ね場合によつては難民暫棲處（指定難民宿泊所で傳家甸に四ヶ所あり）に導き今後の方針其他に付き指導し北行する移民に對して呼海鐵路及航業公會の當局者と謀り船車賃の割引を爲し驛傳的に經過各縣當局の指導により目的地に向はしめると云ふ様な仕組を取つた。

依蘭道に於ても臨江の各主要地點に夫々難民救済會が組織せられたのであるが依蘭道は今春の移民招致の中心であつて猶ほ色々説明を要する點がある。本章第三項第四項と順を追ふて説く事とする。

## 難民救済辦法

- 一、吉長濱江兩道ハ中東鐵路ニ對シ客車ノ増結或列車ノ増發方ヲ交渉シ以テ輸送ニ利スベシ。
- 二、難民ニ對シテハ左ノ指導ヲ爲スベシ。
  - 甲、乘車投宿及旅行上ノ疑問事項。
  - 乙、生計ヲ謀ルニ一定ノ目的地ヲキ者ハ其方向並從來ノ職業及資産關係ヲ詳查シ代テ斟酌スルコト。
  - 丙、其ノ他難民ノ請求ニ係ル事項。
- 三、前條各項ノ指導ヲ施行スルトキハ各當該道尹ハ所屬員ヲ督シ交通扼要ノ地ニ難民指導所ヲ設ケ指導員若干ヲ派シ難

民ノ來所詢問ニ備ヘ一面驛、旅館ニ分派詳細ニ查察シ隨時適當ノ指導ヲ爲シ欺瞞虐待ノ行爲アルヘカラズ。

四、難民ガ通過スル地方ノ各道ハ部下ニ妥當ノ保護ヲ命ジ以テ容易ニ目的地ニ達スルコトヲ得セシムベシ。

倘シ難民中ニ災患ニ罹リ無資力ニテ赴クコト能ハザルモノアルトキハ相當ノ救助ヲ爲スベシ。

五、黑龍江省ニ赴ク難民ヲ除ク外原ヨリ一定ノ目的ヲ抱キ本省管轄各縣局境内ニ赴ク者ハ即チ道ヨリ當該地方官ニ通知スベシ。

一定ノ目的地無キモ耕作ヲ業ト爲ス者ハ比較的荒地多キ依蘭道ニ法ヲ設ケ移住セシムベシ。

依蘭道尹ハ所屬各縣ニ命ジ難民移住計畫及移住可能數ヲ調査報告スベシ。

長春、濱江兩道ハ依蘭區ニ赴クベキ難民ヲ指導セル場合ハ隨時列記シテ依蘭道ニ通知シ依蘭道ハ列記セル難民ヲ何處

ニ分住セシムベキヤヲ審査決定シ此旨當該地方官ニ通知スベシ。

各當該地方官ニテ前項通知ニ接シタルトキハ農會或ハ紳士ニ飭シ入境難民ニ對シ誠意ヲ以テ助力スベキヲ命ジ同時ニ

各難民ノ人口ヲ牌甲ニ編入シ以テ監察ニ便スベシ。

本條内ニ稱スル通知ハ最モ簡捷ナル方法ヲ取り各道ニ於テ自ラ之ヲ定ムベシ。

六、各當該地方官ハ各道ヲ經由セズ直接入境セル難民アリタルトキハ調査シ正業ヲ營ム者ナルコト明確ナル場合應ニ同

一ノ待遇ヲ爲スベシ。

七、若シ潛ニ阿片栽培ヲ圖リ或ハ其他形跡疑ハシキ者ハ應ニ嚴重取締ルベシ。

八、各所屬ニテ處理完了シタル後ハ道經由本署ニ報告スベシ。

九、本辦法ニテ不備ノ點アルトキハ各道ニ於テ實際事情ヲ斟酌シ隨時修正報告スベシ。

此難民救済辦法を見ると依蘭道が移民招墾の中心となつて居る事が明である。此點に關しては第三項以下に併せて説明する事を便宜と信ずる。

### 第二項 難民救済所辦法

難民救済辦法によつて難民指導處が設立せられ事務所を傅家店天泰棧に置いた事は既に述べた處であるが後其難民救済所辦法を制定し難民指導所の規模を大にし難民救済所なるものを設ける事とした。其辦法八箇條は左の如くである。

#### 難民救済所辦法

- 一、哈爾濱難民救済所、地點ハ傅家店商務會トス
- 二、救済所所長、二名ヲ置キ哈爾濱總商會及ヒ濱江南會長ヲコレニ推薦ス
- 三、指導所ハ二個所ニ置ク
- イ、第一難民指導所ハ停車場ニ設ケ、特別區警察及ヒ路警並ニ哈爾濱總商會ヨリ各主任一名、辦事員十名ヲ派ス
- ロ、第二難民指導所ヲ傅家店天泰棧ニ設ケ、濱江縣、濱江警察廳、傅家店商務會ヨリ各主任一名、辦事員十一名ヲ派遣ス
- 四、救済所内事務員ハ左記各種人員ニヨツテコレヲ組織ス
  - イ、行政長官公署ヨリ一名
  - ロ、道尹公署ヨリ一名
  - ハ、濱江縣公署ヨリ一名
  - ニ、水上警察署ヨリ二名
  - ホ、哈爾濱商總會ヨリ二名
  - ヘ、濱江警察廳ヨリ五名

- ト、特別區警察ヨリ三名
- チ、路警處ヨリ三名
- 都合二十二名トシソノ職務ハ主任ニオイテコレヲ分配ス
- 五、傅家店ニ「難民暫懸處」即チ避難民臨時宿泊所四箇所ヲ設立ス
  - 暫懸所ハ警察廳ニオイテ客棧ノヤヤ大規模ノモノニツイテ指定ス
  - 六、臨時宿泊ノ避難民ノ宿泊日數ハ多クモ三日ヲ超過スルヲ得ズ
  - 目的地アルモノハ直チニソノ目的地ニ赴カシメ、目的地ナキモノハ救済所ヨリコレヲ指定ス。指定シテモ赴カザルモノハ強制的ニ散セシメ、若シ地方治安ニ碍ケアル恐レアルモノハ長官ニ申請シテ處分ス
  - 七、救済所ニ於テ指定スル目的地ハ、對岸ニ限ル、對岸ニハ吏員アリテ之ヲ看守シテ協助スベシ
  - 七、本辦法ハ長官ニ陳情認可ヲ俟テ實行ス

### 第三項 按撫外來難民辦法

難民救済便法及び難民救済所辦法を發布して救済を計つた事は前述の通りであるが吏員を派遣して移住難民の状態を調査した結果猶ほ指導上遺憾の點があり人道に果たない地方の治安維持上今少しく救済を徹底せしめる必要があると云ふので左掲の如き極めて周到なる「按撫外來難民辦法」六項を規定して難民救済便法を補足し之を道尹、縣知事、設治局、蒙荒局財政廳、警務處、保衛團管理處、清理田賦局等に通令する處があつた。(吉林省訓令第一〇五三號)

#### 吉林省安撫外來難民辦法 (中華民國十六年四月二十二日)

- 一、難民通過ノ長春、濱江各處ハ地方官紳ヨリ人ヲ停車場或境界要路ニ派遣シ省令ヲ遵照指導ニ任ジ前途ノ便利ヲ圖リ最モ敏速ノ方法ヲ以ツテ行先地方ヲ官吏ニ報告シ安住ノ準備ヲ爲サシムベシ。貧苦無資力者アルトキハ義金ヲ募リ救

濟シ若シ募集金ニテ不足ノ場合ハ官金ヨリ相當ノ補助ヲ爲スコトヲ得。

二、凡ソ沿路沿江各縣局ハ須ク當該警察區ニ通令シ若シ難民ガ入境シ行先地ヲ尋ヌル時ハ路徑ヲ指示シ保護ヲ加ヘ其ノ目的地不確實ナル者ハ別青傭工處(小作者傭入ヲ周施スル機關)ニ紹介スルカ又ハ搶墾辦法(一種ノ開墾獎勵法ニテ註一ニ於テ説明ス)施行縣ヲ紹介シ竝ニ搶墾辦法ヲ詳説スベシ若シ真正農民ニテ雇傭者ナク又搶墾ノ資力ナキ者アルトキハ即チ地方公費内ヨリ成年男女一名ニ對シ十元ヲ限度トスル農器、種子、糧食ノ救済ヲ爲シ同行者互ニ保證シ三年ニテ償還セシメ同時ニ取扱者ハ右被救済者ノ姓名、年齢、金高、保證狀等ヲ詳記シ冊子トナシ縣經由省及道ニ報告スベシ、計畫未定前ニ在リテハ適宜ノ方法ヲ以ツテ救済シ離散ヲ防止スベシ。

三、比較的荒地多キ穆稜、方正、依蘭、樺川、饒河、寶清、富錦ノ各縣ハ通令到達ノ日ヨリ本辦法第二項ヲ遵照切實進行スル外地紳富ヲ召集墾地公司ノ組織ヲ勸誘シ以ツテ難民ヲ收容荒地開墾ヲ爲サシムコトニ努ムベシ。

其ノ資本確實ノ公司ニ在リテハ地方公費ヨリ拂込資本金十分ノ五ニ相當額ヲ年利三厘三年々賦トシテ補助ス。

四、徒歩北行ノ難民ガ長春一帯ヲ通過スルトキ所轄地方官吏ニ於テ行先ヲ調査シ行先未定ノモノナルトキハ一應長春救済會ニ收容シ一面蒙荒局(後ニ説明ス)ト協議シナルベク法ヲ設ケ移住セシムルコトニ努メ猶省ニ報告スベシ。

五、哈爾濱ニ到着セル難民ニテ行先不確定ナル者ハ濱江難民救済會ニ一應收容シ順次派員シテ荒地多キ同江縣ニ送住荒地開墾ニ從事セシムベシ。

省委員ハ所轄地方官ト會同シ先ツ村基ヲ劃定シ難民五人毎ニ小屋一間ヲ建テ五百人ノ集團トナレバ井戸一眼ヲ堀ル何レモ官料民工(材料官持チ勞力人民持チ)トス別ニ碾(ローラ)磨(引臼)各一ヲ備ヘ共同用ニ供シ千人ヲ逾ストキハ別ニ一村ヲ創設ス莊丁一名毎ニ官ニ於テ鍬、鋤、鋤、鎌各一挺、鍋、碗、瓢、盆、種子等費十元竝ニ糧食一石五斗ヲ貸與

ス。所有家屋、井戸、材料費、農具、種子、糧食等費ハ均シク所轄縣ヨリ省署ニ申請公金ノ送付ヲ受ケテ貸付シ難民ハ相互ニ保證シ二箇年後ヨリ五箇年ニ分チ還償スベシ荒地ヲ開墾セルトキハ搶墾辦法ニ照シ地主ハ十分ノ四ヲ所得シ其餘ハ墾戸ノ所得トス。

六、凡ソ安撫難民事務ノ取扱ヲ地方官吏或委員ニテ若シ誠實事ニ任ジ公金ノ浪費ナク效績顯著ナルモノハ優ニ從テ獎勵シ其ノ要政ヲ玩視民難ヲ罔恤シ或公金ヲ虚耗セルモノハ重ニ從テ懲處ス。

註一。搶墾辦法は詳しくは、吉林省沿邊清丈各縣荒地搶墾試辦章程云ふ吉林省田賦局から出して居る規則であつて、一定の條件の下に他人の所有地たる否否に論なく自由に開墾する事を得しむる爲めに制定せられたものであつて掠奪開墾法とも譯されて居る。

吉林省邊陲の地方大面積の未墾地の拂下を受けた資本家が自ら開墾に着手する意思なく手を扶わいて他日の地價の昂騰を待つて居るが爲めに幾年経ても邊陲の開墾が進捗しない云ふ事情に鑑み此の規則を制定したのである。本法公布の日は民國十二年十一月であつて民國十三年一月一日から施行して居るが、昨民國十五年九月にも同様の法規が再び發せられて居る。

譯文左の通り。

吉林省沿邊清丈各縣荒地搶墾試辦章程 (東亞輿信所週報大正十五年九月二十五日號の譯文による)

第一條 吉林省沿邊各縣ニ於テ廣面積ノ荒地ノ拂下ヲ受ケナガラ開墾ナ怠リ居ル者ノ開墾ヲ促ス目的ヲ以テ搶墾辦法ヲ特定シ邊地ニ於ケル未耕地ヲ一齊ニ開墾セシムコトヲ期ス

第二條 沿邊各縣ニ於ケル廣面積ノ未耕地ハ拂下濟ミナルト否トニ論ナク概ネ搶墾ヲ許ス

第三條 搶墾區域ハ即チ依蘭、寧安、富錦、樺川、樺甸、額穆、密山、穆稜、濛江、虎林、同江、饒河、綏遠、寶清、勃利等ノ十五縣以内ト爲ス

第四條 搶墾者ハ中華民國ノ國籍者ニ限ル者トス

第五章 難民の救済及移民の招致



第五條 原拂下者ノ地積ガ三方(一方ハ四十五晌我三十三町步餘)以下ノ未耕地ナルトキハ他人ハ之ヲ搶墾スルコトヲ得ズ

第六條 凡ソ三方以上ノ未耕地ニシテ本章程ノ發布後若シ原拂下者ガ自ラ開墾セシコトヲ願フ者ハ毎年陰曆末ニ其ノ响數所在地點境界等ヲ管轄縣署ニ呈出シテ許可證ノ下附ヲ受ケテ下列第八、第九、第十各條ニ照シテ處理ス

第七條 搶墾者ハ該管轄縣署ニ對シテ其ノ所在地面積等ヲ報告スベシ若シ未拂下地ナル時ハ規定ニ基キテ拂下料ヲ納附セシメ地券ヲ下附シ又ハ拂下済ミノ土地ナル時ハ一晌ニ付キ實測引渡手續料トシテ大洋一角ヲ徵收シ縣署ヨリ准墾執照ヲ下附ス

第八條 准墾執照ノ下附後縣署ヨリ委員ヲ派遣シテ土地割付ヲ實行ス但シ同一農民ハ二人以上ノ名義ニ係ル拂下地ヲ搶墾スルコトヲ得ズ以テ紛争ヲ免レシムベシ

第九條 搶墾者ハ未耕地ノ搶墾許可後三年ニ分テ全部ノ開墾了シ其ノ開墾後ハ四割ヲ原拂下者ノ所有地ト爲シ六割ヲ搶墾者ノ所有地ト爲ス原拂下者ハ之ニ對シテ地價ヲ要求スルコトヲ得ズ其ノ原所持ノ地券等ハ全テ之ヲ廢止シ各人所得ノ地積數ニ照シテ新地券ヲ下附ス但シ新ニ地價ヲ要セズ、唯ダ章程通り執照費トシテ一通ニ付キ大洋一元登記料トシテ一角ヲ縣ヨリ徵收シ清理田賦局ニ納入ス

第十條 搶墾者ハ牛犂一組ニ對シテ一方ノ搶墾ヲ許可シ其以上ハ許可セズ但シ洋犂ヲ使用スル者ハ此限ニアラズ總テ該管轄縣署ヨリ審査酌量ノ上處理セシム

第十一條 搶墾者ハ准墾執照ノ下附ヲ受ケレバ直ニ開墾ニ着手シ第一年ニハ十分ノ二ヲ開墾シ第二年ニハ十分ノ六ヲ開墾シ第三年ニ至リ全部ノ開墾了スル者トス若シ違誤スル者アラバ縣ヨリ取調ノ上准墾執照ヲ取消スモノトス但シ特別ノ事故ヲ生シ豫定通り開墾了スルコト能ハザル者ハ縣署ヨリ事情ヲ酌量ノ上延期ヲ爲ス

第十二條 凡ソ搶墾地ノ開墾終了後ハ直ニ耕種ヲ行フ者トス若シ開墾終了後放棄シテ耕種ヲ行ハス更ニ他地點ノ搶墾ヲ出願シ以テ徒ニ地積ノ多數ヲ領有セントスル者アリテ他人ヨリ事實ノ告發ヲ受ケ或ハ官憲ニ於テ發見セルトキハ其ノ開墾出願權ヲ取消スモノトス

第十三條 未耕地ノ拂下ヲ受ケタル者ニシテ小作人ヲ招キ開墾準備中ノ者ナルモ面積ノ廣キト距離ノ遠キ等ノ爲メニ事情ヲ知ラズ

搶墾ヲ出願セル者アラバ縣ヨリ調査ノ上本地ハ尙原拂下者ニ開墾ヲ爲サシメ搶墾出願者ニハ別ニ未耕地ヲ下附ス

第十四條 凡ソ開墾終了後原拂下者ト搶墾者ト土地ノ分割ヲ行フニ際シ土地ノ肥瘠等ノ爲メ紛争ヲ發生セル時ハ雙方ヨリ縣署ニ呈請シテ委員ノ派遣ヲ乞ヒ公平ナル分割ヲ爲スコトヲ得若シ同一土質ニシテ原拂下者ト境界ノ交換ヲ希望スルトキハ即チ原拂下者ニ分給ヲ行ヒ以テ割裂ヲ免ル

第十五條 凡ソ官有未耕地ニシテ已ニ小票(假拂下證)ヲ有シ又ハ地券ヲ有スルモ未ダ地價ヲ納入セザル者ニ對シテ若シ搶墾ヲ出願スル者アラバ修正沿邊清丈規則所定ノ等則ニ照シテ地價ヲ納入セシメ改メテ部照ヲ下附シ原所有者ハ縣ヨリ布告シテ之ヲ廢棄ス尙

第八、第九、第十ノ各條ニ照シテ處理スル者トス

第十六條 搶墾出願地積一方ノ内原所有者ニ於テ已ニ一半ノ開墾ヲ爲シタル者ハ搶墾ヲ許サズ原所有者ヲシテ一定期限内ニ開墾ヲ終了セシムベシ

第十七條 搶墾地ハ一旦官憲ノ許可割付ヲ受ケレバ一方地内ニ於テ肥瘠ニ依リ挑剔スルヲ得ズ必ラズ全部ヲ完全ニ開墾スベキ者トス

第十八條 未耕地ノ搶墾出願者ニ對シ若シ原所有者ガ故ナクシテ之ヲ阻撓シ或ハ威嚇行爲ヲ以テ搶墾ヲ妨害セバ重ニ從テ處罰ス

第十九條 若シ墾戶ニシテ牛馬ヲ購入スルノ資力ナク只ダ人力ニヨリテ開墾ヲ爲サントスル者ニ對シテハ男子一名ニ付キ二晌ノ開墾ヲ許可ス又タ更ニ少キヲ希望スル者ハ之ヲ許可ス

第二十條 墾戶ト原有者トノ間ニ私ニ契約ヲ爲シテ開墾スル者ハ搶墾ノ範圍内ニ非ラズ依テ之ニ對シテハ官憲ハ何等ノ制限ヲ爲サズ

第二十一條 搶墾地ハ三年目ニ全部ノ開墾了シテ部照ヲ下附シ四年目ヨリ普通ニ納税スル者ニシテ延期スルコトヲ得ズ

第二十二條 荒地ノ原拂下者ハ外省人ガ多數ヲ佔メ居レリ依テ本章程ノ認可ヲ得ルト同時ニ省長公署ヨリ奉天、黑龍江、山東、直

隸各省署ニ通知ヲ發シ各其所屬官署ニ通告シテ布告ヲ爲サシメ各原拂下者ニ周知セシムベシ

第二十三條 沿邊清丈ノ各縣ハ本章程ニ對シ支障ノ點ヲ認ムル時ハ省長公署或ハ清理田賦局ニ呈請シテ改修スルコトヲ得

第二十四條 本章程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

此難民救済便法の全體に就いては別に解説する必要を認めないが唯一依蘭道が移民植付の目的地として特に詳細に規定せられて居る事、(二)墾地公司の事、(三)同江縣の開墾の歴史及び(四)蒙荒局の何物たるかに就いて一通り解説して置く必要を認める。

(一) 依蘭道 抑吉林省は人煙最も稀薄而も土質最も良好なる依蘭道開發に著目し難民にして一定の目的地を持たない者は悉く之を依蘭道に送る方針を取つた。救済便法に於て既に依蘭道尹に命じ道内各縣をして難民移住計畫を立てしめ移住可能數を調査報告せしめ又一方依蘭道移民計畫に對する長春、瀋江南道の共助をも規定したが更に安撫外來難民辦法に於ては

第二項 比較的荒地多き穆稜方面依蘭、樺川、饒河、寶清、富錦の各縣は本法第二項を遵照切實進行する外地方富紳を召集墾地公司の組織を勧誘し以て難民を收容荒地開墾を爲さしむる事に努むべし。

其資本確實の公司にありては地方公費より拂込資本金十分ノ五に相當額を年利三厘三年々賦として補助す。

第五項 哈爾濱に到着せる難民にして行先不確定なる者は荒地多き同江縣に送往荒地開墾に従事せしむべし。と規定して居る。

即ち依蘭道の内でも穆稜方正依蘭、樺川、饒河、清賓、富錦、同江等を重要視し特に行先地不確定の者は皆同江縣に送る事とし同江縣に關しては特別の詳細な開墾に關する規定を置いたのである。依蘭道の招墾に關しては更に第四

項に於て述べなければならぬ。

(二) 墾地公司 上述の通り難民辦法は民間に對して墾地公司の組織を勧誘し地方公費から之を援助すべき事を規定して居るが之に準據して成立した開墾會社もある事と思ふ。是れに連關して裕民墾務公司なるものに就いて一言して置く事が便利である。同公司是富錦及樺川縣内の江岸に近い便利な地域を相して開墾事業を計畫したもので資本金哈大洋四萬元、一株の券面額は五百元、現金の拂込に代ふるに土地を提供する事も出来る事になつて居る。最初の開墾面積は一百五十方地、第一年目に三十方地、第二年目に四十方地、第四年目に五十方地を開拓し漸次未墾地を買收して事業を擴張する計畫であると云ふ。而して最初招來する難民には農具、種子、食糧の類を無利息で貸與し其收穫は第一年目に公司二割、小作人八割、第二年目は公司三割、小作人七割、第三年目は公司四割、小作人六割で分配する契約である。

本公司は其成立時期から察して或は難民救済辦法發布以前に成立したものと云へるが右辦法の發布後略同様なる組織による墾務公司在官憲の援助の下に計畫設立せられた事であらうと思ふ。

(三) 同江縣の開墾歴史 同江縣に重きを置き目的地を有しない難民を悉く同縣に送る事としたのは恐らく過去に於ける開墾の沿革と關連して居るものと思ふ。同地方は相當古き開墾の沿革を持ち光緒三十二年頃から荒地が拂下げられ清朝末期から民國初期に於ては大同利墾公司、墾殖協會、良吉公司等と云ふ様な諸開墾公司在組織せられ既に山東地方から移民を招致して開拓に従事せしめて居たが、民國二年頃からは官憲による山東移民の實施が行はれ移民には旅費及び家屋一戸三間のものを給與し食費は一箇年間一人に付麩一五〇布度を支給し馬匹は之を貸與し土地は一戸に就き一方(四五响)を給し一方の拂下價格を一五〇留とし第二年より五箇年賦を以て上納せしむる事とし斯くて松花江岸

に沿ひ六箇の村屯を創設したのである。處が此開墾事業は全く失敗の歴史を残し農民は殆んど餓口に窮し墾地を捨て、各所に離散すると云ふ様な結果に終り開墾著手後六七年を経た民國八年末の各村耕地は左表の如く六村屯を通じて四五百响に過ぎなかつたと云ふ事である。(松花江沿岸地方經濟事情五二七頁以下参照)

斯様な歴史があり移民招墾の第一試験が済んで居るのであるから今次の山東避難民を入れて當初の目的を貫徹しようと思はれるのは當然の事であると思ふ。同江縣が第一次に着眼せられるのは斯の如き歴史的事實によるものと考えられる。

猶ほ又聞く如くむは同江縣には素とスペイン人(或は米人も云ふ)が起した農業試験所があり此後を開墾協會が引次いで經營して居たが今回の難民を利用して其招致に務めたと云ふ事である。

(四) 蒙荒局 猶ほ第四條に長春一帯を通過する難民にして行先未定の者に對しては蒙荒局と協議しなるべく法を設けて移住せしむる事に努力すべし云々と規定せられて居るが此蒙荒局の何であるかを一通り説明して置く事とする。蒙荒局と云ふのは吉林省の管轄に屬する蒙古哲里木盟郭爾羅斯前旗の開放に關する事務を受る役所であつて昨民國十五年五月二十八日の吉林省長公署訓令によつて蒙荒總局設置及勸放蒙荒章程が發布されたのである。該地域は東南は蒙古王地と接し西は長嶺縣の東北及び開通縣の東部と接し西北は安廣縣と接し北は大賚縣と境し開放すべき面積四十萬响と云はれて居る。

總局は長嶺縣境大和鎮に置き其他各所に分局を設けて事務を掌らしめたのであるが本年に至り全部の勘测を終り愈々實地拂下に著手する事とし荒地の等級及地價を定め修正勸放蒙荒章程を發布して前章程を修正補足する處があつた。處が拂下希望者は役剋の盛況を呈し六月頃に於ては城基(設治局設置地)及鄉村公有地を除き大部分の拂下を終る

の結果を見たのである。(詳細は調査時報十五年七月號及昭和二年四月號参照)

猶ほ吉林督辦張作相氏は山東難民救恤に關し難民で目的地未定のものは可成之を郭爾羅斯前旗内蒙荒開墾に従事せしむるを便宜とし實施方を長春難民救濟會に飭令した。之れに基いて救濟會關係者、縣知事、警察廳長、商務會等は四月末協議の結果左の各項を決定したと云ふ事が報せられて居る。

一、北行難民にて目的地未定のものは可成勸誘の上郭爾羅斯前旗内大和鎮の蒙荒局に送致し開墾に従事せしむること  
 一、蒙荒行希望者は之れを大東門外直東會館に一時收容し一百名に達したるときは蒙荒局より派員誘導赴荒せしむること。

一、赴荒勸誘は指導員に於て爲すこと但し強制的行爲あるべからず。

一、蒙荒墾地は家族五名(成年人)を有する一族に對し五响を放與するを標準とすること。

此地方に對する實際の移民狀態に就いては既に長春西方及び西北地方の分布狀態の章下に述べた處である。(第三章第一節第二款第四項)

#### 第四項 依蘭道區招墾簡章

扱て上記吉林省公署の二訓令に對し依蘭道なり、又は道内各縣か如何なる手續を取つたか、如何なる程度に訓令の趣旨が實行せられたかと云ふ事が次に來るべき重要な問題である。

依蘭道に在りては五月一日から依蘭道區に招墾處を濱江縣に招墾事務所を設置し又各縣城其他四郷に墾戶招待所を開設し農民移住の便を計り更に左に掲げる如き招墾簡章を規定し之に附屬する、十六年度經費豫算書、執照様式と共に省

長公署に提出し之れが施行許可を得、省長公署は財政廳、吉長、濱江、延吉各道尹、縣知事等に之を通令した。(五月五日訓令)

此招墾簡章は主として

- (一) 招墾處及び墾戸招待所なるものを設けて移民の招徠に便し
- (二) 移民に對する官有、公有及民有の未墾地拂下及び之れが開墾に要する費用の負擔者、之れが返還に關する條件を定め
- (三) 墾戸執照の發給條件等を詳細に規定したものである。

吉林依蘭道區招墾簡章

- 第一條 本簡章ハ内地各處ノ農民ヲ招徠シ本道區各縣荒地ノ開墾ヲ目的ト爲ス
- 第二條 依蘭道區招墾處ヲ濱江縣城ニ暫設シ道尹公署ヨリ派員常駐シ招墾事務ヲ處置ス但シ必要ノ時ハ長春、奉天、營口、天津等ニ派遣シテ墾戸ヲ招徠スルコトヲ得
- 第三條 各縣招墾事務ハ道尹公署ヨリ縣知事ヲ督勵シテ處理ス
- 第四條 各縣ハ縣城ニ墾戸招待所ヲ設立シ四鄉ニ招待分所ヲ設立ス其職務ハ農會職員或ハ警察、保衛團職員ニ於テ兼任ス
- 第五條 道區招墾處經費ハ道署ニ於テ豫算ヲ擬定シ省長公署ニ申請許可ヲ經テ支出ス
- 第六條 各縣墾戸招待所及同分所ノ經費ハ各該縣知事ニ於テ豫算ヲ擬定シ道署ニ申請許可ヲ經テ支出ス

前項ノ經費ハ各縣知事ニ於テ自ラ方法ヲ設ケテ措置ス

第七條 各縣安插墾戸ノ辦法左ノ如シ

甲、墾戸地畝發給ノ規定

- 一、官有荒地ハ各墾戸ニ十晌乃至三十晌ヲ拂下ケ其他代ハ領地ノ日ヨリ三年間ニ支拂ハシメ其未拂前ニハ部照ヲ發給セズ
- 二、地方公有荒地ハ十晌乃至三十晌ヲ發給シ其土地ハ墾戸ニ貸與開墾セシメ墾戸ハ同地ノ普通習慣ニ依リ小作料ヲ納入ス其荒地所有機關ヨリ縣公署ニ申請シテ査定ス
- 三、民有荒地或ハ招戸開墾又ハ租給墾戸ハ土地所有者ヨリ須ラク先ニ招墾戸ノ人數及墾荒地ノ晌數並其部落ヲ墾戸招待所或同分所ニ報明シ招待所ハ縣公署ニ彙報ス

本項第一、二兩款ノ荒地發給ノ晌數ハ本年内ニ開墾シ能フ者ニ限ル

乙、墾戸所要ノ住屋、食糧及牛馬、種子一切供給ノ規定

- 一、官有荒地開墾者ハ一切墾戸ノ自備トス
  - 二、公有荒地開墾者ニ對スル供給ハ其荒地所有機關ヨリ準備シ或ハ墾戸ノ自備トス
  - 三、民有荒地開墾者ニ對スル供給ハ地主ヨリ準備ス但シ墾戸ノ自備ヲ希望スルハ此限リニ在ラス
- 本項第二、三兩款ノ墾戸所要ノ一切供給ヲ墾戸カ自備シタル場合、公有荒地ヲ該墾戸カ耕種シ或ハ長期ノ小作人ニシテ小作料ノ滯納及特別ノ事情アルニ非ラサレハ其小作ヲ取消スルコトヲ得ス、民有荒地ハ同地ノ普通習慣ニ依リ地主ト墾戸ト直接規定ス

丙、雇用墾戸ノ規定

- 一、長期雇用ハ一年以上
- 二、短期雇用ハ春耕秋穫ノ兩期トス

本項第一、二兩款ノ雇用期限及其賃銀ハ地主ニ於テ同地普通習慣ニ依リ墾戸ト直接規定ス但地主ハ先ニ雇用人ノ數ヲ墾戸招待所及同分所ニ報明シ招待所ハ縣署ニ彙報ス

第八條 各縣ハ第七條ニ規定セル未墾官有荒地ノ响數及本年内ニ收容シ得ヘキ墾戸ノ人數ヲ查明シ各別々ニ道署ニ報告ス

第九條 各縣收容墾戸ノ人數ハ少クトモ開墾シ得ヘキ該縣未墾荒地全體ノ十分ノ一ニ限ル

第十條 道署ハ各縣カ第八條狀況ノ申報ニ依リ先ツ各縣ノ招墾戸員數ヲ規定シ置キ墾戸到着ト同時ニ各該縣ニ分配シ同

署ハ法ヲ設ケテ收容ス

第十一條 各縣ハ墾戸ノ到着後ハ第七條所定ノ各項辦法ニ依リ墾戸ヲ招待所及同分所ニ分配シ適宜ニ收容ス

第十二條 凡ソ内地各地方ノ農民ニシテ依蘭道區各縣ニ到リ開墾ヲ欲スル者ハ須ク先ニ依蘭道區招墾處ニ報名登記シ墾戸執照ヲ請領ス

前項執照ハ道署ヨリ様式ヲ定メ省長公署ノ許可ヲ得テ實行ス

第十三條 墾戸ハ執照受領後ハ支那國有汽車汽船ノ便乗ハ均シク優待或ハ其運賃ノ割引若シクハ免除セラレ其經過地方ノ軍警團隊モ亦隨時保護ス

第十四條 墾戸ハ執照上ニ所定セル縣署ニ到リ報名登記後ハ該縣署ニ於テ第十一條ノ規定ニ依リ各別々ニ收容ス

第十五條 凡ソ墾戸カ三十名以上ナル時ハ代表者ヲ定メ招墾處ニ到リ執照ヲ請領ノ上各墾戸ニ交付シ執照上所定ノ地方

ニ到ル但シ該代表者等ハ須ク原籍地方或ハ濱江縣ノ相當ナル保證アルモノニ對シ執照ヲ發給スルコトヲ得

前項墾戸代表ニシテ若シ原籍縣署ノ證明公文ヲ所持スルモノモ亦同シ

第十六條 凡ソ墾戸カ一千名以上ナル時ハ該管原籍縣署ヨリ文、電ヲ以テ通知スルモノハ道署ヨリ派員シ直接招徠ス

第十七條 凡ソ本道區各縣地方公私團體或ハ荒地所有者カ内地各地方ニ到リ自ラ墾戸ヲ招徠シタルモノハ招墾處ニ於テ

驗査ノ上執照ヲ發給スルコトヲ得

第十八條 凡ソ以前ニ本道區各縣ニテ零碎ナル荒地ヲ領有シ現今其原領地ニ到リ開墾ヲ欲スル者ハ招墾處ノ驗明ニ依リ

執照ヲ發給スルコトヲ得

第十九條 本簡章所指ノ墾戸ハ家族攜帶或ハ確カニ耕作ノ經驗アル農民タル證明アル者ニ限り浮蕩游民ハ墾戸執照ヲ發給セズ

第二十條 招墾處ハ道署ノ規定ヲ遵守シ各縣招墾戸ノ員數ニ照シ其都度執照ヲ發給シ又一面各墾戸ヲ指導シ執照上所定

ノ縣地方別ニ道署ニ報告ス第十七條、第十八條兩項ノ墾戸ハ各縣應招墾戸員數内ニ含マス

第二十一條 總テ大數墾戸カ同時ニ出發シテ某一縣地方ニ赴ク時ハ招墾處ハ派員護送スルコトヲ得

第二十二條 各縣ハ毎月該縣新來ノ墾戸ヲ道署ニ報告シ其報告簿内ニ收容狀況ヲ註明スヘシ

第二十三條 各縣ハ年末ニ於テ該縣本年内開墾ノ地數ヲ第七條甲項ニ依リ各種狀況ヲ各別々ニ道署ニ報告ス

第二十四條 道署ハ年末ニ於テ各縣ノ報告ニ依リ第二十二條、第二十三條ノ狀況ヲ取纏メ其成績ヲ省長公署ニ申請シ獎勵ス

第二十五條 本簡章ニシテ若シ不備ノ點アレハ隨時ニ申請シテ修正スルコトヲ得

第二十六條 本簡章ハ省長公署ニ申請許可ヲ得タル日ヨリ施行ス

中華民國十六年五月五日

以上

### 第五項 其他の辦法

移民に關しては前に掲げた諸の訓令や規定によつて其取扱は略定まつて居るのであるが各縣は又各事情を異にし移民歓迎の程度にも差異あり熱心な縣は一層移民に有利な條件を定めて招來に努めて居ると云ふ事は容易に想像し得られる事である。であるから依蘭道招墾辦法によれば官有公地拂下を受けた者は其地代を三年間に支拂はしめるとあるが必ずしも各縣一律に此規定通り行はれたとは考へられぬ幾多の理由がある。

綏芬河の交渉分局長の談によれば周圍五、六百支里以内の土地の開墾したいとの希望で種々の便宜を計り國有土地に就いては吉林省公署と特別の交渉を遂げ一畝四圓(哈大洋)で拂下げ三年間据置き其後の三年間に年賦償還せしめると云ふ風な辦法を設けたのみならず地代以外の農具及種子、食糧の貸與、返還等に關しても夫れ／＼特別の便宜規定を設けたと云ふ事であつた。旅行中此三年据置き其後の三年間に年賦償還すると云ふ辦法はよく聞いた處である。

六月十四日の吉林省長公署は依蘭縣の難民移住に關する辦理方法は妥當であるから其旅行を許可する。依て直に所屬を督勵して誠實に進行を計り實績を收めよと云ふ意味の指令を發して居る。同様の事例は他に幾多ある事を想像せられる。

### 第六項 諸辦法による土地獲得、開墾等の條件

上掲の難民救済辦法、按撫外來難民救済辦法、招墾簡章と順次に見て來ると一方に於て吉林省官憲が如何に移民の救済及招致に熱心であり組織的の計畫を樹立して居るかを窺ふ事が出來ると同時に一方に於ては一定の目的地を持たない困窮にある難民が如何にして救済せられ、如何にして生業に落着き得るかと云ふ經路を知る事が出來るのであるが系統的の排列がして無いために一讀其要領をつかむ事が困難である。依つて本款に於ては多少重複の嫌ひはあるが前掲の各辦法による土地の獲得、開墾の條件等に關して其梗概を摘記して見よう。

一、搶墾辦法による者 (按撫外來難民辦法第二條)

本規則による者は自費を以て開墾をするのであるから資力あるものでなければならぬ。

a. 本法施行區域 依蘭、寧安、富錦、樺川、樺甸、額穆、密山、穆稜、濛江、虎林、同江、饒河、綏遠、寶清、勃利の十五縣。(第三條)

b. 拂下料及手数料 未拂下地なる時は規定通りの拂下料を、拂下済の土地なるときは一响につき大洋一角の手數料を收む。(第七條)

c. 搶墾地積 人力のみによるものに對し、男子一名につき二响以下。(第十九條)  
牛犁一組に對し、一方地以下。(第十條)

d. 外國式の犁に對し、不定にして官憲の適宜處理による。(第十條)  
開墾年數及耕地分割割合(第九條) 初年十分の二、第二年十分の四、第三年十分の四を開墾、開墾後の荒地は開

墾農民六割、原拂下人四割を取得。

二、依蘭道區各縣安置墾戸の辦法による者（依蘭道區招墾簡章第七條）

a. 土地拂下又は貸付 官有荒地は各墾戸に對し十响乃至三十响を拂下げ地代は三年間に支拂はしめ開墾費用（住屋食糧及牛馬、種子等一切）は墾戸の自備として三年間に支拂はしむ。

地方公有荒地は各墾戸に對し十响乃至三十响を貸付け開墾費用は土地所有機關から貸付くるか又は自備とし土地の普通慣習により小作料を納入。

民有荒地の開墾費用は地主より準備、但し墾戸が自備を希望する場合は此限にあらず。地主と墾戸との關係は普通の慣習による自由契約。

b. 墾戸の雇用 長期雇用は一年以上、短期雇用は春耕秋穫の兩期。雇用期限及賃銀は地主との慣習による自由契約

三、同江縣に關する特別規定（安撫外來難民辦法第五條）

同江縣では他と趣を異にし官憲による移民部落の形成に關する規定が置かれて居る。難民は彼等の相互保證によつて壯丁一名毎に官憲から鉄、鋤其他の農具、種子等の費用として十元並に食糧一石五斗を借る事が出来る。此金品は二箇年經過後五箇年に分割償還すべきこととし、開墾せる耕地は官墾辦法を適用して地主は十分の四、其餘の十分の六は墾戸が之を所得すると云ふ事になつて居る。

四、以上の外墾地会社が組織せられ一定の條件の下に移民が農耕に従事する事例もある事と考へられる。資本確實の公司ならば地方公費から拂込資本金十分の五に相當する額を年利三分、三年々賦として補助する事となつて居る。

以上本年制定の難民の救済、墾戸の招致に關する辦法に就いて述べたが茲に注意しなければならぬ事は本年の吉林省

出稼者全部が上記辦法の何れかによつて救済せられ開墾に著手せしめられるものではない事である。

一 概に出稼人と云つても總てが同様な状態に置かれて居る次第ではなく彼等の生活状態は種々雑多であつて全然無資力の避難民もあれば又相當の資産を有する出稼人もある。又親戚朋友等何等かの頼るべき人と一定の目的地を持ち何等官憲の救済なり指導なりを必要としないものと、然らざるものとある譯である。官憲の指導と保護とか唯一の頼みである階級に取つては上來述べ來つた諸辦法によつて生活の道を開くより外に道は無いのであるが、資力あり、先着の知己あり自立の出来る階級は必ずしも上述の辦法に頼る必要なく、地方々々の慣習により個人と個人との自由契約によりて落着くものが寧ろ多數であると考へられるのである。此意味に於て同地の開墾沿革なり慣習なりの研究は又本年の出稼者の就職條件の考察に必要な事であるが此等の事項の研究は既存の著書に譲るより仕方が無い。

## 第二節 黑龍江省

黑龍江省に於ては難民の救済及び招來に關し大體に於て吉林省程熱心且つ周到で無かつたと云へるが猶ほ黑龍江省各所屬招墾章程なるものが發布せられて三月一日から實施せられ又四月一日から黑河道移民案が計畫實施せられて居る。省としての方策以外に各縣當局に於て相當墾民招致に力を入れたものゝある事は吉林省も同じであると想像せられるか就中蘿北縣知事の活動等は後には述べる如く最も注目に値するものがある。

### 第一項 黑龍江省各所屬招墾章程

嚴格に云へば本章程は本年の避難民の救済なり移民の召致を目的として制定せられたものか否か不明であり制定準備

は或は昨年頃からあつたものかとも思はれるが兎に角本年三月一日から實施せられて居るから本年の農業移民は本章程の適用を受けて居るのである。

本章程は未開荒地を有する邊境各縣の請求により招墾の辦理方法を制定したものである旨を明にし(第一條)本章程の制定實施により各所屬從前規定の招墾、估墾、催墾、墾、各辦法は總て無効とする(第二十五條)但し各所屬に於て從前既に開墾を引受け未だ期限の満了しない各戸に對しては原定の辦法による事となつて居る。(第二十三條)

註 黑龍江省各屬招墾章程は發表當時公報の類で公表せられなかつた由である。發表の日附は不明、施行期日は民國十六年三月一日。從來黑龍江省には「黑龍江省招墾規則」(民國三年四月十五日黑龍公報六三號掲載)なるものがあつて龍江、肇州、拜泉、安達、大通、湯原、蘿北、烏雲、安古、龍門、訥河、嫩江、通北、東興鎮、甘井子、布西、特哈、瑗瑗、呼瑪及佛山等の各地方に於ける解放、移民招來、荒地開墾等に關する辦法を規定して居た。同法は現今迄有效に存續して居たのであるが今回の黑龍江省各屬招墾章程に改まつたと云ふ事である。從來の黑龍江省招墾規則が果して廢止せられて無効となつたか否かと云ふ事に就いては疑があるが少なくとも今回の各屬招墾章程は之れに優先して適用せられるものと考へられる。(黑龍江省招墾規則は參考として黑龍江省各屬招墾章程の後に併せて掲げて置く)

黑龍江省各所屬招墾章程

第一條 本章程ハ未開ノ荒地ヲ有スル邊境及僻陬ナル各縣ノ請求ニヨリ招墾ノ辦理方法ヲ制定シタルモノニシテ各所屬ニハ均シク之ヲ適用スルモノトス

第二條 招墾區域ハ各所屬ノ所轄政治區域或ハ指定ノ招墾區域ヲ以テ範圍トス

第三條 招墾許可ヲ經タル區域内ニシテ未開放ノ官有荒地或ハ己ニ徵稅年限ニ至ルモ未タ開墾セサルモノ並ニ地租未納

ノ民有荒地ニ對シテハ均シク開墾引受人カ土地追驗ノ上開墾引受ノ請願ヲ爲スコトヲ許可ス。但シ主管機關ニ報告シ其ノ考査許可ノ上開墾許可證(准墾小照)ノ發行ヲ俟ツテ始メテ開墾ニ著手スルモノトス。任意ニ獨占開墾シタルモノハ法ニ據リ處罰ス、其ノ測量ノ時報領ノ浮留多地ニシテ未タ價格ノ支拂ナキモノハ官有荒地ヲ以テ論シ地主既墾ノモノニシテ三年以上荒蕪ニ任シタルカ亦納稅ナキモノハ未開ノ民有荒地ヲ以テ論ス

第四條 民有荒地ノ開墾ハ先ツ該地域ニ到リ開墾着手ノ期限ヲ宣佈シ期限ヲ逾ユルモ著手セサルトキハ招墾ノ再宣佈ヲ爲スモノトス。其ノ以前ニ於テ招墾ヲ實行セルモノハ再宣佈スルヲ要セス

第五條 管轄區域曠濶ナル地域ハ先ツ土地比較的膏腴ニシテ交通便利ナル處ヲ選ヒ荒地ヲ數段ニ區割シテ明確ニ測量シ以テ標識ヲ樹定シテ詳細圖ヲ附シ等級ヲ分類規定シテ招墾著手ノ地域ト爲スモノトス。因ツテ開墾引受志願者ハ先ツ主管機關ニ到リ地圖ヲ視檢シ然ル後標識ニ依ツテ測量驗査シ驗査終了後開墾引受ノ請願ヲ行フヘシ將來開墾者増加ノ場合ハ漸次擴張スルモノトス

第六條 官有荒地民有荒地ヲ論セス犁一挺毎ニ二方ノ開墾ヲ許可シ三年以内ニ成墾スルヲ要ス若シ期限満了スルモ開墾完了セサルモノハ官有荒地ナル場合ハ其ノ未墾部分ヲ取上ケテ他人ニ貸下ケ民有荒地ナル場合ハ本章程第十三條即チ土地ノ交附遲レタル場合ハ租糧(地租ノ實物收納)ヲ以テ損害ヲ補償スルノ方法ニ依テ辦理シ已納ノ經費ハ總テ返還セサルモノトス。官有荒地引受開墾者ニシテ地價已納ノモノニ對シテハ期限ヲ二箇年延期シ滿期後尙開墾完了セサルトキハ即チ本章程ニ依ツテ他ニ開墾者ヲ募集シテ開墾ヲ引受セシムルモノトス

第七條 官有荒地開墾引受者ハ第三年期限満了シ土地開墾完了セルトキハ價格ノ半分ヲ繳納シ第四年ニ全部ヲ繳納スルコトヲ許可シ同時ニ土地執照ヲ發行ス其ノ期限満了以前ニ全額ヲ繳納シタルモノニ對シテハ隨時土地執照ヲ發行ス



第八條 官有荒地ノ價格ハ各所屬ノ現行荒地貸下地價ニ照シテ徵收シ同時ニ規定ニ依ツテ經費ヲ附加徵收スルモノトス

第九條 民有耕地ハ一執照ニ付キ二方以下ノ招墾ヲ許サス

第十條 新期開放民有荒地ニシテ徵稅年限ニ達セス或ハ徵稅年限ニ達スルモ未タ開墾完了セスシテ章程ニヨリ賦租ヲ繳納シタルモノハ招墾範圍内ニ非ス

第十一條 各所屬ノ招墾管理ハ先ツ指定ノ招墾土地ノ詳細圖ヲ附シテ省署ニ呈出シ其ノ考査ヲ經タル後實行スルモノトス

第十二條 民有荒地開墾完了後地主ト小作人トノ土地分割法次ノ如シ

交通便利ニシテ土質膏腴ナルカ都會附近ヲ以テ甲等ト爲シ地主小作人各折半トス

交通便利ニシテ土質薄瘠ナルカ或ハ土地膏腴ナルモ交通不便ナルモノヲ以テ乙等トシ地主四分小作人六分トス

交通不便ニシテ土地薄瘠ナルカ或ハ邊僻ノ荒地ヲ以テ丙等トシ地主三分小作人七分トス

前項ノ等級區劃ハ地圖ヲ省署ニ呈出シ考査決定スルモノトス。其ノ既ニ招墾ヲ實行セルモノニ對シテモ更ニ等級分類地圖ヲ呈出シテ考査ニ備フルモノトス

第十三條 地主ニ分割スル既墾地ハ起底ハ起耕シテ墾ヲ作り通底(畦幅)ハ二尺二寸以内ノモノヲ以テ合格トシ不合格ナルモノハ更ニ小作人ニ整理セシメテ合格トスヘシ、此ニ因リ土地交付ノ時期ヲ遲延シタルモノニ對シテハ近隣ノ借地價格ニ比較シテ地主ニ租糧ヲ以テ賠償スルモノトス、之ニ抗シテ遲ハサルモノハ其ノ當然取得スヘキ土地全部ヲ取上ケテ地主ニ歸スルモノトス

第十四條 地主ト分割スル土地ハ全部接續スル一團ノ土地タルヲ要シ若シ肥瘠有ル場合ハ地主ニ一方的選擇ヲ任ス但シ

故意ニ不自然ナル撰擇割讓ヲ爲スヲ得ス若シ小作人ノ家屋カ地主ノ分割地域内ニ在ルトキハ地主ヨリ買收スヘキモノトシ其ノ價格ニ就テハ三人以上ノ隣人ニヨツテ之ヲ評價決定スルモノトス

第十五條 民有荒地開墾引受者ハ開墾實行或ハ家屋ノ建築井戸ノ掘鑿以前ニ於テ適々地主自ラ該地域ニ到リ開墾スルコト有ルトキハ小作人ヲシテ附近ニ移轉セシメ該土地ノ地主ニ返還セシムルモノトス

第十六條 荒地區域ニ若シ浮多地有ル場合ハ先ツ地主ノ買受ヲ許シ地主引受サルトキハ署名捺印シタル不領證明書ヲ呈出セシメ更ニ小作人ノ引受ヲ許可スルモノトス

第十七條 民有耕地成墾後依然地主カ分配地域ニ到リ經營セサルトキハ小作人之ニ代リテ耕作ヲ爲シ租糧ヲ納メサルヲ得但シ捐賦(公費)代納ノ責ヲ負フモノトス若シ荒蕪ノ儘ニ棄置シ開墾セサル場合ハ土地ノ分配ニ就イテ論スルコトヲ得ス

第十八條 荒蕪地ノ開墾ハ一响ニ付キ測量費大洋一角ヲ開墾引受執照ヲ發給スルトキニ徵收シ執照一枚毎ニ手数料一元ヲ徵收ス此以外ノ索取ヲ許サス(開墾引受執照ハ省署ニ於テ印製シ以テ統一ヲ畫ル)

第十九條 開墾引受土地ハ毎年每响ニ付キ地方捐稅大洋三角ヲ繳納シ第一年ハ引受土地ノ三分ノ一ニ對シ第二年ハ三分ノ二ニ對シ第三年ハ全數ニ對スル計算ヲ以テスルモノトス、此ノ期間中ハ其他ノ地方捐金ノ納附ヲ一切免除スルモノトス

第二十條 毎年秋季ニ吏員ヲ派遣シテ調査ヲ行ヒ開墾引受ノ請願許可ヲ得タルモノニシテ未タ實行セサルモノニ對シテハ即時ニ原案ヲ撤銷シ他人ヲ募集シ執照ヲ取消シ已收ノ經費手数料ハ一切返還セサルモノトス

第二十一條 民有荒地成墾後ハ該管轄機關ニ請求シテ地域ヲ驗明シ地主トノ分配ヲ明ニシ更ニ無稅登記辦法ニ據リ原執

照ヲ取消シ各々土地執照ヲ發行シ以テ各自各業ヲ保護スルニ便スルモノトス

第二十二條 開墾引受土地ハ成墾後分割ヲ明カニシタル後カ或ハ土地執照ヲ取得シタル後ニ非レハ買賣、抵當、質入、分割、讓渡スルヲ得ス、開墾引受權ハ主管機關ノ査定許可ヲ經ルニ非レハ亦他人ニ讓渡スルヲ得ス之ニ違反シタルモノハ其ノ分配ヲ受ケタル地ヲ全部取上ゲ公用ニ充ツルモノトス

第二十三條 各所屬ニ於テ從前已ニ開墾ヲ引受ケ未タ期限ノ滿了セサル各戸ニ對シテハ依然各該所屬原定ノ開墾引受民有荒地分配及開墾引受官有荒地買受ノ辦法ニヨツテ處理スルモノトス。但シ現在此種小作人ノ合計數及ヒ其ノ開墾引受官有荒地或ハ民有荒地各數ヲ十六年三月末マテニ記名捺印ノ上响數詳細圖ヲ附シテ省署ニ呈出登記シテ案ニ備フルモノトス

第二十四條 各所屬ハ毎年募集ノ小作人數ヲ年末ニ於テ規定ノ様式ニ照シテ記入シ記名捺印ノ上詳細圖ヲ附シテ省署ニ呈出シ其考査ニ便スルモノトス

第二十五條 本章程ハ民國十六年三月一日ヨリ一律ニ施行シ同時ニ各所屬從前規定ノ招墾、估墾、搶催墾、墾各辦法ハ總テ無効トス

參 考

黑龍江省招墾規則 (民國三年四月十五日黑龍江公報六三號載)

第一章 總 則

第一條 本規則ハ清文招墾章程第十七條ニ依リ制定セラレタルモノニシテ招民並ニ開墾事業ノ管理ニ關スル細則ヲ規定セルモノナリ

第二章 移民招來ト其世話

第二條 省城(齊々哈爾濱)ニ墾夫招來所(前市會ノ跡ニ)ヲ設ケテ専ラ來著移民ノ便宜ヲ計リ、且墾務總局ヨリ同所ニ適時ニ官吏ヲ派遣シテ招墾章程ニ不案内ナル移民ニ對シ詳細ニ説明ヲナサシム

第三條 近接各省ヨリ移民ヲ招致スルタメ本規則ヲ印刷及縫綴シテ奉天、吉林、直隸、山東及河南ノ各省ニ配布スルヲ要ス

第四條 移民勸誘員タラント欲スルモノハ二名以上ノ紹介ヲ以テ墾務總局ニ申出テ移民勸誘ノ委任狀ヲ受ケ隣接各省ニ出發スヘシ、勸誘員ハ本規則ノ印刷物ヲ攜帶シテ其概要ト主旨ヲ各所ニ宣傳スルヲ要ス。一方省長又ハ墾務局ハ勸誘員ヲ派遣セル旨ヲ其出發先ノ各省長ニ通知スルモノトス

第五條 遠地ヨリノ移民ニ對シ途中保護ヲ與フル必要アルトキハ勸誘員ハ隨時當該地方ノ軍隊及警察所ニ依頼シテ之ヲ取計フ義務アルモノトス

第六條 若シ勸誘員カ多數ノ移民希望者ヲ得テ之ヲ各希望地ニ向ケ出發セシムルニ違ナキトキハ増員派遣方ヲ墾務局ニ申請スヘシ

第三章 授地辦法

第七條 未開墾地ノ空地ヲ有スル次ノ諸地方ヲ墾民地トシテ開放ス

龍口、肇州、拜泉、安達、大通、湯原、羅北、烏雲、安吉、龍門、訥河、嫩江、通北、東興鎮、甘井子、布西、特哈、愛琿、呼瑪及佛山

第八條 未墾地ノ地積、地質及肥瘠ノ程度ヲ調査スル爲官吏ヲ派遣シ其ノ調査ノ結果ヲ墾務局ニ報告セシム

第九條 各移民ハ犁一挺ニ對シ四方地ヲ開墾スル權利ヲ認メラル、但シ會社及公司等ニシテ開墾ノ爲土地ヲ受領スルモノハ此限リニアラス

第十條 鐵犁(火犁)ヲ使用セント欲スル移民ニハ其移民ノ受領セル土地ノ面積及事情ヲ參酌シテ之ヲ交附セラル

第十一條 開墾ノ爲土地ヲ受領スル移民ハ其ノ地積ノ大小ヲ論セス凡テ三名以上ノ連帶保證人ヲ立ツルヲ要ス

第十二條 民有荒地ノ開墾許可證ヲ受ケル移民ニ關シテハ墾務局ハ其ノ地主ニ對シ他ノ移民ニ該土地ヲ貸與スヘカラサル旨ヲ通告ス。

若シ地主カ自費ヲ以テ其ノ荒地ヲ開墾セント欲スルトキハ墾務局ヨリ通告ヲ受ケタル後一箇月以内ニ其旨ヲ招墾員ニ届出テ、同時ニ該土地ノ成墾期限ヲ示シテ保證書(甘結)ヲ差入ル、モノトス。若シ此ノ期限ヲ經過スルモ地主カ該土地全部ノ開墾義務ヲ果ササルト

キハ、殘餘ノ未墾地ハ全部之ヲ取上ケ他人ニ讓渡シ且ツ最初納付セル地代ハ之ヲ返還セス  
第十三條 民有地開墾ノ許可ヲ得タル移民ハ總テ其ノ地ノ習慣ニ從ハサルベカラス。土地全部成墾セハ移民ハ地主ト之ヲ折半若クハ條  
件ニ依リ四分六分ニ分配ス。即チ若シ家屋ノ建築及井戸ノ掘鑿費カ移民ノ支出ナレハ建設物及土地ハ雙方折半トシ、若シ又地主ノ支  
出ナレハ建設物及土地ハ移民四分地主六分ノ割合ヲ以テ分配ス。其他ノ些物ハ其地ノ習慣ニ依リ分配スルモノトス  
第十四條 瘠瘠地方即チ餘慶縣ノ東方ナル安邦河、汶水河並ニ上集廠ノ東方ナル依吉密河、依渾河、弩敏河及克音河上流並ニ東大磧子  
地方ハ水ニ鹽分ヲ含ムヲ以テ各墾務分局ハ唧筒(機械井戸)ヲ以テ給水法ヲ改善シ、且官有地ナレハ地代ヲ低減シ又民有地ナレハ地租  
ノ納期ヲ延期スル等ノ便宜ヲ計ルヘシ

第四章 荒地開墾年限

第十五條 官地ト民地トナ間ハ開墾年限ヲ凡テ五箇年ト定メ其ノ期限内ニ於テ移民ハ持分ノ土地全部ヲ開墾スル義務ヲ有ス  
最初一箇年ハ牛、農具ノ準備、家屋及井戸ノ建設ニ充テ、第二年目ヨリ開墾ニ著手シ五箇年間ニ開墾ヲ完了スルモノトス  
第十六條 開墾ノ爲メ新地(荒地)ノ拂下ヲ受クル移民ハ該地區拂下後規定ノ地代ヲ局ヘ納入シテ所定ノ證票ヲ受ケ取ルヘシ。若シ三年  
目ニシテ全地積ノ十分ノ四ヲ開墾セサルトキハ未墾ノ荒地ハ之ヲ取上ケ他人ニ讓渡シ且ツ最初納メタル地代ハ之ヲ返還セス  
第十七條 開墾著手及成墾ノ期限遵守方ニ關シテハ、其ノ監督權ヲ墾務局附檢察員(稽察員)及丈量員ニ一任スルヲ以テ各移民ニ對シ所  
定ノ期間内ニ自己持分ノ荒地ヲ全部開墾スルヤウ督勵スヘシ

第五章 資金補助及保護

第十八條 開墾ニ從事スル各移民ニ對シ國庫支出ノ移民補助資金三十萬元ノ中ヨリ播種トシテ一犁ニ付キ五十元ノ割合ヲ以テ資金ヲ貸  
與ス。此貸與金ハ開墾著手後第二年目ニ一犁ニ付キ十元、三年目ニ二十元又四年目ニ殘額全部ノ割合ヲ以テ貸與ヲ受ケタル移民ヨリ  
返還スルモノトス

第十九條 移民ハ前條ノ播種資金ノ貸與ヲ受クルニ際シ連帶責任ヲ有スル三名ノ保證人ヲ立ツルヲ要ス。若シ移民カ所定ノ期限ニ返金

セサルトキハ保證人其ノ責任ニ任スルカ又ハ移民カ既ニ開墾セル土地ヲ他ニ讓渡シテ其ノ貸與金ヲ填補ス。

第二十條 市街ヲ離レタル遠隔僻障ノ地植民ニ際シテハ、墾務局ハ移民ノ爲ニ穀物及乾草ヲ準備シ原價ヲ以テ之ヲ彼等ニ賣渡スルモノ  
トス

第二十一條 行政及警察機關ナキ遠隔僻障ノ地ニ植民スル移民ハ、自己ノ開墾地區ニ到着後保護ノタメ軍隊派遣方ヲ墾務分局ニ申出ル  
コトヲ得

第六章 招墾員ノ職務權限

第二十二條 招墾員ノ任務ハ眞正ナル農民ヲ招來シ又各處ノ墾務公司間ニ仲介ノ勞ヲ執ルニ在リ  
第二十三條 招墾員ハ單ニ移民招來ノ任ニ當リ決シテ權限外ノ事項ニ干與スル事ヲ得ス  
第二十四條 若シ招墾員カ自己ノ任地ニ赴キ何等カノ事由ニヨリ職務ヲ遂行スルコト能ハサルトキハ適時ニ辭職ニ稟請スヘシ

第七章 招墾員ノ責任

第二十五條 招墾員ハ移民招來ノタメ自己ノ任地ニ到着シタルトキハ其旨墾務總局ニ報告スヘシ  
第二十六條 招墾員ハ自己カ募集セル移民ノ人數ヲ各十五日毎ニ報告スヘシ  
第二十七條 招墾員ハ自己カ募集ヲナシタル移民カ彼ノ滞在地ヲ出發スルトキハ其ノ人數及開墾地ニ移民カ到着スヘキ豫定期日ヲ報告  
スヘシ

第八章 招墾員ノ處罰

第二十八條 招墾員ニシテ自己ノ任地ニ到着シテ其ノ報告ヲナササル者、或ハ二箇月ヲ經過スルモ自己到着ノ報告ヲナササル者、並ニ  
一名ノ移民ヲモ募集セサル者ハ直ニ免職セラレ  
第二十九條 若シ招墾員カ種々ノ口實ノ下ニ移民ニ不安ヲ與ヘ或ハ自己ノ權限外ノ事項ニ干與シ調査ノ結果其ノ事實ナルコトヲ確認シ  
タルトキハ總局ハ書面ヲ以テ此事ヲ招墾員任地ノ官憲ニ通知シ法律ニ照シテ處罰スヘシ

第五章 難民の救済及移民の招致

第三十條 招墾員ニハ普通官位ヲ與ヘサルモ若シ墾ヲ有スル移民五十名ヲ招來シテ此等移民カ實地ニ開墾ニ著手シタルトキハ百元ノ手當金ヲ與ヘ且ツ荒地ニ方チ所定價格ノ半額ヲ以ツテ交附ス

第三十一條 百名以上ノ移民ヲ招來シタル招墾員ニ對シテハ清文章程ニ從ヒ住宅ヲ支給ス

第三十二條 若シモ招墾員カ尙多數ノ移民ヲ招來シテ公司ヲ組織セシメタルトキハ公司章程ニ依リ之ヲ褒賞ス

第十章 移民ノ獎勵

第三十三條 移民カ自己ノ盡力ニ依リテ他二十名ノ移民ヲ招來シタルトキハ其ノ十名カ拂下開墾地ニ到着シタル後戸長トナリ若シ又百名以上ヲ招來シタルトキハ屯長ニ任セララル

第三十四條 若シ移民カ三百名以上ノ他ノ移民ヲ招來シタルトキハ彼カ所有スル開墾地ノ外更ニ四方ノ土地ヲ半額ニテ交附セララル

第十一章 附 則

第三十五條 開墾用荒地ノ拂下價格ハ開墾章程ノ定ムル所ニ依ル

第三十六條 若シ本規則ニ不備ノ點ヲ認メ若シクハ補正或ハ修正ヲ必要トスルトキハ行政長官ニ稟請スルモノトス

第三十七條 本地則ハ公布ノ日ヨリ其ノ效力ヲ生ス

第二項 黑河道の移民計畫

黑河道尹の移民計畫と云ふのは境邊の充實、開發に着眼し先づ道内の綏東、蘿北、烏雲、遜河の各縣及び琿琿縣奇克特地方にかけて毎年一萬人を移住せしめむとするものであるが、黑龍江省從來の移民招來方法は徒らに經費のみを費して実績の之に伴はなかつた事實に鑑み、此計畫に於ては新に督墾局を設け係員を移民郷里なる山東、直隸兩省に赴かし

めて極貧者は之を求めず、自己の費用を以て移住し得る階級を招致し前述本年三月一日から實施の黑龍江省各屬招墾辦法に照し荒蕪地は放荒、未放荒を問はず任意に開墾を爲す事を得しめ官有地は年賦を以て拂下をなし私有地は開墾の上土地の状態に應じて夫々一定の年貢を納めしめ地主に對しては順次開墾地を分讓せしめる等の方法を採用し督墾局其他の費用は一定限度に於て國庫から支出する事を定めたものである。

此計畫に對して省長公署は其實施を許可し四月一日から之を施行する事を命じた。

詳細は左掲の黑龍省長から内務財政兩部への具申書に明瞭であり且つ移民經費豫算書及び説明書も添附してあるから参照を望む。但し茲に一言しなければならぬ事は本計畫は毎年一萬人位を招致せむとするものであつて黑龍江省全般への移民の大勢を支配し得る程のものでなく殊に本年は最初の試みである爲めに直接本計畫によりて移住した者の數は極めて僅であらうと考へられる點である。

黑龍省長公署より内務財政兩部への具申書

— 黑河道尹呈請の移民招來案竝豫算及規則案添附 —

曩に黑河道尹張壽增の呈請に曰ふ中露兩國は黑龍江を以て界を分ち、黑河上流より下流に亘る三千餘里(支里)は黑龍江省東北の門戸に當り内治より云ふも外交より論ずるも均しく最も意を注いで邊政を維持するを要す。査するに露國は黑龍江沿岸諸地方に對して銳意經營を行ひ夙に村屯林立し土地は廣く開墾せられ住民はコザツク軍隊に編成せられて其勇敢精銳なること久しく既に世に著聞し、而して事あれば兵となり事なければ農に歸す。シベリヤ内地の江岸を距る數百里(支里)の地方は尙荒涼の狀にあるに拘はらず江岸一帯に於て露國が移民駐兵に巨資を惜しまざるは洵に移民が邊境政策の大計たるが爲めなり。我國の東北境黑龍江沿岸はたゞ琿琿が數百年來の舊域にして住民比較的多きも爾餘の各縣

は同じく縣治の設けあるも住民は十戸乃至百戸の縣多く二百戸以上の縣は一等縣なり黑河の住民稍多きも開墾に従事せるものは一部分に過ぎず。かくの如く三千餘里の地が長く空しく無人の境として放置せらるれば邊境の大計も論ずるに足らず、縣治を設くと雖も徒らに空文表冊を具ふるに過ぎず、之を露國の邊境に比するに及ばざること遠しこれ本道尹の速かに移民を招來して邊政の補と爲さんと欲する所以なり。

而して黑龍江省に於て移民招來を試みしことは既に一再に止らず、湖北、山東、直隸各省の移民招來の如き經費を費すこと甚だ多くして成績は擧がらず、是れ移民が不良なりしが爲めにあらざり方法の宜しからざりし爲めなり。此度本道尹の執らんとする移民招來法は從來の法と異なり官の經費によらず、只だ官憲の招募に待たんとするのみ。現今、直隸、山東一帶は水害及び旱魃のため人民の困苦名状すべからず、今此等窮民を假りに極貧者と次貧者の二種に分つを得べし。次貧者とは目前尙生計を維持することを得るも持久を難しとするものを指す。如此次貧者を移民として招來せば郷里に於ては持久の計を立て難き財力を以てするも邊境に移住する場合は同一の財力を以てして克く永久の計を立てしむることを得るなり。即ち耕すべき土地あらば窮民變じて繁榮の民となることを得、故に今次の移民は専ら次貧の民を招來せんとするものにして極貧者を求めず。而してその招募の法は官憲より員を派して直隸山東に赴かして招來の事務を執らしめ旅費は移住者各人に支出せしむることとす。此方法は官に於て巨款を費すの要なく邊境に於ては大なる成績を擧げ得ることとなり、一舉兩得にして本省邊疆の爲めの最良の企劃なりと確信す。而して移民の配置は先づ綏東、蘿北、烏雲、遼河の各縣及び琿春縣奇克特地方より始めて毎年一萬人を移住せしめ平均十人を一戸とし、總ての移民に對し本省招墾通章(註參照)に照して荒蕪地は放荒地と未放荒地とを問はず任意に開墾をなすことを得せしめ、官有地は年賦を以て拂下を行ひ私有地は開墾耕作の上土地の肥瘠に従ひ折半又は七三、八二等の割合を以て年貢を納めしむ。地主には

順次開墾地を分讓せしめ、以て獎勵の法を講せしむることとし、かくて毎年一萬の移民を招來せば邊境の發達期して待つべく之を従前の縣を設けて久しくたゞ空名を存するに比して自ら大なる逕庭あり。たゞ事務處理の必要の爲め各縣知事に命じて規則に據つて辦理せしむべきも之が指揮宜しきを得ざれば萎靡因循實效を收め難き恐れあり。よつて監督機關として首要の地を選んで督墾局を設置し道尹自ら其局に當り、又道尹に於て局員二名を選任して一切の監督進行を代辦せしめ、事效學れば銓衡の上成績良好なるものに特に賞與を與ふることとして獎勵す。而して督墾局經費、移民招募費、人員俸給、旅費等の豫算は一年約大洋二萬五千元として國庫よりの支出を請はんとす。右案施行の許可を得度、規則及び豫算を具して申請すと。

按ずるに黑河道尹より申請せる所の移民を以て邊境を固め併せて開墾を計らんとするの趣旨は本省として實に切要の施設にして、規則及び豫算案も亦適當なりと信するも、たゞ國庫に於て該經費支辦の途ありや否やに就き財政廳に命じて詮議せしめたるに、同廳よりは移民の經費は主要なるを以て應に國庫に於て法を設けて支出し要政を維持すべしとの答申あり、よつて該案の實施を許可して四月一日より之を施行することを命じ、茲に規則及び豫算を添附し貴部に具申して査照を請ふ。

中華民國十六年四月三十日

黑龍江省公署

內務部 御中

黑龍江黑河道尹公署民國十六年度移民招來經費豫算書

科 目	十六年度豫算	備 考
第 款 黑河道尹移民經費	二五、〇八〇元	
第一項 俸 給	一三、二〇〇	
第一目 月 給	一三、二〇〇	督學局員一人月俸二百元、招募員一人月俸百五十元
第二項 事務費	一一、八八〇	
第一目 文 具	一、二〇〇	督學局一箇月百元
第二目 旅 費	六、四八〇	招募員は各地に出張して移民を招募するも亦常に往來する能はず故に旅費は毎月幾ばくを要するの豫定し難きも假りに此額を定め將來實費を検査して濫費を防がんとす
第三目 通信費	三、六〇〇	招募員の郵電通信費は春夏の二季に於て多くの支出を要すべきも他の季節に於ては果して幾ばくを要すべきや定め難きものあり假りに此額を定め將來實費を検査し之を定む
第四目 雜 費	六〇〇	督學局所要一箇月五十元の割合

説明 査するに移民事務は極めて繁雜なるを以て專任督學官を任命して専ら其事を司らしむべきも、遺憾なく其任務を果し得るものは急に之を求め難きを以て暫く本道尹之を兼任し、代辦員二名を任命し、其中一員は蘿北縣知事をして兼務せしめ、他の一員は本職より之を選任して月俸大洋二百元を給し、代辦所は之を蘿北縣衙門に置き二員會同して一切の移民事務を處理するに便ならしめ、招募員は直隸、山東、奉天、長春、哈爾濱の六箇所に派遣して夫々月俸百五十元を支給す、此額稍多きに似たるも現今物價騰貴し且つ移民の招募は各方面との聯絡交際を必要とするを以て過少なれば用に足らず、總ての事務費、俸給、旅費を合せて大洋二萬五千八十元を計上せり。

黑河道移民招來規則

- (一) 邊地沃野千里從前放荒の地多しと雖も開墾を實行するもの幾ばくもなし、刻下内地罹災の民野に遍く流離所を失ふ。此時機に於て移民開墾の事宜を辨理し以て邊地を充實するを以て趣旨となす。
- (二) 黑龍江省從前の移民招來法を歴査するに、移民船車及び開墾の費用等總べて官費を以て支辨したるも今次は専ら内地に於ける罹災の民失業して日に困窮に陥むらんとする者の中、尙多少の資財ありて旅費を自給し得るものを合格者とす。
- (三) 歷年の墾務未だ發達せず、今次特に督學局を設置して之を最も重要な地に置き、黑河道尹之を承辨し、代辦員二名を任命す、一員は道尹之を選任し道尹の旨を承けて一切の局務を代辨せしめ一員は督學局所在の地方長官をして兼務坐守せしめ以て局務の中絶を免れしむ。
- (四) 督學局事務は黑河道尹の承辦に歸するを以て各處と往復する公文電報等は道尹の署名を用ゐ、以て責任を昭かにす。
- (五) 員を派して内地罹災地方に赴かしむる場合は各賑災機關と聯絡して移民事宜を協助せしむ。
- (六) 適當の地點を選択して移民招來員を置くことを得。
- (七) 汽車汽船に關する事項並びに移民旅費輕減に關する事項中汽車汽船賃の割引に關しては軍民長官より南滿、東支鐵道會社及び東北航務局に對して交渉を請ひ其の承認を得て辦理すべし。
- (八) 人員の出張及び分局の設立は道尹の指揮に従ふ。
- (九) 移民開墾地に到着後部落の設定土地の貸下げ其の他保護治安等の事は當該各縣に於て責任を負擔す。

- (十) 移民開墾地に到着後開墾植付の資金不足の爲め救済を要する場合は同縣に於て情況を酌量して株金を募集し地方農業銀行を設立し以て助成を期す。
- (十一) 今次の移民は綏東、蘿北、烏雲遼河及び琿瑯奇克特を以て開墾區域となす。
- (十二) 従前の移民が匪患天災等のため既に開墾したる土地を放棄して他に移轉し、新移民が該土地を耕作する場合若し土地代金が既に納付済みなれば省定招墾通章に據つて分地を行ひ、未納付金多額なれば更めて開放す。
- (十三) 凡そ従前測量の時各移民の受けたる荒地にして未だ土地代金を納付せず、亦未だ土地に移住せざるものは其の従前交付せる小票は總て無効とす、土地代金の一部を納付せるものは省令に據つて辦理するものとす。
- (十四) 私有地を開墾する場合其の分地及び土地交付の辦法は本省招墾通章第十二、十三、十四、二十一、二十二各條規定の辦法に照して辦理す。
- (十五) 一年毎に帳簿を稽查して移民の數、開墾土地の反別により督墾局代辦員招募員の勞績を定む。
- (十六) 成績検査の結果により各員の資格を按じて道尹より請獎す。
- (十七) 一切の費用は道尹に於て豫算を編成し、省長公署に上申して査定を請ひ國庫の支給を得て支出す。

(民國十六年五月九日黑龍江公報所載)

註一、省長公署からの具申書及び黑河道移民招來規則に招墾通章に照して云々ある。章墾通章なる名稱の法規を發見し得ないので照會の結果、該規則は前掲本年三月一日から施行の黑龍江省各所屬招墾章程を指すものである事が判明した。

黑龍省長公署は黑河道尹の意志を取次ぎ滿鐵に對して運賃減免の申請をして來た。之に對して滿鐵では差當り本年限り黑河道行移民にして黑龍江省移民局發行の證明書を所持する者に對し左記の如き割引を爲し、明年は更に適當の時期

に於て再び詮議する事とした。

- 一、割引率及等級 三等旅客運賃の五割引
- 二、割引區間 滿鐵線大連、營口、奉天の各驛より長春行
- 三、割引期間 昭和二年七月三十一日迄
- 四、割引方法 移民二十人以上團體乗車の場合に限り黑龍江省發行の證明書と引換に割引を爲す
- 五、輸送方法 滿鐵の都合によつては有蓋貨車を以て輸送す

上記黑河道尹から滿鐵に對する割引申請書は色々の點に於て參考となる事項を含むで居ると考へるから其全譯文を左に掲げて見る。

中華民國十六年四月十八日

黑龍江省長公署

拜啓 今般黑河道尹張壽増より當省沿境各地で招募する農墾移民は直隸、山東人を主とし奉天、吉林、黑龍江の者之に次ぐ豫定であるが直隸、山東より邊境迄來るには一人當り旅費少くも中國通貨三十餘元を要し内譯船車賃金三分の二を占め貧民財力に限りあつて其の負擔に堪へ兼ね往々移住の心願あれども旅費の檢出に苦んで思止まる事が多い此の難關を何とか切抜策を講じて遣らなむ農墾獎勵の前途も一寸六ヶ敷い、種々考慮した末鈞署から移民の來省の經路たる津浦、京奉、吉長、呼海各鐵道、松花、黑龍兩江の各航路に對しては夫々無賃便乘を交渉し山東から大連若は營口迄の各航路並南滿鐵道に對しては半價割引の交渉でもして之等移民を優待したならば一人當り中國通貨十數元で直隸山東各内地から來られる譯である斯くすれば内地では一人でも無業の遊民が減らされ邊境では一月でも業に勵む農民が増へ國家に取りては實に莫大なる利益である且交通營業は人口の増加、生産の豊富から發達するものなるか沿境數千里の沃野は内地一大省份にも匹敵するが農民の移來を阻むときは之を遺棄するに等し之に反して開墾を獎勵し荒地全面積を良田に變らしめたるならば楊子江沿岸の如く繁盛を來すこと必然である然るときは黑龍江一箇所の方に付て言つても現在の交通運輸力を三十倍増して

も足りない位である、それであるから各船會社、鐵道で縦令現在割引等て多少損失を來しても將來直接間接に回收することは容易である、さうか宜敷く此の邊の消息を含ませて交渉して貰ひ度い一切の手續豫算は鈎署からの指令を俟て督學行局から立案させる此段貴意を得度い云々を申請し來りました

査するに近年直隸、山東、奉天各省では屢旱魃に苦められ穀物は實らず災民は生活に憐んで居る該道(張道尹)か之を邊境に招致して開墾に従事せんとする企は當に之等極災者を救済するのみならず公の方から云つても私の方から云つても共に利益である唯貧民の財力に限りあるから沿道の運輸機關からの助力を仰かなければ到底開墾地に到達し難い依て該道をして人を派し直接交渉させる外茲に書面を以て貴社に於かれても一視同仁適宜御斟酌の上免費、減費の御便利を取計て戴き度く此段懇願何分の御返事を願度存じます 敬具

上記の移民計畫が如何なる程度に實行せられ効果を奏しつゝあるかの消息に就いては遺憾乍ら茲に述べる丈けの材料を持たない。が既に述べた移民數に關する當課の照會に對する蘿北縣知事からの回答によれば同縣に移住した農業移民數は昨年中二千六百七十四名、本年五月末迄千八百二十九名と云ふ事であつた。蘿北縣知事は移民招來に對して最も熱心な一人であつて昨年既に奉天直隸及び山東諸省に蘿北縣の未墾地の廣大にして而も肥沃移民に最も有利な事を宣傳して其招致に務めて居り、又前掲黑龍省長公署からの具申書の説明にもある通り本年の移民事務に關しては道尹の代辦員であり滿鐵東鐵等に對しても直接交渉し來る等種々奔走して居ると云ふ様な關係から自然黑龍江の沿岸では同縣に來る移民が最も多いと云ふ事になつて居ると見るべきであるが此事實は他の沿江各縣にも多少入込んだものと推察する根據になると思ふ。但し蘿北縣に上記の如き移民を吸收し得た事實は主として同縣知事の従前からの努力の結果と見るべきであつて所謂本年の黑河道移民計畫の破現であると即斷する事は出來ない。

## 第六章 本年出稼者の特徴

本年の出稼者は一言にして之を蔽へば避難民が多いと云ふ事によつて特徴付けられて居る。彼等は避難民であるが故に一家眷族を伴ふ事を餘儀なくせられ、全然無資力者であり、永久移住の目的を持つて出たものである。従つて從來の渡滿苦力なるものと非常に趣を異にした幾多の點を持つて居る。本章に於ては此等の中比較的重要な點に就いて研究して見度いと思ふ。

### 第一款 從來の歸還苦力及移住者數

本年の出稼者の質の變化の點から見ても最も著しい點は從來の出稼苦力はそれが如何なる方面の勞働に従事するとしても一年乃至數年の後には故郷に歸つて又出て來ると云ふ状態を反覆して居たものが大部分であつたのが今年のそれは墳墓の地を捨て、永住的意思を持つて滿洲に入込んで來た移民が非常に増加したと云ふ點である。此關係を數的に考察する事は相當の難事であつて到底正確を期する事は六ヶ敷いが兎に角一應吟味して見る事とする。先づ從來の出稼者中に於ける移民數を決定する事が先決問題である。而して移民數を決定するには歸還苦力數の調べから始めねばならぬ。

### 第一項 歸還苦力數

此問題に關して遠き昔は知らず近年正確な調査を遂げたものは殆んど無いと云つてもよい程である。或は山東、直隸苦力は毎年四十萬内外滿洲に出稼して三十五萬内外歸還すると云ひ或は滿洲移住者は年に十萬以上に達すると云ひ極端



なものは二、三十萬もある様に云つて居るかと思へば最近の東支鐵道の發表した「一千九百二十七年の滿洲移民」に於ては支那が民國となつてから過去十五年間北滿に流入せる移民の數は一ヶ年三萬一千五百人を最高とし千九百二十二年の如きは僅に四千八百人に過ぎないと書いて居る等全く歸一する處を知らない状態である。勿論這入つた數と出た數との差が判明すれば之を以つて先づ大體移住者と見て差支へは無いのであるが其這入つた數も出た數も共に明でない。但し大連から上陸し及び歸還した苦力の統計は大正十二年以後のものは殆んど正確に近いものがあり、又大連、安東及營口上陸並に乘船支那人全數も大體判明して居るから海口による出稼歸還苦力數は略ぼ推定が出来る。即ち歸還苦力の推定は左表の通り。

南滿三港より乘船せる歸還苦力推定表

年次	大連		安東		營口		苦力數合計
	苦力數	乘船全數	推定苦力數	乘船全數	推定苦力數	乘船全數	
大正十一年	(推定)五〇、四五〇	七六、五四六	五三、五八二	六三、四三八	四七、五七九	一〇六、六一一	一九六、六一一
大正十二年	一一二、四七四	八五、一七六	五九、六二三	五七、三一八	四二、九八九	二二五、〇八六	二二五、〇八六
大正十三年	一一三、二四八	六四、一七三	四四、九二一	五二、一一八	三九、〇八九	一九七、二五八	一九七、二五八
大正十四年	九七、一三〇	五〇、九二二	三五、六四五	五三、六三八	四〇、二二九	一七三、〇〇四	一七三、〇〇四
大正十五年	一一九、六四二	四七、〇〇三	三二、九〇二	六四、一九七	四八、一四八	二一〇、六九二	二一〇、六九二
平均							二〇〇、五三〇

註 大連は十一年を除き實數(乘船全數の約七五%に當る)、安東の推定苦力數は乘船全數の七〇%とす、營口の推定苦力數は乘船全數の七五%とす。

數の七五%とす。

前表に示す如く海路による歸還苦力は平均二十萬である。處が困るのは京奉線によつて歸還する者の數である。普通京奉線による歸還數は十六七萬と云はれて居るが正確な統計は到底望まれない。奉天驛で査定した出稼及び歸還統計は大正十二年以後のものがあるがそれも唯出稼期及び歸還期に於ける數ヶ月の統計に過ぎない。加之京奉線による出稼者と歸還者とか年々略同數であるとか率が略一定して居るとか云ふ事ならば又計算の仕様もあるが京奉線による歸還者は出稼者よりも遙に多數であると云はれ、且つ近年は打續く動亂のために運輸が數箇月に涉つて杜絶する等の事あり益益以て捕捉し難い感を與へるのである。が兎に角前記奉天驛の査定數から一應の推定をして見る事とする。

苦力歸還期間とせられて居る一、二、一〇、一一、一二の五ヶ月間奉天驛及皇姑屯驛からの乗車數は左の通り推定せらる

年次	京奉線奉天驛乘車 (一、二、十、十一、十二の五箇月間)		皇姑屯驛乘車 (期間同上)		合計
	乗車數	推定	乗車數	推定	
大正十二年	六四、三八二	(推定)	六四、三八三		一二八、七六四
大正十三年	三七、八一〇	同	三七、八一〇		七五、六二〇
大正十四年	四九、二九一	同	四九、二九一		九八、五八二
大正十五年	九五、八三二	同	九五、八三二		一九一、六六四

註 奉天驛乘車數は滿鐵奉天驛員の査定、皇姑屯驛からの乗車數は奉天驛からの乗車數と略々同様であること云ふ事だから同一數と見做した。

右は歸還期の五ヶ月間の數であるが殘餘の七ヶ月間に全體の三割が歸還するものとして計算すれば一年を通しての數

は左表の通りとなる。

十二年	一八三、九四九
十三年	一〇八、〇二九
十四年	一四〇、八三一
十五年	二七三、八〇六
平均	一七六、六五四

註 十五年の数は過大に失し十三年の数は過少に失する様であるが平均としては差支へない様である。

即ち最近四年間の平均は一七六、六五四名と云ふ事になる。普通京奉線による歸還者は十六、七萬と云はれて居るものと大差が無い。

之を前述海路による二〇〇、五三〇と合せた三七七、一八四が年々の歸還苦力の全数の平均と云ふ事となる。

### 第二項 移住者數

出稼者の推定數は既に大連の款下に於て述べた如く左の通りである。(第二章第二節第一款二三三頁)

大正十二年	四三三、六八九
大正十三年	四九二、四七〇
大正十四年	五三二、七七〇
大正十五年	六〇七、三五二

右の内十五年は異様の増加をして居るから之を除き十二、十三、十四の三ヶ年の平均は四八六、三一〇である。歸還者の平均が前述の前三七、一八四〇であるから其差數二〇九、一二六即ち十一萬を以て移住者と見る事が出来る。

以上は不完全ながら出稼及び歸還の統計から算出した移民數であるが猶ほ一方法として鐵道及び海港に於ける北行、南行、上陸及び乗船數を比較研究する事によつて上述の結果を吟味する事とする。

先づ滿鐵線に於ける北行、南行の對照表を掲げて説明する。

滿鐵線乗車人員 (安奉線内のみの乗車を含まず、年度は四月に始まり翌年三月に終る)

年度	北行	南行	計	北行の超過數(△は南行超過)
明治四十四年度	一、三八三、四六六	一、三〇九、一六一	二、六九二、六二七	七四、三〇五
大正元年	一、七七五、七六一	一、六一六、二七八	三、三九二、〇三九	一五九、四八三
二年	一、八七五、三六八	一、七一五、一〇〇	三、五九〇、四六八	一六〇、二六八
三年	一、五七八、九〇九	一、五一一、〇四六	三、〇九〇、九五五	六六、八六三
四年	一、六三一、五三七	一、五六九、〇二〇	三、二〇〇、五五七	六二、五一七
五年	一、九六五、五五〇	一、八六〇、五六五	三、八二六、一一五	一〇四、九八五
六年	二、六一八、六八四	二、四五二、七七五	四、〇七〇、四五九	一六六、九〇九
七年	三、三五一、八〇二	三、一二三、三二八	六、四七五、一三〇	二二八、四七四
八年	四、〇八五、五八八	三、九五九、一四四	八、〇四四、七三二	一六六、四四四
九年度	三、八五〇、四七四	三、五五八、八五九	七、四〇九、三三三	二九一、六一五

第六章 本年出稼者の特徴

一三四

昭和元年度	四、〇九五、〇〇七	三、六四四、八七一	七、七三九、八七八	四五〇、一三六
十四年度	四、二八五、〇〇七	四、一四二、四八三	八、四二七、四九〇	一四二、五二四
十三年度	四、〇〇八、二六一	三、九八〇、七二二	七、九八八、九八三	二七、五三九
十二年度	四、〇二八、三四五	三、九三九、一五七	七、九六七、五〇二	八九、一八八
十一年度	三、四八七、二七六	三、四八七、五三七	六、九七四、八一三	二六一
十年度	三、二〇三、六三四	三、一三三、二八五	六、三三六、九一九	七〇、三四九

備考、大正元年に於り十四年度に至る十四年間に於て北行超過數一、六九六、八九二、年平均一、二二、二〇七人。

即ち北行數の南行數に超過する數は前表に見る通りであるが大正元年度以來十四年度に至る十四年間に於ける北行の超過全數は百六十九萬六千八百九十二名であつて年平均は十二萬一千二百〇七人である。(昭和元年度を平均算定に入れなかつたのは元年度(即ち自大正十五年四月至昭和二年三月)は特殊事情に基き特別な増加をして居るからである)

此數は先づ滿洲移住者と見て差支へないが之には支那人許りでなく日本人、朝鮮人其他の外國人も含まれて居るのみならず南滿から北滿に移住した内部移住者も含まれて居る譯である。従つて外部から滿洲に這入つた支那人のみの數は幾分か割引せられなければならぬ。

前記の數の齋す意義を一層明確ならしめる爲めに南滿三港に於ける入港及出港中國人を比較して其平均増加數を求めて見る事とする。

南滿三港入港及出港中國人表 (各年度、曆年)

年次	安東港		入港超過數 (入港超過數) (入港超過數)	大連港		入港超過數	牛莊港		入港超過數
	入港	出港		入港	出港		入港	出港	
大正四年	五、〇九八	二五、〇〇六	二七、〇〇〇	九、九〇二	五三、一九五	四三、七〇六	一〇、一五七	三、七〇九	八、四八八
五年	四、二一九	二九、六四三	二二、四六二	一、五九八	九、五八三	二〇、三九九	八、六七四	五、一五七	三、四六一
六年	五、七〇三	三三、一四四	三三、〇〇九	一、五七九	九、一五〇	一〇、一三九	八、八六三	五、三三三	三、四六一
七年	六、一三五	三三、三三六	三三、一八元	二、八二九	六、〇三二	六、八八八	七、〇九三	四、九七六	三、四六一
八年	六、一三二	三三、〇五一	三三、五七〇	一、九八六	九、三二二	一〇、〇六四	七、八七三	四、七六七	三、〇九五
九年	五、九六二	三三、四四五	三三、五五三	三、三三六	二、八七八	九、七三九	二、〇七三	四、四二五	七、九六六
十年	四、九、四〇〇	七、九、〇五	二、六、五六	一、六、〇三七	九、九、九七	六、八、一〇	八、七、一九	五、〇、一〇一	三、六、一八
十一年	四、七、二八	七、六、五九	二、九、三六	一、七、二、九五	一、三、九、三三	六、二、三三	九、三、二四	六、三、四三八	二、九、六六
十二年	六、六、五九	八、五、一七	一、八、六七	一、七、〇、一〇五	一、八、三、三三	五、〇、七四三	七、九、〇、七〇	五、三、三八	二、七、七三
十三年	七、五、〇一	六、四、一七	一、〇、八七	一、六、九、九三	一、四、六、九六	三、三、五三	六、三、三二	五、二、一八	一、一、九三
十四年	五、一、〇〇	五、〇、九三	七、三、七八	一、八、八、六一	一、三、三、六六	六、九、九五	九、四、一、〇二	五、三、六八	四、〇、五六
昭和元年度	六、六、九二	四、七、〇〇	二、九、九六	二、九、八、〇〇	一、六、〇、一三	六、八、三六	二、二、九五	六、四、一、九七	四、八、七五
合計	六、九、三、三五	六、九、〇、〇〇	六、三、三五	二、〇、五、四、四三	一、二、九、三、三四	七、五、三、二九	一、〇、六、二、五三	六、四、二、四、五三	四、三、六、八〇
平均(十二年)	—	—	五、六、八五	—	—	六、三、九七	—	—	三、五、五六

三港合計 入港超過數平均 一〇四、一七八

即ち大正四年から昭和元年度に至る十二年間の三港の入港超過數の平均は年十萬四千七百七十八人である。(昭和元年度

第六章 本年出稼者の特徴

一三五

を平均に加へたのは暦年であつて殊更に移民の増加した昭和二年一月、二月、三月を含まないからである。

此數と鐵道輸送數の計算によつて得た前述の十二萬一千二百〇七人との差一萬七千〇二十九人は増加日本人及朝鮮人（鐵道利用者に限る）内部移住の中國人及び京奉線による中國人なる四要素によつて形成せられて居る譯である。扱て此一萬七千〇二十九人を如何なる割合に此四要素に分割するか問題であるが、日本人は大正元年の八萬九千から十四年末の十八萬八千と十四年間に約十萬人年平均七千人の増加をして居るから鐵道輸送統計の差は四千位になつて表れるであらう。朝鮮人を又五千と見做せば残り八千は内部移住者と京奉線利用者の協合による數でなくてはならぬ。若し内部移住が一つも無いと假定すれば京奉線による南北行の差が八千と云ふ事にならなければならぬが内部移住者を年平均八千位見積る必要があると思はれるから結局京奉線による南北行は相平均して居ると云ふ結論になる。何れにしても京奉線が滿洲人口を減ずる作用を爲して居るとは考へられぬ處である。

之を要するは南滿三港の入港超過數十萬四千七百七十八人を以つて滿洲への移住中國人であると認める事となる。處が此中には少數の商人階級も含むで居るべきであるから先づ從來から渡滿苦力と云ふ總括的名稱の下に呼ばれた階級中の移住者は年十萬と見るのが至當であらう。本項の最初に述べた第一の方法による十一萬とは一萬計りの差があるが何れも推定による部分が多いから何れが正確であるかと云ふ事は斷言出来ぬ。假りに十萬と云ふ事にして置く次第である。

出稼者が四十八萬移住者が十萬であるから移住者の率は二割強である。

滿鐵線による北行と南行との差に就いては前述した通りであるが長春驛の乗降人員に就いて調べて見ると左表の如く年に依つて例外はあるとしても大體に於て北行か南行に比して多い事を知る。

長春驛乗降人員表（度大正四年迄は各等（以後は一、二等を除く）（各年度は四月より翌年三月に至る）

年次	長春驛降客	長春驛乗客	降客超過(△は乗客超過)
明治四十年	三八、三〇〇	二五、七一六	
四十一年	一〇四、三四九	一〇九、七七五	△
四十二年	一七二、一〇二	一八〇、一九〇	△
四十三年	一七一、五二二	一六七、七七四	
四十四年	二二三、〇九九	二二四、〇二四	△
大正元年	二八〇、二〇五	二三八、五三五	
二年	二九一、九八二	二五五、九〇一	
三年	二五〇、九〇二	二五〇、九三九	△
四年	三二七、三八三	二九八、三二一	
五年	四〇七、五三七	三二一、四三三	
六年	四九〇、二六七	四一四、五七四	
七年	六四五、九五五	五〇〇、五九八	
八年	六五三、六七六	五九一、三〇七	
九年	七〇六、五七八	五〇九、〇七三	
十年	五三七、五二七	四八九、二一八	

第六章 本年出稼者の特徴

第六章 本年出稼者の特徴

昭和十一年	四九七、三三〇	五二九、六〇五	△	三二、二七五
昭和十二年	五七二、七五三	五三九、八八三	△	三一、八七〇
昭和十三年	五二〇、七三七	五三一、六七二	△	一〇、九三五
昭和十四年	五七六、九七四	五二九、九〇三		四七、〇七一
昭和十五年	七九八、六四八	五八三、二七四		二一五、三七四

降客超過數合計  
乗客超過數合計  
差引降客超過數  
一箇年平均

自明治四十年  
至昭和元年 二十年間  
一、〇三二、七九七  
五七、六八六  
九七五、一一一  
四八、七五六

降客超過數合計  
乗客超過數合計  
差引降客超過數  
一箇年平均

自大正元年  
至大正十四年 十四年間  
八〇一、〇九一  
四三、二四七  
七五七、八四四  
五四、一三二

降客超過數合計  
乗客超過數合計  
差引降客超過數  
一箇年平均

自大正六年  
至同十五年 十年間  
八二三、五四八  
四三、二一〇  
七八〇、三三八  
七八、〇三四

即ち明治四十年から昭和元年に至る二十年間に於ける平均降客超過數は四萬八千七百五十六名、大正元年から大正十四年に至る十四年間の平均降客超過數は五萬四千三百三十二名、更に大正六年から昭和元年に至る十年間の平均は七萬八千〇三十四名に増加して居る。

斯る數は長春を中心として東方吉長線背後地、西方農安、扶餘、大賚地方、北方哈爾濱を中心とした東鐵線奥地に赴いた移民と見る事が出来るが之を前掲の滿鐵線本線の北行南行の差數と比較して大體長春を中心として以北（長春を含む）以南の二大分布状態を知る事が出来る。

大正元年より十四年に至る滿鐵本線北行南行の差平均  
長春驛乗降人員の差平均  
同

一一一、二〇七  
五四、一三二  
六七、〇七五  
四五%  
五五%

即ち五萬四千三百三十二、四五%が長春以北、六萬七千〇七十五、五五%が長春以南である。

長春驛降客超過數の平均が大正元年から同十四年に至る十四年間は五萬四千三百三十二名である事は前述した通りであるが各年次を調べて見るに大正七年は十四萬五千餘名、九年度は十九萬七千餘名超過して居る。今降客超過數の内七割が哈爾濱に行つたものとなれば平均に於ては約三萬八千名、七年度は約十萬、九年度は約十四萬である。又東支鐵道の統計によつて滿鐵から移入した三四等客數と滿鐵へ移出した三四等客數とを比較して見ると左表の如き結果を示す、一九二四年が約四萬、二十五年が約八萬、二十六年は十三萬六千餘と云ふ移入超過となつて居る。

一九二三年（四等）	三一三、一三〇	二八六、八八〇	△	二六、二五〇	三、四等を通じて
三等等	五七、〇〇七	七三、四一八	△	一六、四一〇	移入超過
					九、八三九

第六章 本年出稼者の特徴

第六章 本年出稼者の特徴

一四〇

二四年(三)等	二六四、七六九	八三、四四一	一九二、六五四	△	七二、一一五	三九、五六二
二五年(三)等	二六四、八六六	一一四、九〇三	一一八、六九三	△	八三、一七三	八一、九七〇
二六年(三)等	三一九、一一四	一八〇、七八三	二〇九、五四〇	△	一〇九、五七四	一三六、二二一
			一五四、一三六		二六、六四七	

参考 凡そ上掲の満鐵及東支の二統計に表はれた數から判断すると「民國十六年度の移民と東支鐵道」と提して東三省經濟月刊に掲げて居る(調査時報二年六月號參照)左掲の移民數表は餘りに過少で信を措き難いと思ふ。

東三省移民數 (民國十六年三月十五日東三省經濟月刊)

民國二年	四、七七九
三年	一一、二四六
四年	九、五二三
五年	一〇、八四三
六年	二三、三八四
七年	二八、五〇八
八年	一九、九三九
九年	一二、二五七
十年	一九、八五七
十一年	一三、五一九
十二年	一四、六三六

十三年  
十四年  
十五年

二一、三一三  
二三、九七五  
三一、五一六

第二款 本年の出稼者中に於ける移住者の増加

從來の出稼者中約二割の移住があつたと見るべき事は前項に示した通りであるが移住者の率は昨年三月頃から以來今年にかけて非常に高くなつて居る事は何人も疑はぬ處であるが果して幾割に當つて居るかは明答が出来ない。或は出稼者全體を移民として勘定して居る者もあり或は五割以下だと云ふ者もある次第であるが出張の際北滿方面で聞いた處では先づ七割、八割位と見る者が最も多數であつた。東支鐵道運轉課では四分の三即ち七割五分を移民と見て居る。本書では最初から此割合を基礎として北滿の出稼總數を算定して居る事は第六十三頁に述べて居る通りである。即ち北滿移民數は三十六萬の七割五分二十七萬人である。

北滿は左様であるが南滿にあつては移民の率は遙に低下する事は殊更説明する迄もない。第四五頁に掲げる主要分布地帯たる五箇の地方に落著いた十五萬に就いては其六割即ち九萬人を、他の各地に分布した十二萬人に就いては極めて低下して一割即ち約一萬人合計十萬人位を移民と見るべきだと信ずる。即ち全體二十七萬の四割強である。以上述べる南北滿洲を綜合すると出稼全數が六十三萬人で移民數は三十七萬即ち約五割九分と云ふ事になる。

前款に於て述べた如く従前の出稼者平均四十八萬中十萬即ち約二割移住者があつたとすれば今年の移住者の率は從來

第六章 本年出稼者の特徴

一四一

第六章 本年出稼者の特徴  
の約三倍と云ふ事になる。

### 第三款 出稼者中に於ける農業関係者の増加

本年の出稼者は大部分は農業関係者である事は一見して何人にも解る事であるが果して何割を占めて居るかと云ふ事は左程容易には決定出来ない。多くの者は先づ八割位であると云ふ意見を持して居る様であるが北滿と南滿とは又多少趣を異にして居ると思はれる。

此點に關して瀋陽縣及長春縣の二難民救濟會取扱者の職業別分類は非常に参考になると思ふ。即ち左の通りである。

一、瀋陽縣難民救濟會取扱 (四、五兩月間)	
總數	二五、八三六
内	一〇〇%
農業関係者	二〇、一九一
工業	五、四四二
鐵路工人	二〇三
其他	一
總數	一一、二五三
内	一〇〇%
農業関係者	九、二八四
工業	一、五七二
其他	七六
鐵路工人	一三

### 二、長春縣難民救濟會取扱 (四、五兩月間)

商業	九四三	七%
其他	四五四	四%

即ち農業関係者は瀋陽縣難民救濟會の方が七割八分、長春縣の方が七割六分となつて居る。更に東三省各縣に對して發した照會に對する回答の二三を例示して見よう。

奉天省		吉林省	
柳河縣	五〇%	葦河縣	三〇%
農業	三〇%	農業	四〇%
柞蠶飼育	二〇%	農業労働者	三〇%
鐵路工人	四〇%	工業労働者其他	三〇%
通化縣	四〇%	濱江縣	三〇%
農業	四〇%	農業	五〇%
農業労働者	二〇%	農業労働者	二〇%
其他	三七・五%	工業労働	一〇%
西安縣	六二・五%	鐵路工人其他	五〇%
農業		黑龍江省	
鐵路工人		望奎縣	
其他		農業	
懷德縣			

第六章 本年出稼者の特徴

第六章 本年出稼者の特徴

農業	六〇%	工業	一四四
其 他	四〇%	鐵路工人其他	三〇%
長 白 縣		龍 北 縣	
農 業	九五%	農 業	七〇%
其 他	五%	農業労働者	三〇%
四 豐 縣			
農 業	二六%		
農業労働者	二三%		
工業労働者	四二%		
鐵路工夫人	九%		
伊 通 縣			
農 業	五〇%		
農業労働	三〇%		
其 他	二〇%		
蓋 平 縣			
農 業	七%		
農業労働	二七%		
工業労働其他	六六%		

之を要するに吉林省及黒龍江省の奥地に入込んだ者は殆んど農業關係者で全體を通じて八割以上であると想像せられる。奉天省にあつては稍趣を異にし南部地方、鐵道沿線附近等未墾地少なく人口も飽和状態に達して居ると見るべき地方にあつては農業關係者の率は非常に低下し全體を通じて六割位のものであると想像せられる。

其處で北滿を八割南滿を六割として計算して見ると左表の様な計算となり滿洲全體に就いて云ふと、農業關係者が七一%、其他が二九%なる事を示す。

北 滿 總 數	三六〇,〇〇〇	
内		
農業關係	二八八,〇〇〇	八〇%
其 他	七二,〇〇〇	二〇%
南 滿 總 數	二七〇,〇〇〇	
内		
農業關係	一六二,〇〇〇	六〇%
其 他	一〇八,〇〇〇	四〇%
全 滿 洲 總 數	六三〇,〇〇〇	
内		
農業關係	四五〇,〇〇〇	七一%
其 他	一八〇,〇〇〇	二九%

従來の滿洲出稼人中に於ける農業關係者を幾割と見るべきか研究を要する問題であるが、本年特に増加した數は殆ん



と全部難民であると云ふ事實から推して農業関係者の率は本年非常に高くなつて居る事は疑ふの餘地が無い。

### 第四款 北滿出稼者の増加

入滿全数の五七%に當る三十六萬人が北滿に入込んだ事は度々述べた處であり大連、營口及奉天發出稼人の内長春行者が例年に比し高率を占めて居る事も長春の款(四〇頁)に於て述べた處であるから再び述べぬ。兎に角本年の避難民で最初から目的地なき者は先づ北滿を目指し且南滿各地に足を留めた者も適當な職業なり就職地を求め得なかつた者は大多數は再び北滿に移動したと云ふのが事實である。此現象は本年出稼者の一特徴でなくてはならぬ。

### 第五款 婦女子の増加

従來滿洲出稼苦力は故郷に妻子を残し置き單身出稼して一年乃至數年間活動し相當の貯蓄が出来た時に舊正月を利用して一度故郷に歸り暫く教養の後再び渡滿すると云ふ情態を反覆して居たものが多數であるから彼等が婦女子を伴ふ事は稀であつた。處が最近増加せる出稼者は從來のものとは非常に其質を異にし苦力と云ふよりも寧ろ農民であつて多くは一家を擧げて避難して來たものである。従つて婦女老幼の数は著しく其率を増加して來た。

此現象を過去三箇年間大連港上陸數に見るに左表に見るが如く大正十四年度(十三年十一月迄)は男子十九萬三千八百〇二人に對し女子一萬五千四百七十四人で九十二%と八%との割合であつた。大正十五年度(大正十四年十一月迄)は男子二十五萬四千八百六十三人に對し女子三萬〇四百六十一人で八十九%と十一%との割合に増進し更に昭和二年度(大正十五年昭和二年)は男子三十二萬二千四百三十六、女子六萬六千二百七十六人で八十三%と十七%との割合となり前年の

率に比して六%、前々年から見ると九%即ち二倍以上の増加を示して居る。

次に歸還婦女子の數を見るに大正十四年度は男九萬五千八百六十六人に對し女子六千〇二人で九十四%對六%、大正十五年度は男子十三萬四千四百六十人に對し女子七千〇十一人で九十五%對五%、昭和二年度は男子八萬八千五百六十八人に對し女子五千三百九十六人で九十四%對六%である。即ち歸還女子の率は過去三年間略ぼ一定して居る。之れは家族携帶で來た避難民は滿洲に移住する者であるが故に歸還しないと云ふ理由と、縱令一部分は歸還するとしても數年後の事でまだ數字に表れて來る迄の時日を経過しない爲めである。

年	次	大連港上陸數	百分比	大連港發歸還數	百分比
大正十四年度	(大正十三年十一月迄)	男 一五、四七四 女 一九三、八〇二	九二%	九五、六〇二 九五、八一六	九四%
大正十五年度	(大正十四年十一月迄)	男 三〇、四六一 女 二五四、八六三	八一%	七、〇一一 一三四、四六〇	九五%
昭和二年度	(大正十五年十一月迄)	男 六六、二七六 女 三二二、四三六	八七%	五、三九六 八八、五六八	九四%

以上は大連上陸及歸還婦女の趨勢であるが營口、奉天等に就いても略同様であると想像せられる。婦女子の増加と共に老幼者も同様に増加して居ると信ぜられるけれども利用すべき數字が無い。

### 第六款 出稼年限の延長

出稼苦力は年々約五十萬内外で歸還苦力が約四十萬内外と云ふ略ぼ一定した状態を反覆する處から同一の出稼人が春

出て冬歸ると早合點する者が無いとも限らないが事實は然らず一箇年で歸郷する者は寧ろ僅かで大抵二年三年或は四年と經過し相當の貯蓄が出来た後に歸郷して又出て來るのである。而して其滯滿の年限の長短は彼等の従事する職業の性質により又出稼の地方によつて異つて居る。のみならず金銀の爲替關係故郷たる山東直隸地方の治安、經濟狀態其他四圍の事情が彼等の歸郷に好都合の年には多くの歸還者を見然らざる年には甚だしく減少すると云ふ風な現象を呈し其間極めて詳細綿密な觀察を要するものがあるが之れは本書研究の範圍外である。今年の出稼者中には滿洲に永住する意思を以つて出て來た移民が甚だ多數である事は前述する通りであるが、永住の意思とまで行かずとも少なくとも此處數年は歸還しないと云ふ決心の者が又少なくないと思はれる。加之山東や直隸の狀態にして現狀を維持する限り事實上歸還し得ない狀態に置かれる者も多數あるであらう。要するに本年出稼者の滯滿の期間は従前のそれよりも各方面に於て延ばされて居ると觀察すべきである。

参考のため會て鐵道部旅客課員の調査した苦力の出稼期間の表を掲げて置く。

一箇年にて歸郷するもの	〇・一〇
二箇年にて歸郷するもの	〇・二〇
三箇年にて歸郷するもの	〇・四〇
四箇年にて歸郷するもの	〇・一五
五箇年にて歸郷するもの	〇・一〇
七箇年にて歸郷するもの	〇・〇三
十箇年にて歸郷するもの	〇・〇一
十箇年以上にて歸郷するもの	〇・〇一

## 第七章 山東直隸事情

### 第一節 出稼者の増加の原因

卷頭に述べた如く昨年から出稼者の數が激増し本年に入つては更に民族の移動とさへ唱へられる程の格段の増加を示して居るが之れが原因は總ての人が承知して居る如く連年の戰爭、苛斂誅求、兵匪、土匪の災禍、水害、干魃等の天災等あらゆる災厄に崇られ彼等の故郷たる山東直隸の地に安んじて生を送る事が出来なくなつた事と滿洲が總ての方面から見れば彼等の出稼移住に理想的の地である事とである。

山東直隸の事情は現地につき相當の時日を費して調査しなければ具體的事實の詳細は不明であるが茲には照會によつて集め得た資料に基き大體の説明を爲し得るに過ぎぬ。

一、兵禍 督軍張宗昌が入魯以來曩には北部對國民軍の戰爭あり牽いては又現時の對南學兵となり追ひつ追はれつ殆んど寧日無き戰爭狀態の繼續とも云ふべきであるが此戰亂に處する爲め一時二十數萬と云ふ大軍を擁せる山東軍憲は軍費捻出にあらわる手段を講じ省當局と出先各軍の苛領誅求は言語に絶し種々の目的の課金は勿論或は農産物、牛馬、車輛の徵發を爲し二年分の地租の取立は愚か既に民國二十年迄の地租の前納を強制せる處までありと傳へらる。一方不節制、無秩序の出先軍隊は或は掠奪に或は人質による財産の強奪にあらゆる暴虐を擅にし人民の負擔は例年の十倍以上に達し之れが爲めに産を失ふ者が續出すると云ふ有様である。其様な事態であるから營々として農を勵むも生計を支ふるに足らず土地を所有する者は却つて之れが爲めに苦しめられると云ふ結果となり全然抛棄するか賣却出来るものは二足三文に賣り拂つて僅少の旅費を調達して出て來るべく餘儀なくされるのである。加ふるに青年農民は強制

募兵の危険あり此難を避けむがために遠く滿洲に逃れると云ふ事も又一つの理由である。要するに直接に又間接に戦亂の影響が最も重大な原因と見るべきものである。

二、匪禍 土匪の災禍は以前からあつて各自村落として自衛の手段を講じて居る事は他支那の地方も同じ事であるが近來内亂の連続で地方の治安が緩むに従ひ各地の土匪は漸く勢を逞まし新に逃亡兵、地方無頼の徒が加はり其數も急激に増加し、相當の武器を携へ侮るべからざる勢力となり地方官憲の力及ばず往々にして一村を擧げて掠奪を擅にし住民を慘殺すると云ふ様な事例も決して稀では無い。殊に最近斯の如き事件は頻繁として新聞紙の記事を賑はして居る。此種匪賊の災は山東でも西部、殊に西南部地方に甚だしく蒙陰、萊蕪、臨沂諸縣は其中心である。斯様な次第であるから産ある者の中には比較的治安の維持せられ兵禍匪禍の稍少なき山東各部に避難して辛くも自衛の道を講じて土著する者もあるが多くの山野に露宿して濟南其他の都邑に辿り付き鐵路青島に出て更に滿洲に渡るものであると云ふ。

三、天災 兵禍、匪禍に加へて連年水害、干魃の災害に見舞はれ昨年亦春期は干魃のために夏期には各地の洪水の爲めに農産に非常な悪影響を來したのであるが其災害は黃河流域一帯に最も甚だしく下流地方では利津、濱州、蒲臺博興、高苑、青城等の各地、其他では山東省西南の各縣最も甚だしく落花生、綿花、高粱等殆むと全滅に近く農民自身の食糧、燃料にさへ缺乏を來し其價格平年に數倍し地方農民の困苦は想像以上であると云はれて居る。凡そ上述の様な諸原因は相俟つて窮民を驅つて滿洲方面に其活路を求め安住の地を捜さしむる動機となつたのである。

四、以上の諸原因の外に猶ほ近時の銅貨の下落と云ふ事實を數へる事が出来る。彼等の勞銀は多くの場合銅貨で仕給せられて居るのであるが其銅貨は近來非常に下落して來て大正十一年當時大洋一弗に對して銅貨百六十枚内外であつたものが最近は二百七十枚となつて居る。此事實が彼等の生活を脅威する原因の一つであると云はれて居る。但し其程度如何は山東の物價と通貨との關係及滿洲に於ける勞銀物價其他幾多の研究事項が含まれて居る故に専門的研究に俟つ事とする。

以上の諸事實は直隸省に就いても又略ぼ同様に當嵌まる事と信ずる。

### 第二節 出稼者の郷里の變化

從來山東や直隸の出稼事情に就いて調査せられたもの一二を引用し然る後其變化の概要を述べる。五名より成る當社調査班が大正八年未から翌九年四月頃までかゝつて比較的大規模の實地調査をした結果によると山東直隸兩省からの省外出稼者は三十九萬八千九十名で内山東省から三十七萬二千名、直隸省から二萬六千九十名と云ふ事になつて居る。而して山東省の出稼三十七萬餘名を郷里別に見れば左の通りであるとされて居る。(支那勞働者の山東直隸より滿洲への需給關係四一〇頁)

山東鐵道附近地方	一	六縣	四五、〇〇〇
山東半島部地方	一	四縣	一六八、五〇〇
龍口區域	四	縣	六七、〇〇〇
芝罘區域	四	縣	四一、〇〇〇
威海衛區域	二	縣	二五、〇〇〇
金家口區域	二	縣	三三、五〇〇
第七章 山東直隸事情			一五一

第七章 山東直隸事情

石臼所區域

二 縣

一五二

河 流 地 方

四 四 縣

一五八、〇〇〇

内

小清河流域區

三 〇 縣

一三〇、〇〇〇

北部運河區

一 〇 縣

一六、〇〇〇

其 他

四 縣

一一、〇〇〇

合 計

三七一、五〇〇

其後大正十二年未鐵道部旅客課員の調査によると山東省から滿洲地方へ渡航する出稼労働者の数は三十五萬人で其郷里別員數は左の如くなつて居る。

郷 里	員 數
濟 南 地 方	三五、〇〇〇
黃河流域地方	二〇、〇〇〇
青 洲 地 方	三〇、〇〇〇
沂 洲 地 方	二〇、〇〇〇
膠 洲 地 方	五〇、〇〇〇
登 州 地 方	一〇〇、〇〇〇
萊 洲 地 方	六〇、〇〇〇

福 山 地 方

三五、〇〇〇

計

三五〇、〇〇〇

前二表を比較して見ると多少觀察點を異にした點もある様であるが大體半島部地方が半數以上、二十萬内外を占めて居ると見られるのであるが本年の出稼人は半島部に於ては從來と大差なく西部地方が主要増加地域である事は第一節に述べた處で略ぼ想像がつくのである。

抑も避難民の起つた原因が直接間接に戦亂であり匪徒の禍であり水害、干魃の天災であるとするなれば最も多く是等の禍に見舞はれた地方即ち半島部以西、黄河の流域西南地方等が最も多かるべき事は自明の理である。大連上陸數に表れた結果に就いて此事實を調べて見よう。

第二三頁大連上陸苦力の仕出港別比較表を觀察して見ると著しい變化を起した十五年度以來増加比率の最も高いものは青島で天津が之れに次ぎ芝罘又之に次ぎ龍口に至りては餘り増加して居らぬ。即ち青島にあつては十四年迄六萬を超へなかつたものが十五年度には十二萬を超て更に本年度は半年間に十四萬三千に達して居る。天津は十四年迄一萬八千を越へなかつたものが十五年度には三萬を突破し更に本年は半年に四萬を突破して居る。芝罘は十二年度の六萬二千以來殆んど増加を見せない唯だ本年のみは半年に五萬九千に近づいて居る。龍口は今年と雖も特別の増加は無い状態である。

青島が斯様に増加したのは山東省西部南部の避難民が津浦線から濟南を經膠濟鐵道によつて又は博山支線から青島へと出て來た數が激増した爲めである。從來大連上陸者の大部分は中部以東即ち舊登州府、萊州府、青州府及東南部沂州附近の者であつて西部の濟南兗州府下の者は一部分に過ぎなかつたのであるが現在の處では西部が激増して約半數位に達

して居ると考へられる。天津が増加したのも山東省西部及直隸の避難民による事は明であるが然し天津から大連へ上陸する数は營口に上陸する数の約半分であつて天津の全般の事情を知るには營口上陸数を併せて調べて見なければならぬ。第二七頁營口上陸出稼者の仕出港別比較表を見るに營口上陸者は殆んど龍口と天津とで占めて居るが龍口の十五年度は前年に比して約四千人の増加であるに對し天津は一萬三千の増加を示して居る。本年度の數字が不明であるが矢張り同様の趨勢を持続するものと見て差支へあるまい。

安東に就いても大連、營口と略ぼ同様の趨勢にある事は三一頁に於て述べて置いた處である。更に京奉線利用者の状態を滿鐵奉天驛乗車數に就いて見るに本年二月から六月迄の數は一五〇、六六六で十四年の同期間に比較して約三萬人の増加をして居る。

以上の諸事實は本年の出稼人は山東西部及直隸に於て格別の増加をしたのであると云ふ事を示すに充分であると思ふ猶ほ参考の爲め本年三月から七月に至る撫順炭礦の募集華工地方別統計を掲げる。左表を仔細に觀察すれば半島部よりも西部地方即ち津浦沿線及黃河流域等が多い事が解る。

撫順炭礦募集華工地方別統計

募集地名	月別						計
	三	四	五	六	七	計	
山東省	人	人	人	人	人	人	人
即墨	一四三	一三一	一六		五七	三四七	
高密		四				四	
濰縣	七九	一八				九七	

縣	長清	濟南	臨沂	東阿	平陰	魚臺	博山	南皮	鉅野	德縣	金鄉	安邱	東平	掖縣	平原	濰縣	濱州	城武	鄆城	
人數	八六	三二	七八	二四一	二六	二八														
人數	五二	五二	一七	五一	三八	三五	三七	六一	二九	七四	五六	七一	一三	九四						
人數											六〇									
人數																				
人數																				
總計	八六	八三	七八	二五八	一〇九	六六	七五	三七	六一	四二	七四	一一六	七一	一三	二七	一一六	一六	四〇	五二	



### 第八章 移民の増加と其經濟的影響

移民の増加が直接間接、滿洲の經濟關係の各方面に影響を及ぼして來る事は見易い道理であるが其影響の限界を窮める事は非常に周到な觀察と、相當の時日の経過とを要し現在直ちに之れが數的説明を與へると云ふが如きは到底不可能の事に屬する。従つて茲に掲げるのは單に大體の推測から然らざれば斷片的資料の羅列に過ぎぬ。最も大なる影響として何人も想起する事は土地の開墾及び穀類の生産増加である。第六章第二款(一四一頁)に述べた様に六月迄の移民は三十萬人其殆んど全部が農業移民と云ふ見當であるが、之れが或は地主となり或は小作人となり將た農業労働者となつて各自土地の開墾耕作に従事して全能力を發揮する事となれば年々其耕作面積の増加は莫大なものとなる。即ち今假りに三十七萬人の内老幼婦女子を除き二十萬人が野外労働に堪へ得べき壯年者と見做し一人一年荒地一町(註(一)参照)を開墾し得るものとすれば二十萬町歩の新耕地を得る事となり一段歩當り穀物一石の收穫ありとすれば二百萬石の生産増加となる理である。又其二分の一が地方に於て消費せられ残り二分の一が出廻るものとすれば出廻高は百萬石と云ふ事になる。

註(一) 労働者一人當りの開墾能力

人力のみによつて開墾する場合の一反歩所要勞力は左の如くである。(蒙古調査報告書(第一班)第三編農業及漁業(七三)頁)

場	平地、草生地
土	砂質壤土
目的	畑地に開墾
發	起 (鉄を以て約四寸に表土を掘起す)

一〇人

根 振 (ふり子(粗目の篩)を以て草根と土塊とを分離す)  
 雑芥除去 (粗大なるものを場外に搬出す)

計

一四人  
一人  
二五人

今一年中の労働日数を百五十日とする時は一人平均六反を開墾し得る事となる。然しながら右は總ての勞力を開墾のみに費したる場合の計算であつて實際に於ては既開墾地の管理が必要であるから此管理のために三分一の勞力を要するものとすれば開墾能力は三分の二即ち四反に減する譯である。

處が一戸を單位とし、牛馬を使用するとすれば(牛馬は人力の約三倍の労働能力を有す)開墾能力は遙に増大し註(二)に見る如く一人平均一町七反位となる。本文に一人一町としたのは農業移民の内假りに半數丈けが牛馬を使用するものとして兩者の平均を取つて見たのである。

註(二) 農家一戸當開墾能力 (蒙古調査報告書(第一班)第三編農業及漁業七五頁)

一戸農業労働力ある者	三	人
役 牛	二	頭
驢	一	頭
一年労働日數	百五十日	

農業労働能力ある者三人の中、初年度に於て二人は専ら開墾に従事し、他の一人は開墾されたる土地の管理に當り、第二年以後は開墾に従事する者一人半、管理に當る者一人半とし役畜の中牛二頭は常に開墾に使役するものとすれば一年の延人員頭數は左の如くである。

初 年 度	三〇〇人	三〇〇頭
二 年 以 後	二二五人	三〇〇頭

### 第八章 移民の増加と其經濟的影響

第八章 移民の増加と其經濟的影響

平地、草生地、砂質壤土の土地一反歩を畑地に開墾するには約五人六半を要すすれば其開墾能力は左の如くである。

初年度	約五町五反
第二年度	約四町八反
第三年度	約四町八反
計	一五町一反

即ち三箇年にして一戸十五町を開墾し得る事となる。一人一年に對しては約一町七反平均である。

註(三) 労働者一人當り耕作能力 (蒙古調査報告書(第一班)第三編農業及漁業(七九頁))

(1) 滿鐵農事試験場の調査によれば一天地(我約六反)を耕作するに要する延人員は二〇乃至二五人にして一年の中五月初旬より十月下旬迄野外労働に適するものとすれば、其の間、約百八十日である。其の中三十日は種々の原因によつて労働に従事せざりしものとすれば正味労働日數百五十日である。然る時一天地二十五人を要するとすれば一人當り受持面積は我三町六反歩に相當し又一天地二十人を要したりとすれば一人當り受持面積は五町四反に相當する。

此の二つの場合人員に對する役畜の延頭數は約五〇頭である。

(2) 同じく滿鐵農事試験場に於て調査せる處によれば大豆、高粱、粟の三作物の滿洲在來農法に依る一天地(我六反)所要勞力は左の如くである。

労働人員	一天地當	一反歩に換算
役畜	三一人九分	五人三分
	一二頭七分	二頭一分

即ち一人の受持面積は三町歩に相當する。

處が本年の移民の中には老幼婦女と云ふ不生産的な要素を多分に含み且つ全く資力の無い浮浪の避難民が多數混入せ

られて居り官民の救済は相當周到なるものが有るにせよ彼等が全部直ちに一定の地に落着いて業に安んずるの状態に置かれるものとは考へられない處であつて、愈々安定する迄には多くの時日を要し春耕時期に入滿した者と雖も一小部分の者は今猶ほ浮浪の状態に居るものと見なければならぬ。加之比較的順調に落着き得た者と雖も人烟稀薄な僻遠地の開墾には家畜農具の用意は云はすものがな家屋の建設、井戸の鑿穿、磨(引臼)の備付等先づ彼等の生活を維持する爲めに幾多の順備施設を要し、更に地方によつては移民村の建設から匪賊に對する防衛手段まで講じられなければならない様な次第であつて彼等が一地方に足を留めてから愈々犁、鋤を手取るまでには相當な日數を要する事勿論であるし、又斯る事實は其反面に於ては荒地開拓が非常な資金を要するものであると云ふ事實を示すものである。吉林、黒龍江、東蒙等の奥地に曠漠たる未墾地を有する地主が意の如く之を開墾し得ないのは資金不足に歸し得べき場合が甚だ多い。然るに本年の移民は其資力に於て最も不足して居ると見るべきである。のみならず滿洲の官民も直接間接戰亂の影響を受け明年の不作等により財政上決して豊かではない。斯の如き事情を考慮すると彼等の總てが直ちに理想的状態に置かれて全能力を發揮し得たものとして諸般の推定をなす事は非常な誤に陥るものと云はなければならぬ。猶ほ茲に考慮を要する點は過去に於ける移民の失敗と云ふ事實である。吉林省に於ても黒龍江省に於ても同様であるが從來幾多の移民計畫が失敗し一旦相當に開墾せられた地方までが數年の後住民離散して再び荒蕪に歸る等の事例は敢て珍らしくない。今年度の移民に限つて斯る失敗を繰り返さないと言言する事は出来ない。

唯だ本年の移民に取つて誠に幸福であつた事は本年全滿を通じて氣候順調、非常な豊作であつた事である。若し之れが全く反對の結果に終つたと假定したならば新移民に取つては實に由々しき一大事であつて恐らく食糧問題を惹起し地方の治安を害し再び彼等の救済をしなければならぬ状態を招いた事は想像に難くない。過去に於ける幾多の移民計畫



の失敗の事實に想到する時猶更此感を強くする。

之を要するに本年の移民は自然現象によつて非常に恵まれたとは云へ其質からしては開墾能率は低級である。従つて彼等による耕地の増加は充分内輪に見積らねばならぬ。全般から云へば恐らく彼等の生活を維持する丈の收穫と明年度に於て活動し得べき順備とか先づ今年出來上つたと云ふ位にも留まるであらう。人によつては本年の移民による耕地面積の増加は直ちに鐵道への出廻りに大影響を及ぼすが如く考へる者もあるが私は之に對し斯る多大の期待を置き兼ねる。成る程今年の出廻數量は例年に比して遙に多いに違ひないが之れは本年の豊作と、人口の自然増加及び過去毎年十萬内外の移民の集積による地方開拓の影響であると信ずる。

土地の開墾及び穀物の出廻りに關連して如何なる穀物が出廻るか換言すれば彼等開墾初年には如何なる種類の作物を栽培するかと云ふ事は一つの研究問題である。勿論之れは各地方に於て略ぼ一定した作法があつて詳しくは農業専門家の研究に俟たなければならぬ處であるが茲には單に私が直接農業經營者に聞いた儘を率直に傳へる丈に留める。

四洮洮沿線にあつては開墾初年には彼等の食糧たり得て種子の安價なる且つ雜草との競争力強き糜子、粟、黍等を作り期節が遅れると蕎麥を蒔く。高粱や大豆は三年後位からでなくては作らないと云ふ事であつた。中には本年の避難民で大豆を作るものは絶體に無いと極言したものもあつた。東支西部沿線でも初年には糜子、稷子等の栽培が最も多く大豆は二三年以後小麦は大抵最も土地の熟した四年以後位でなくては作らぬと云ふ事に一致して居た様である。本年は數年間不作を續けて來た北滿小麦が豊作で出廻りが多くなつたと云ふ結果から判斷して、之れは本年の移民の影響であると云ふ風に論じたものも見受けられるが恐らく根據の無い臆測であると思ふ。

東支東部線並びに松花江沿岸等は地味が肥沃の爲めか將た土質の異なるためか知らぬが上述の二地方と大分趣を異にし

開墾初年から大豆を栽培する者が相當あるとの話してある。殊に森林地帯では其伐採後の切株の間には多く大豆を植へると云ふ事は間違ひの無い處である。而して北滿移民の大半が東部沿線及河筋に落着いたとすると此方面の大豆の出廻りには多少本年移民の影響として目するべきものがあるであらう。

以上土地の開墾方面の影響に就いて所見を述べたが以下諸種の資料に表れた斷片的の記事を列配して見よう。

耕作方法の變化に就いて東支發表の「一九二七年滿洲移民」は左の如く云つて居る。

「北滿移民の増加と共に耕作方法にも變化を來すは當然にして支那古來の犁は近代の犁に替はり又一部支那人中に既に「トラクター」を使用せむとするものさへ生ずるに至れり。今春海林、山市地方に於ては未墾地開墾に二百挺の歐式犁使用せられたるが之が使用を提唱したるは前寧安縣知事にして大地主たる某なり。八面通、梨樹鎮、密山縣の如きは本年農夫の購入せる此種新式犁は三百挺に及びたりと云ふ云々。」

同一の問題に就いて哈爾濱日日は次の様に云つて居る。

「本年の移民に就いて最も苦しい現象と目すべきものは農具に關する進歩である。從來北滿農民が使用して居る農具(犁)は多くは三百年前からある古式なものであるが本年移住して來た多數の移民中には歐米式の最新式農具を買ひ込むものが少なくない殊に其傾向あるものは牙古斯、免渡河、也河驛附近地方に移住したものに多い。それに東支鐵道土地課でも特に各地に農具貸下所を設けて農具の貸貸を行つて居る。東支鐵道か牙古斯と免渡河の二箇所を始めて貸下所を設けた當時から偶然にも此方面の農業が盛んになつたので農具の貸下を希望する者が續出して初め此五年前には貸下けたのは僅か四件であつたが本年は百六十二件に及んで居る殊に最近哈爾濱、五常、布傳特方面の農民は土地課のやつて居るトラクター貸貸を希望する者がポツ／＼出初めた由である。これ等は一面移住民の増加と地價の

騰貴とによつて自然耕作法改善の動機を作つたものと云へる云々。」

上記の如き進歩した農具のみならず一般に農具の需用は非常に増加したものと考へられる。

農具と共に家畜の需用増大し家畜の價額が騰貴したと云つて居る。前記「一九二七年の滿洲移民」によれば家畜は南部地方殊に密門から輸入するものであるが勞役用馬は昨年二百弗に比し本年は二百五十弗、騾は昨年百弗乃至百四十弗に比し本年は百二十弗乃至百八十弗に騰貴し其他の家畜も之に比例して騰貴したと云つて居るが荒地の開墾や耕作に牛馬は殆んど絶體に必要であつて、家畜の供給が潤澤であるか否かによつて移民計劃の成否が別れる場合の多い事に鑑みると本年の家畜の需用増加、従つて價格騰貴は當然の事である。其他土地の價格にも勞働賃銀にも相當の影響があるに相違ないけれども之等は各地に於て其事情を異にし専門的研究を経なければ解らない事である。

彼等の生活必需品たる綿糸布其他日用品の如きものゝ需用は將來滿洲の輸入貿易にも多少の影響を與ふ可き筈であるが目下の處大した影響も無いであらう。

朝鮮人との關係に就いては經濟的方面のみならず政治的方面の關係があると思ふから章を改めて述べる事とする。

## 第九章 移民増加が在滿鮮人に及ぼす影響

鮮農壓迫と云ふ事は從來屢々問題を投して居る。山東直隸から潮の如く移住者が押し寄せて來ると云ふ事は其反面に於て鮮農壓迫の傾向を益々助長する事となりはせぬかと云ふ問題は何人の頭にも一應想起せられる處である。が此問題に對して早急な結論を求める事或は誤謬に陥る危険を伴ふものであつて本問題の解決には少なくとも過去に於ける鮮農壓迫の事實、形式壓迫する支那官民の心裡分析、山東直隸移民の分布状態、朝鮮人の分布状態等を研究し盡し周到なる用意の下に判斷を下す必要があると思ふ。本書では元より此等總ての點に就て充分研究を積む餘裕を持たなかつた。従つて自信ある結論を下す事は出来ない事を遺憾とする。

本問題に對して多少なり卑見を述べるに先立ち先づ實際問題として山東直隸移民の増加に歸著し得べき鮮人壓迫と云ふ事實が果して存在するか否かを一應吟味して見なければならぬ。之に關して色々な材料をあさつた結果發見し得たものは先づ次に掲げる様なものである。

一、興京、通化、寬甸縣方面では避難民移住の餘波は多數の鮮農に及び鮮農は移食住の根柢を覆されむとして大騒をして居る。即ち奥地に移住する避難民は別に生活方便とてなく、農耕は唯一の道なれば耕地借入れに競争を初め從來鮮農が支那人地主との貸借契約より約三割程高く契約するので目前の利に囚はれた地主達は鮮農との契約を破つて避難民に貸す者續出し多數の鮮農は播種期を目前に控へし昨今非常な恐慌を來して居る。(一鮮人の談として掲げらる) 一、近時東省支那官憲が北方奥地の開墾事業に着目し南方より來集する難民に對し各機關を通して施策を爲し移住民福利増進に務めつゝあるは注視に値するものとして其半面に於て最近在滿鮮人の行動に著しく注意を拂ひ從來の放任的

態度を一變し既往の滿洲在住鮮人に對しては之を追及せざるも新移住者は滿洲に入れざる方針を定め今後の新移住者に對しては居住許可證を與へざるを以て勢ひ各方面に亘つて在住鮮人にも壓迫の手を加ふる事無きやを保し難し。云々

一、間島地方に於ては支那官憲は移民救済策として昨年末より從來鮮農の小作し居たる學田（教育費補助の爲め各縣勸學所の管理に屬する官有地）を回收し移民に配給したりと云ふ風評ありしも一部鮮農等の反對運動に依り中止するに至りたるもの如し。延吉縣内に於ては支那人地主より移民に分配の爲め小作權を回收せられ本年中他に移住したる鮮農は十數戸に達したり。云々

一、鮮農中にも山東移民同様山地を開墾し農耕を營む者少なからざるに近年山東移民の來住に依り一年乃至三、五年の短期なる小作契約は地主の自由に解約せられ漸次其の領域を縮少せられつゝあり。而して他面水田熱勃興に伴ひ地主は鮮農を歓迎する爲め此方面にて小作支那人は鮮農に壓倒せらるゝ形となり近年屢々兩者間に争鬭を惹起するの傾向あり。云々（通化地方に關す）

一、安東方面には山東地方より避難民陸續として來りつゝあるが彼等の多くは何れも労働者であるが一面に於て鮮人労働者も過剩を生じ絶えず生活問題に脅かされつゝある際鮮人に比較すると労働能率あり労働の安價な支那人の増加すると云ふ事は鮮人救済問題の見地から見て由々數一大事である。使用者側に於て見れば能率高き労働の低廉な者を使用する事は當然であるが從來に於ても鮮人労働者か支那人労働者の爲に一大脅威を受け漸次生活の道を奪はれつゝある現狀である。云々

以上は直接に山東直隸避難民の増加と云ふ事に歸し得べき鮮人壓迫の事實として報道せられたものであるが、此關係

以外に於ける一般朝鮮人の壓迫は近時遂日熾烈となりつゝあるが如く殆んど毎日の様に新聞の記事を賑はして居る。或は奉天省長は東邊道尹の意見に基き、東邊道一帯に移住する鮮人を支那に歸化させ言語、文學、服裝、儀禮など悉く支那に倣はせ遵守せざる者には國外に放逐するとの訓令を出したと傳へられ、或は國境匪賊取締りの三矢協定を濫用して戸口調査に名を借つて鮮人を苦しみ僑居證明書なきものには居住を嚴禁し、手数料として強制的に奉大洋一元を徴收し、營口縣知事は奉天省長よりの命令と稱し管内に居住する鮮人農民は全部之を管外に驅逐すべく將來鮮人に對して土地家屋を貸與せるものに對しては其家屋土地を沒收し嚴罰に處すべしとの意味の命令を管内警察に發したと云はれ、其他新民縣に於ても長春縣に於ても鮮人の退去命令、之れに關連する借地契約の破棄等で問題を醸して居る。其他諸種稅捐の徴收に、學校壓迫に凡そ鮮人壓迫の事例は枚擧げに遑が無い程である。

是に由つて觀れば山東直隸移民の増加と云ふ事は相當に在滿鮮人の生活の脅威を高め官憲の壓迫をして一層激烈ならしめる因を爲すものと考へられないでも無い様である。が然し仔細に觀察すれば此等支那官憲の鮮人に對する壓迫を悉く自國移民増加に歸すると云ふ事は非常な早計ではないかと思ふ。

元來支那官憲が鮮人を壓迫すると云ふ根本の理由は鮮人人間の經濟的利害が兩立しないが爲めでは無く鮮人は日本の國籍を有するものであり彼等の發展は日本人勢力侵入の先驅を爲すものであると云ふ考へ方に歸著するものゝ様である。であるから排日氣分の存する處其反映は必ず排鮮人となる。殊に支那人には彼等よりも劣等民族であると考へて居る朝鮮人が治外法權を享有し日本官憲の威を借つて事を爲さむとするのを非常に嫌惡して居る様である。従つて彼等の對鮮人政策の理想は鮮人の徹底的驅逐ではなく、鮮人が日本との關係を絶ち名實共に支那人化し支那人の擲取に甘むぜしむる事にある。既に鮮人の壓迫が經濟的理由と云ふよりも寧ろ政治的理由による以上山東直隸の難民の増加が直接に

鮮人壓迫と云ふ形になつて現れると云ふ事は考へられない處である。

更に支那側地主の立場から云ふも鮮人は彼等と利害相通するものが多い。畑作に不適當な土地を彼等獨特の經驗と手腕によつて美田と化して貰ふ事は地主に取つて有難い事に違ひ無い。であるから地主は誠實勤勉な鮮人である以上之を歓迎すると云ふのが先づ滿洲一般を通じての傾向である。昨年通化興京等の地方で起つた小作契約禁止問題も地主が水田經營の有利なるに着目し鮮人を小作人として従來の畑地を水田に變更する爲め、支那人の小作農や農業労働者が其生業を奪はれる事となり其處で支那官憲が細農に同情して鮮農を壓迫する事によつて之を保護せむとしたのであつて支那地主は官憲の壓迫から引いて朝鮮人の退去となる事に大なる脅威を感じ内心之に反對して居たのは事實である。一般に地主は鮮人に負ふ處多く、鮮人は地主から搾取せられると云ふ事はあり得ても排斥壓迫を受けると云ふ事は先づ少くないと見るべきである。鮮人と地主とが斯の如き關係に立つ以上難民の増加によつて直ちに鮮人驅逐の結果を來すとも考へられなす。

加之、吉林、黒龍江等の未開墾地方の官民は自國人と云はず鮮人と云はず成るべく多數入込んで開墾を促進して呉れる事を希望して居る實情であつて支那官憲の諒解或は補助を受けて鮮人が水田計畫を進めて居ると云ふ報道は一再にして留まらない。吉長日報は曾て「招募鮮人墾荒の研究」と題して左の如き記事を掲げたが恐らく是は支那官民の對鮮人態度の一面を表白して居ると見るべきではあるまいか。

「吉林、黒龍江兩省は土地廣潤にして尙ほ未開墾地域隨處に點在して之が爲資産を有する地主に於ては直隸山東方面の移民を招來して拓殖を爲さしめつゝあるも尙充分ならざるを憂慮し多數の朝鮮人をも招致して耕種に従事せしめむとしつゝあり如斯は産業の助長經濟の發達に著想したるものにして固より有利なる企圖なり而して朝鮮人は中日雙方

統治の下に介在し且歴史上の觀念地理的關係より中國内地に散住する朝鮮人の群衆は追年其數を増し最近日本新聞の記載する處によれば黒龍江管内のみにても本年正月以來の移住者既に六萬五千餘名に達せりと云ふは其數決して寡しとせず。

然るに日本は朝鮮人の統治に關し中華に對して治外法權を放棄せず尤も平常耕種を業とするに際しては何等の利害關係を生ぜざるも將來鮮人の國籍問題より屬地屬人の爭執等より延びて中國國民問題を惹起するは免れ難きにより東三省統治者は勿論人民に於ても最も顧慮研究を要するなり。云々」

之を要するに山東直隸移民の増加は人口既に相當稠密で鮮人と支那移民との職業の爭奪が行はれるか或は歴史的に鮮人間の感情のもつて居る地方即ち主として南滿一帶に於ては經濟的に政治的に多少事端を滋くする惧があるが大勢に於て支那移民は結局僻遠未開墾地に落ち著く者であり朝鮮人との間に土地に關して争ふの必要なく且つ一方は畑作に一方は水田經營に各々其分野を持ち經濟的利害が相反しないとすれば移民の増加に歸因する鮮人の壓迫や排斥は少なくとも大なる形に於ては起り得ざるものと考へられる。即ち全般的觀察からするならば支那移民の鮮人に及ぼす影響は極めて薄いと云ふべきであると信ずる。

本問題に關する在滿日本人官民の觀察は一般に極めて樂觀的であつて當課からの各方面に出した照會に對して回答を得た數は二十有餘に達して居るが移民増加が在滿鮮人に對して重大なる影響を與へるとの觀察は一つも無く大部分は何等關係なしと云ふ事であつた。勿論各地方々々に於て各事情を異にし鮮人對支那人關係も滿洲一律に論ずる事は出來ないのであるが結論に於て皆影響なしと云ふ事に一致して居た。其理由として掲げられて居る重要な點は大體左の様である。

- 一、朝鮮人は主として水田經營を爲すも渡來中國移民は水田と關係が薄い、換言すれば此二者は生活分野を異にして居るが故に互に相侵す必要が無い。
- 一、山東直隸避難民の趣く處は主として人口稀薄の荒蕪地であつて未開の土地、富源は到る處に横つて居るが故に朝鮮人と相争ふ必要がなく交渉を持つ機會も少ない。
- 一、間島地方の如きは在朝鮮人地盤既に鞏固で中國移民が多少來たとしても其居住に不安を與へる様な事はない。

### 附錄第一 出稼華工の運賃

#### 第一項 汽船運賃

一、大連迄の船運賃 山東及び直隸各港から大連までの運賃は取扱店によつて非常の差異があるが天津からは先づ大洋二元乃至三元、芝罘及び龍口からは一元半乃至二元を普通と見る可きであらう。青島からは二元である。左に二三取扱店の運賃を例示する。

大連までの船運賃表

取扱店別	出發港別				
	天	津	龍	口	芝
大連汽船	大洋 三・五〇	小洋 一・六〇			大洋 二・〇〇 (鐵路聯絡割引 一・八〇)
政記公司		大洋 二・二〇		大洋 一・六〇	大洋 二・〇〇 (同 一・六〇)
田中商事	大洋 三・五〇	小洋 二・〇〇	小洋 二・四〇	小洋 二・二〇	大洋 二・〇〇
阿波共同			小洋 一・二〇	小洋 二・〇〇	大洋 二・〇〇

#### 二、營口迄の船運賃 (營口商業會議所報二年四月號による)

龍口より	現大洋	二・七〇
天津より	同	二・六〇
青島より	同	四・〇〇

附錄第一 出稼華工の運賃

第二項 汽車運賃

一、滿鐵

(一) 出稼華工割引乗車券に對する運賃 (大正十四年二月 鐵旅甲第二二四號第二條)

著 發 站	大 運		著 發 站	大 運	
	連	營		連	營
鞍 山	二・九五	四・一〇	撫 順	二・二〇	四・四〇
奉 天	三・七五	一・七五	鄭 家 屯	六・六〇	四・四〇
鐵 嶺	四・八〇	二・六〇	衛 門 川	七・二〇	五・〇〇
開 原	五・一〇	二・九〇	大 平	七・五〇	五・三〇
四 平 街	六・〇〇	三・八〇	開 通	七・八〇	五・六〇
公 主 嶺	六・五〇	四・三〇	洪 南	八・四〇	六・二〇
長 春	七・一〇	四・九〇			

備考 普通運賃の三五%乃至四〇%の割引に當る。

(二) 山東同郷會の數願に應じ小兒、老人及婦人に對する特別取扱を四月一日から開始した、該規則は左の通り。

出稼華工ニ對スル運賃割引及無貨運送特別取扱方左ノ通定メ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年三月三十日

一、十五歳未満ノ小兒及六十歳以上ノ老人ハ無貨トス

二、前號以外ノ婦人ハ大正十四年二月鐵旅甲第二百十四號出稼華工割引乗車券發賣手續ニ規定スル割引運賃ノ半額、男子ハ同手續規定ノ割引運賃トス

三、前號ニ依リ婦人ニ對シ割引乗車券ヲ發賣スル場合ニハ小兒ニ對スル取扱ニ準シ該券ノ斜線ヨリ之ヲ切斷シ甲片ハ旅客ニ交付シ乙片ハ報告用トス乗客賃日報ニハ小兒欄ニ其ノ員數ヲ記入スヘシ

四、本取扱ニ依リ無貨及半貨ヲ以テ乗車スルモノニ對シテハ四洮線ト聯絡ノ取扱ヲ爲サス

五、本取扱ハ昭和二年四月一日ヨリ同六月三十日迄トス (規定類纂第二編第三類五八五頁參照)

二、四洮線

(一) 墾民に對する割引運賃表 (二月より十一月に至る)

著 發 站 (四平街發)	大 運		著 發 站	大 運	
	引	運		引	運
鄭 家 屯	五〇元	〇・六〇	鄭 家 屯	一・八〇元	一八〇元
衛 門 川	一〇〇	一・二〇	大 平	三三五	四〇〇
大 平	一二五	一・五〇	開 通	四〇〇	五〇〇
開 通	一五〇	一・八〇	洪 南	五〇〇	六三〇
洮 南	二〇〇	二・四〇			

附録第一 出稼華工の運賃

備考 割引率は約七割に當る。七歳以下の小孩に對しては割引運賃の半額。

(一) 難民に對する割引 (四月二十日開始)

(二) 難民に對する割引 (八月末迄繼續)  
 十五歳以下の小兒六十歳以上の老人に對しては無賃。  
 前項の小兒老人を除きたる

男子に對しては 七割引  
 女子に對しては 八割五分引

(普通運賃に就ては前表参照)

三、洮昂線

(一) 難民に對する割引 (期間不明)

老幼に對しては無賃其他の者に對しては七割引(但し官憲の證明書を要し此取扱を受けたる者甚だ少數なり)

(二) 墾民に對する割引 (七月以後開始)

洮南驛より乗車し江橋以南各驛に至る者及昂々溪より乗車して鎮東以北各驛に至る者に對しては五割引、七歳以下の小孩に對しては無賃、

參考 洮昂線三等運賃表

洮南發	元
白城子	〃七〇
鎮東	一・四五

東屏	二・〇〇
街基	二・五〇
泰來	二・七〇
五廟子	三・二〇
江橋	三・六五
大興	三・九〇
昂々溪	四・五〇

四、奉海鐵道 (四月十六日より八月十五日迄特別割引せり)

十二歳以下六十歳以上 無賃

以上の外 三割引

參考 奉天山城鎮迄の三等貨銀小洋票三九・五〇元。

五、東支鐵道

東支鐵道は長春哈爾濱間割引乗車賃を制定せり。

貨車輸送の三元五角を一元九角二分とす。

六十歳以上の老人及十歳以下の子供一車五人を限度として無賃。

其後無賃輸送を爲す爲め一車四十人を收容し得る特別列車六車を連結することとせしが後八月一日迄を限りとし東

南、西三線に互り無賃輸送を開始せり。

附録第一 出稼華工の運賃

六、京 奉 道

一九二五年實施の割引賃銀表

- 天津より奉天及營口間
- 大凌河奉天間
- 大凌河營口間
- 十二歳以下の小兒は無賃

四・〇〇  
 一・四〇  
 一・〇〇

一、自大正十二年六月大連上陸苦力仕出港別統計

出稼先	出稼月	出稼日	出稼人数	出稼日数	出稼日数	出稼人数	出稼日数	出稼日数
天津	六月	一	...	...	...	...	...	...
天津	六月	二	...	...	...	...	...	...
天津	六月	三	...	...	...	...	...	...
天津	六月	四	...	...	...	...	...	...
天津	六月	五	...	...	...	...	...	...
天津	六月	六	...	...	...	...	...	...
天津	六月	七	...	...	...	...	...	...
天津	六月	八	...	...	...	...	...	...
天津	六月	九	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十一	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十二	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十三	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十四	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十五	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十六	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十七	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十八	...	...	...	...	...	...
天津	六月	十九	...	...	...	...	...	...
天津	六月	二十	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿一	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿二	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿三	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿四	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿五	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿六	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿七	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿八	...	...	...	...	...	...
天津	六月	廿九	...	...	...	...	...	...
天津	六月	三十	...	...	...	...	...	...
天津	六月	合計	...	...	...	...	...	...









